

# 札幌市自殺総合対策行動計画 2024（案）

～自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～

（2024 年度～2028 年度）

**【本書】**

札幌市



## 目次

|  |    |
|--|----|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b> .....                   | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                              | 1  |
| 2 計画の位置付け .....                              | 2  |
| 3 他計画との関連 .....                              | 3  |
| 4 計画期間.....                                  | 4  |
| 5 計画の策定体制 .....                              | 4  |
| <b>第2章 札幌市における自殺の現状</b> .....                | 5  |
| 1 死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率.....                  | 6  |
| 2 自殺者数及び自殺死亡率の推移.....                        | 7  |
| 3 年代別自殺者の状況 .....                            | 9  |
| 4 職業別自殺者の状況 .....                            | 11 |
| 5 原因・動機別自殺者の状況.....                          | 14 |
| 6 同居人の有無別自殺者の状況.....                         | 15 |
| 7 自殺未遂歴の有無別自殺者の状況.....                       | 16 |
| 8 場所別自殺者の状況 .....                            | 19 |
| 9 各年代における職業別自殺者の状況 .....                     | 20 |
| 10 各職業における原因・動機別自殺者数の状況 .....                | 22 |
| 11 全国及び政令指定都市との比較からみた札幌市の自殺の現状.....          | 24 |
| 12 札幌市における自殺の現状のまとめ .....                    | 29 |
| <b>第3章 第3次計画の実績と成果</b> .....                 | 31 |
| 1 【基本方針I】心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進.....  | 31 |
| 2 【基本方針II】地域における自殺のハイリスク者対策の推進 .....         | 33 |
| 3 【基本方針III】若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援対策の推進 ..... | 35 |
| 4 【基本方針IV】自殺未遂者支援の充実 .....                   | 36 |
| 5 【基本方針V】自死遺族等に対する支援の充実.....                 | 37 |
| 6 【基本方針VI】関係団体等との連携強化と協働による取組の推進.....        | 38 |
| <b>第4章 本計画を策定する上での課題</b> .....               | 43 |
| 1 自殺予防に関する理解の推進と人材養成 .....                   | 43 |
| 2 自殺のハイリスク者対策の推進 .....                       | 44 |
| 3 子ども・若者の自殺対策の推進 .....                       | 44 |
| 4 女性の自殺対策の推進 .....                           | 45 |
| 5 自殺未遂者支援の充実.....                            | 45 |
| 6 自死遺族等に対する支援の充実 .....                       | 45 |
| 7 関係団体等との連携強化.....                           | 46 |
| 8 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響 .....                   | 46 |

|                                      |     |
|--------------------------------------|-----|
| <b>第5章 本計画の基本的な考え方</b> .....         | 48  |
| 1 基本認識.....                          | 48  |
| 2 基本理念.....                          | 50  |
| 3 基本方針.....                          | 51  |
| 4 目標.....                            | 52  |
| <b>第6章 施策の展開</b> .....               | 53  |
| 1 施策の体系.....                         | 53  |
| 2 基本方針の施策及び成果指標.....                 | 55  |
| 施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す.....          | 55  |
| 施策2 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る.....   | 59  |
| 施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する..... | 67  |
| 施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する.....          | 72  |
| 施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする.....  | 75  |
| 施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる.....            | 81  |
| 施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する.....          | 93  |
| 施策8 女性の自殺対策を更に推進する.....              | 105 |
| 施策9 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する.....        | 110 |
| 施策10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ.....           | 112 |
| 施策11 遺された人への支援を充実する.....             | 116 |
| 施策12 関係団体等との連携を強化する.....             | 120 |
| <b>第7章 計画の推進体制</b> .....             | 123 |
| <b>資料編</b> .....                     | 125 |
| 1 計画の検討体制.....                       | 127 |
| 2 計画の策定経過.....                       | 129 |
| 3 市民意見の募集（パブリックコメント）.....            | 130 |
| 4 令和3年度第1回市民意識調査.....                | 131 |
| 5 自殺対策基本法等.....                      | 132 |
| 6 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱.....             | 132 |
| 7 札幌市自殺総合対策連絡会議設置要綱.....             | 135 |
| 8 用語解説.....                          | 137 |

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、1998年（平成10年）に急増し3万人を超えて推移しました。その後、2010年（平成22年）から減少に転じましたが、依然として年間2万人以上の方が自殺で亡くなっています。また、主要先進7か国（G7）の自殺死亡率について、世界保健機関資料（2022年2月）によれば、総数では「日本」は15.7と7か国の中で最も高い状況です。

国は、2006年（平成18年）10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定し、翌2007年（平成19年）6月には自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）を策定し、国を挙げて自殺対策を総合的に推進しています。

2016年（平成28年）4月には基本法を一部改正し、翌2017年（平成29年）及び2022年（令和4年）には大綱の見直しを行い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すこととされました。

札幌市においては、年間自殺者数が全国と同様、1998年（平成10年）に急増して400人を超え、2008年（平成20年）には、過去最多の477人となりました。長らく高止まりが続いていましたが、2012年（平成24年）から減少に転じたものの、依然として、自殺者は年間300人を超えており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれていると言えます。

この間、札幌市は、2008年（平成20年）8月に関係各局の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」、翌2009年（平成21年）7月には副市長を委員長とした関係各局長で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置して、全庁を挙げて自殺対策を進めています。

また、2010年（平成22年）3月に「札幌市自殺総合対策行動計画（2009年度～2013年度）」（以下「第1次計画」という。）、2014年（平成26年）3月に「第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）（2014年度～2018年度）」（以下「第2次計画」という。）、2019年（平成31年）3月に「札幌市自殺総合対策行動計画2019（2019年度～2023年度）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、各部局が連携しながら自殺対策を総合的に推進してきました。

こうした背景を踏まえ、2024年度（令和6年度）からの5か年計画となる「札幌市自殺総合対策行動計画2024～自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」（以下「本計画」という。）を策定し、引き続き、自殺対策に係る取組を推進していきます。

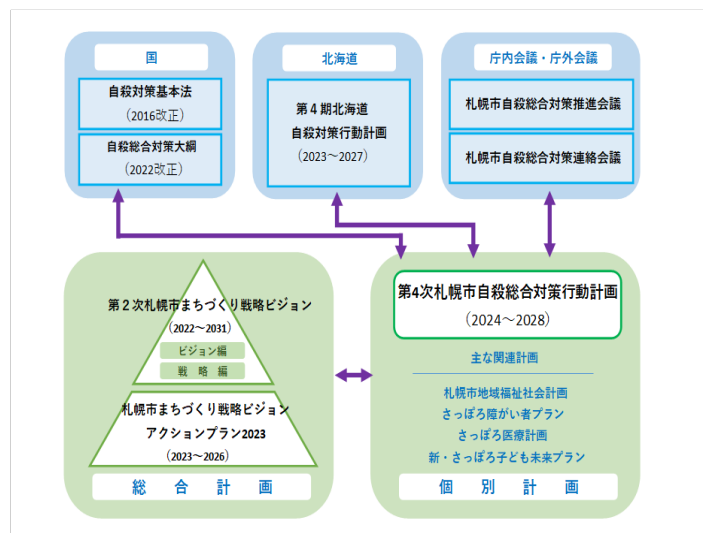
## 2 計画の位置付け

基本法及び大綱に基づき、第4期北海道自殺対策行動計画（令和5年度～令和9年度）との整合性を図った計画であり、札幌市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な計画として位置付けられるものです。

※本計画は、基本法第13条第2項の規定に基づき、策定が義務付けられています。

### 3 他計画との関連

本計画は、札幌市のまちづくりに関する総合計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（2022年度～2031年度）」の趣旨に沿い、中期実施計画である「アクションプラン2023」、「札幌市地域福祉社会計画2024」、「さっぽろ障がい者プラン2024」及び「さっぽろ医療計画2024」等の個別計画との方向性や施策等との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとします。



## ※ SDGs

「誰一人取り残されない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国際連合で決まった全世界共通の17個の目標。

### 4 計画期間

本計画の期間は、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）までの5年間とします。

なお、基本法又は大綱が見直された場合等、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 5 計画の策定体制

本計画は、「札幌市自殺総合対策連絡会議」（以下「連絡会議」という。）や「札幌市精神保健福祉審議会」などの意見等を踏まえて策定しております。



## 第2章 札幌市における自殺の現状

本章は、厚生労働省「人口動態統計」及び「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地ベース）」並びにいのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」等のデータを基に作成しておりますが、以下のような集計方法の違いにより、自殺者数に差異が生じています。

### ■ 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

#### 1 日本における外国人の取扱いの差異

「自殺統計」は、日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人のみの自殺者数としています。

#### 2 調査時点の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し計上しているのに対し、「人口動態統計」は自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明して死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合は、遡って自殺に計上しています。

#### 3 計上地点の差異

「自殺統計」は、発見地に計上しているのに対して、「人口動態統計」は、住所地に計上しています。

（「令和4年版自殺対策白書」より抜粋）

### ■ 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」について

#### 1 概要及び目的

地域における自殺の実態に基づいた対策が講じられるよう、厚生労働省自殺対策推進室において、警察庁から提供を受けた自殺データに基づいて、各年の全国・都道府県別・市区町村別自殺者数について再集計しました。

#### 2 資料に用いられているデータについて

##### (1) 自殺者数について

ア 各年の自殺者について、「住居地」及び「発見地」の2通りでそれぞれ集計しています。「住居地」とは、自殺者の住居があった場所、他方、「発見地」とは、自殺死体が発見された場所を意味しています。

イ 各年の自殺者について、「発見日」及び「自殺日」の2通りでそれぞれ集計しています。「発見日」とは、自殺死体が発見された日を意味しています。「自殺日」とは、自殺をした日を意味しています。

ウ 自殺の原因・動機に係る集計については、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を4つまで計上可能としているため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数とは一致しません。

##### (2) 自殺死亡率について

自殺者数を当該地方公共団体の人口で除し、これを10万人当たりの数値に換算したものを、各地方公共団体の人口は、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」に基づき整理しています。

#### 3 集計項目について

警察庁の自殺統計データにおける分類に基づき、以下のとおり区分しています。

##### (1) 年代について

～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～69 歳、70～79 歳、80 歳～に区分しています。

(2) 職業について

【大分類】有職者、無職、不詳に区分しています。

【中分類】上記 3 区分のうち、無職は、学生・生徒等、無職者の 2 区分を内数とします。さらに、無職者は、主婦、失業者、年金・雇用保険等生活者、その他無職者を内数とします。

※「その他」は、「利子・配当・家賃等生活者」、「ホームレス」及び「その他の無職者」等を足し合わせたものです。

(3) 原因・動機について

家庭問題、健康問題、経済・生活問題、勤務問題、交際問題、学校問題、その他、不詳に区分しています。

(4) 場所について

自宅等、高層ビル、乗物、海(湖)・河川等、山、その他、不詳に区分しています。

## ■ 本書で使用している統計について

市民の自殺の実態について把握するため、本書で使用している統計のうち、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」については、以下のデータを用いています。

- ・「自殺日」：自殺が実際に起こった日に焦点をあてるため
- ・「居住地」：市民の自殺の実態について把握するため

※ 本書では、全国・北海道・他政令指定都市の自殺者数についても「自殺日・居住地ベース」のデータを用いているため、各自治体が公表している自殺死亡率とは異なります。

## 1 死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率

札幌市では、10～39 歳の各年齢階級の死因の第 1 位は自殺となっています。

表 1 死因順位別にみた年齢階級・死亡数・死亡率（人口 10 万対）

| 年齢階級  | 第 1 位 |     |       | 第 2 位 |     |      | 第 3 位                     |     |      |
|-------|-------|-----|-------|-------|-----|------|---------------------------|-----|------|
|       | 死因    | 死亡数 | 死亡率   | 死因    | 死亡数 | 死亡率  | 死因                        | 死亡数 | 死亡率  |
| 10～14 | 自殺    | 4   | 5.2   | 不慮の事故 | 3   | 3.9  | 悪性新生物                     | 1   | 1.3  |
| 15～19 | 自殺    | 11  | 13.8  | 不慮の事故 | 4   | 5.0  | 心疾患<br>先天奇形、変形<br>及び染色体異常 | 2   | 2.5  |
| 20～24 | 自殺    | 37  | 39.3  | 悪性新生物 | 4   | 4.3  | 心疾患<br>不慮の事故              | 2   | 2.1  |
| 25～29 | 自殺    | 23  | 23.4  | 悪性新生物 | 8   | 8.1  | 不慮の事故                     | 4   | 4.1  |
| 30～34 | 自殺    | 21  | 20.2  | 悪性新生物 | 9   | 8.7  | 心疾患                       | 4   | 3.9  |
| 35～39 | 自殺    | 24  | 20.2  | -     | -   | -    | 不慮の事故                     | 9   | 7.6  |
|       | 悪性新生物 |     |       |       |     |      |                           |     |      |
| 40～44 | 悪性新生物 | 34  | 25.9  | 自殺    | 33  | 25.2 | 脳血管疾患                     | 11  | 8.4  |
| 45～49 | 悪性新生物 | 75  | 49.0  | 自殺    | 35  | 22.9 | 心疾患                       | 21  | 13.7 |
| 50～54 | 悪性新生物 | 130 | 86.7  | 自殺    | 36  | 24.0 | 心疾患<br>脳血管疾患              | 25  | 16.7 |
| 55～59 | 悪性新生物 | 192 | 146.9 | 心疾患   | 49  | 37.5 | 自殺                        | 37  | 28.3 |
| 60～64 | 悪性新生物 | 325 | 263.9 | 心疾患   | 72  | 58.5 | 脳血管疾患                     | 41  | 33.3 |

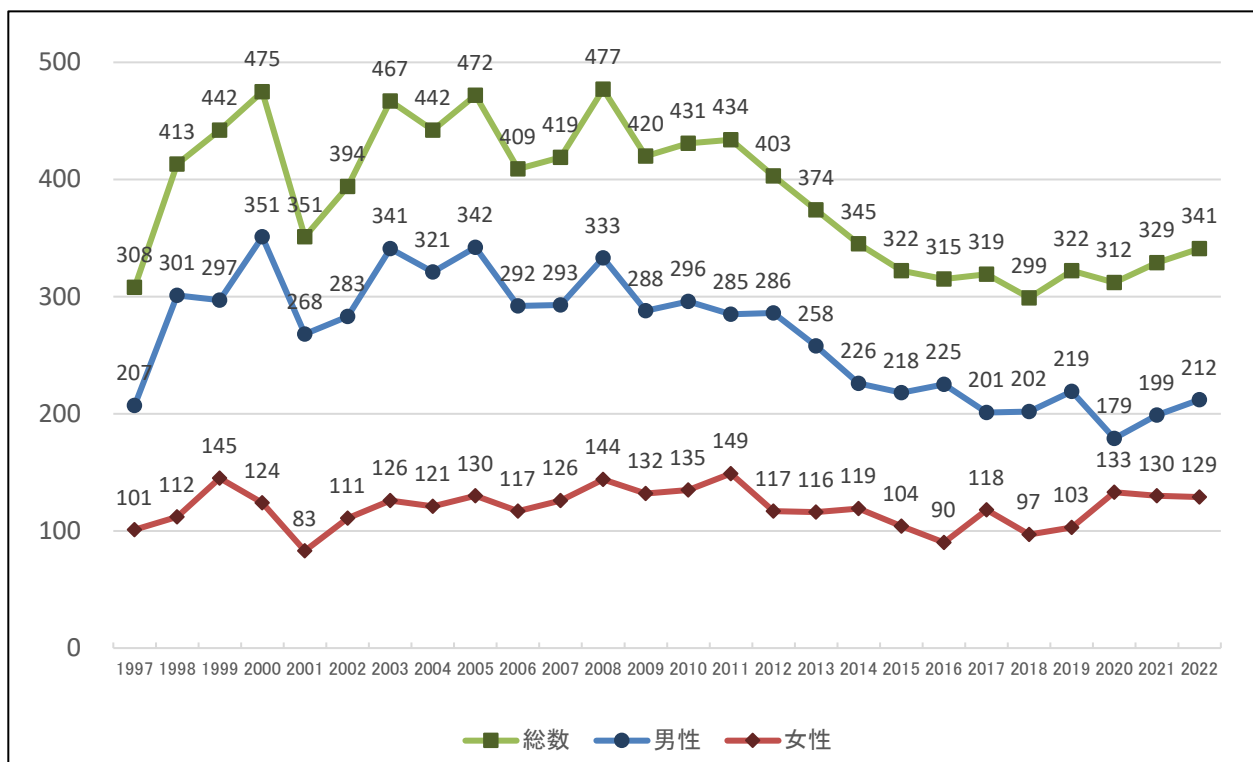
資料：厚生労働省「人口動態統計」及び住民基本台帳人口（令和 4 年 10 月 1 日現在）

## 2 自殺者数及び自殺死亡率の推移

札幌市の自殺者数は、1998年（平成10年）に急増して400人を超え、長らく高止まりが続いていましたが、2012年（平成24年）から減少に転じました。2022年（令和4年）には341人となり、前年から12人増加しています。

図1 自殺者数の推移

(単位:人)

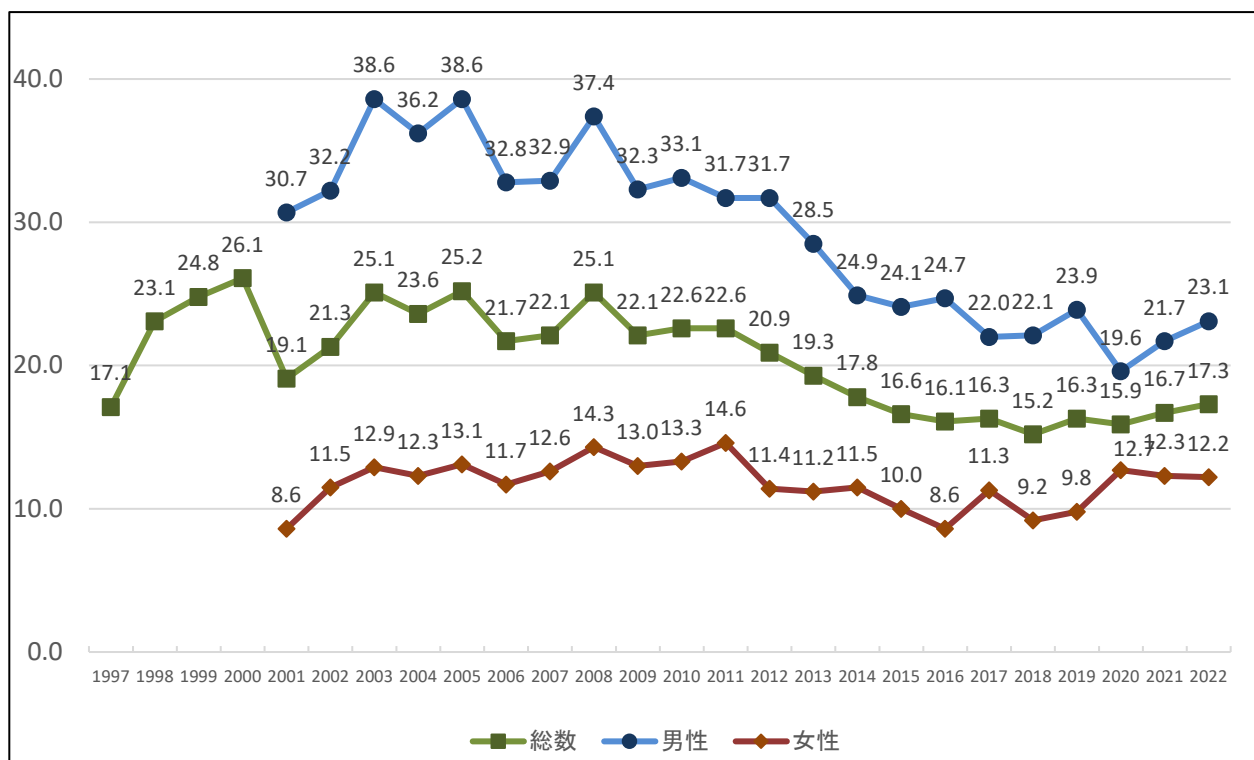


資料：厚生労働省「人口動態統計」

札幌市の自殺死亡率は、自殺者数と同様に、1998年（平成10年）に急増して、2012年（平成24年）に減少に転じるまで、長らく高止まりが続いていました。2022年（令和4年）には17.3となり、前年から0.6ポイント増加しました。

図2 自殺死亡率の推移

（単位：人口10万人あたり）



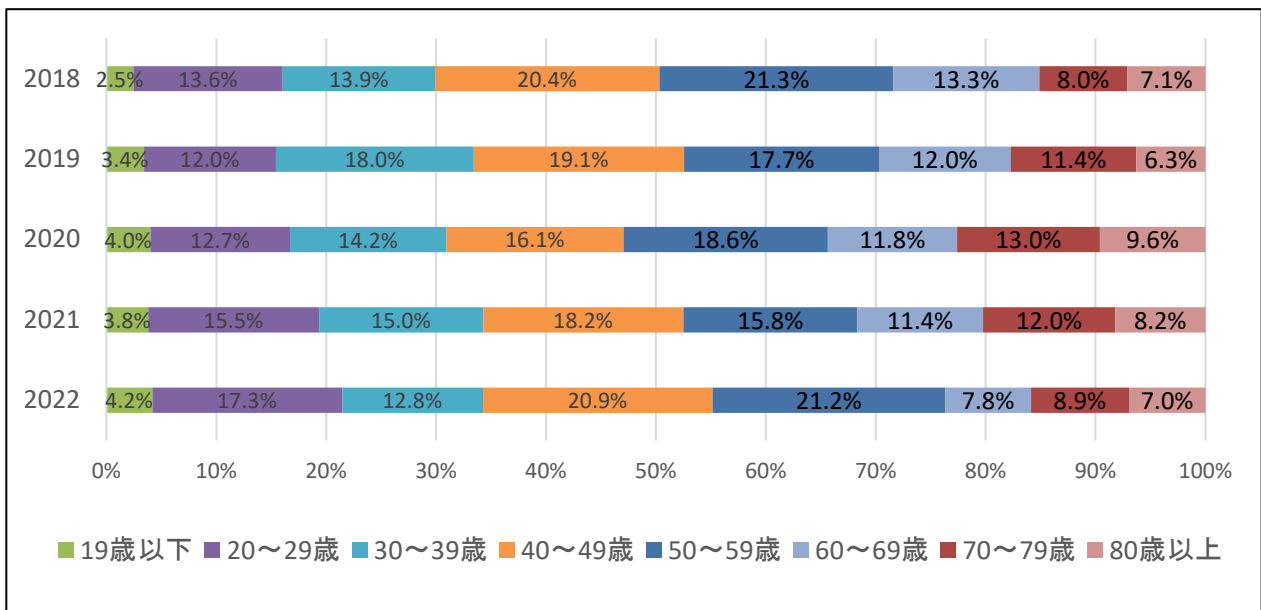
資料：厚生労働省「人口動態統計」及び札幌市衛生年報  
 ※1997～2000の男女別自殺死亡率は非公表

### 3 年代別自殺者の状況

年代別の自殺者数では、40～59歳が最も多く、29歳以下は増加傾向、60～69歳は減少傾向にあり、それ以外の年代では増減を繰り返しながらほぼ横ばいで推移しています。

図3 年代別自殺者割合

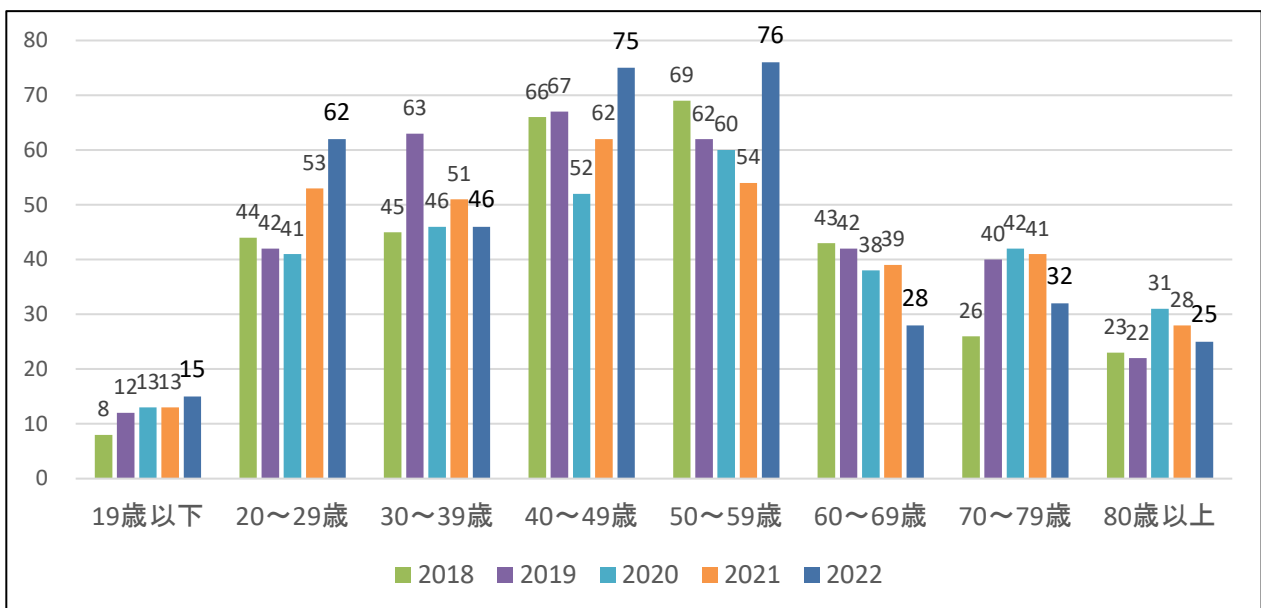
(単位: %)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図4 年代別自殺者数(総数)

(単位: 人)

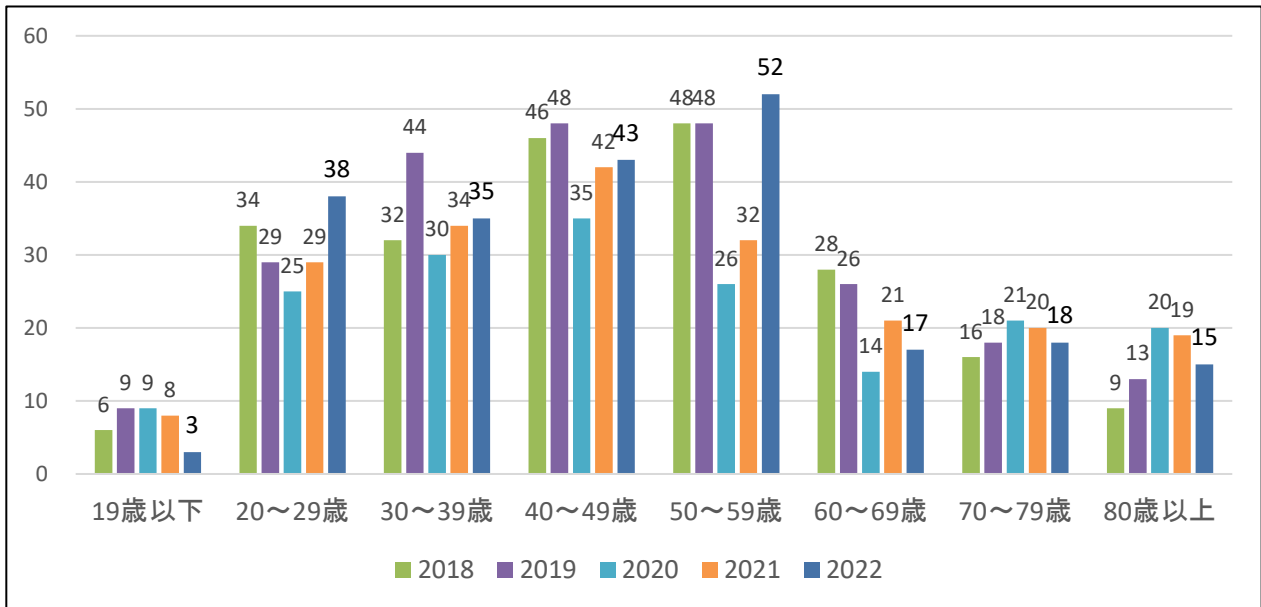


資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

男性の自殺者数は、40～59歳が最も多く、29歳以下は増加傾向にあります。

図5 年代別自殺者数（男性）

（単位：人）

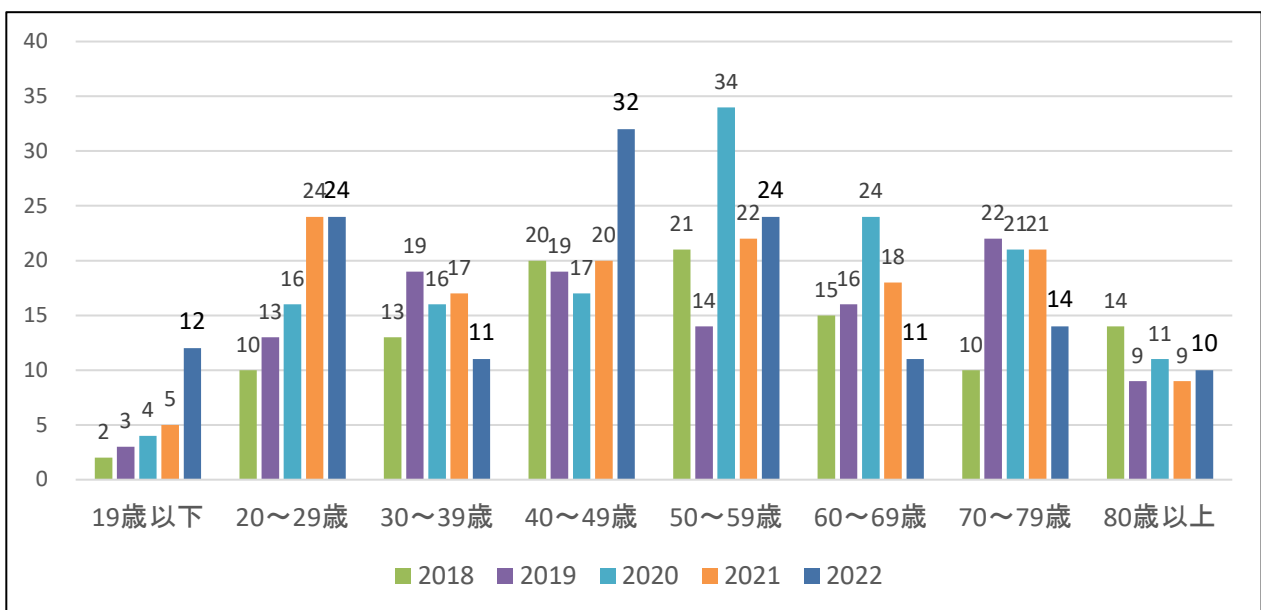


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

女性自殺者数は、その年ごとにばらつきがありますが、男性同様に29歳以下は増加傾向にあります。

図6 年代別自殺者数（女性）

（単位：人）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

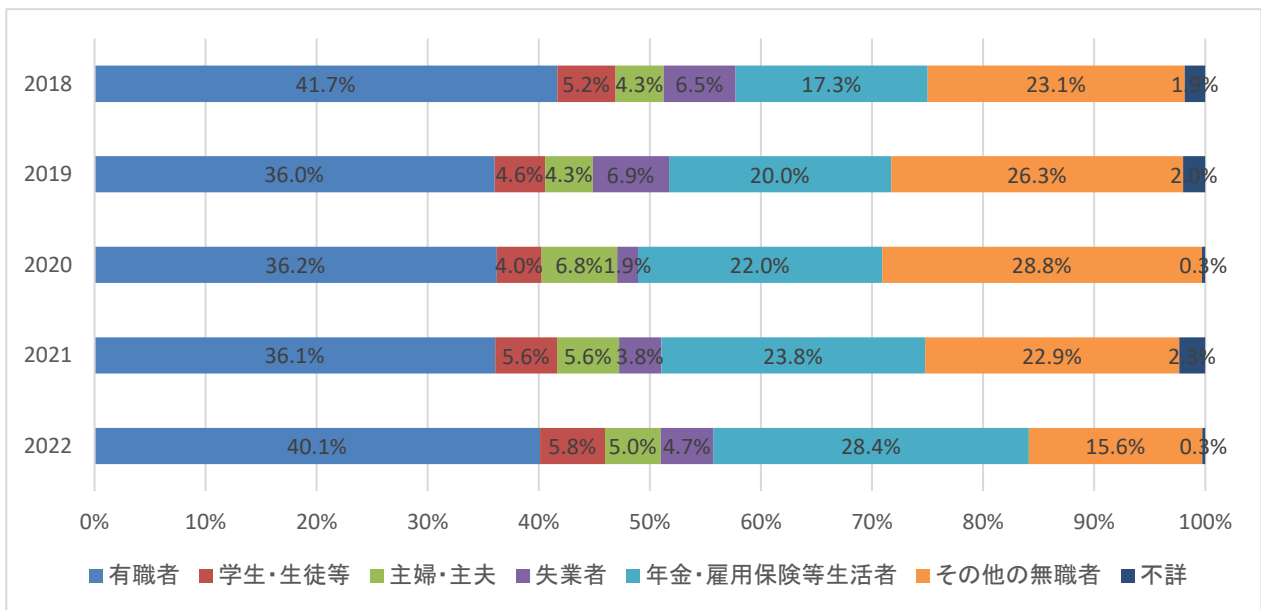
#### 4 職業別自殺者の状況

職業別の自殺者数は、「有職者」「年金・雇用保険等生活者」「その他の無職者」が大きな割合を占めています。

また、「学生・生徒等」の内訳としては、「大学生」が半数を占めています。

図7 職業別自殺者割合

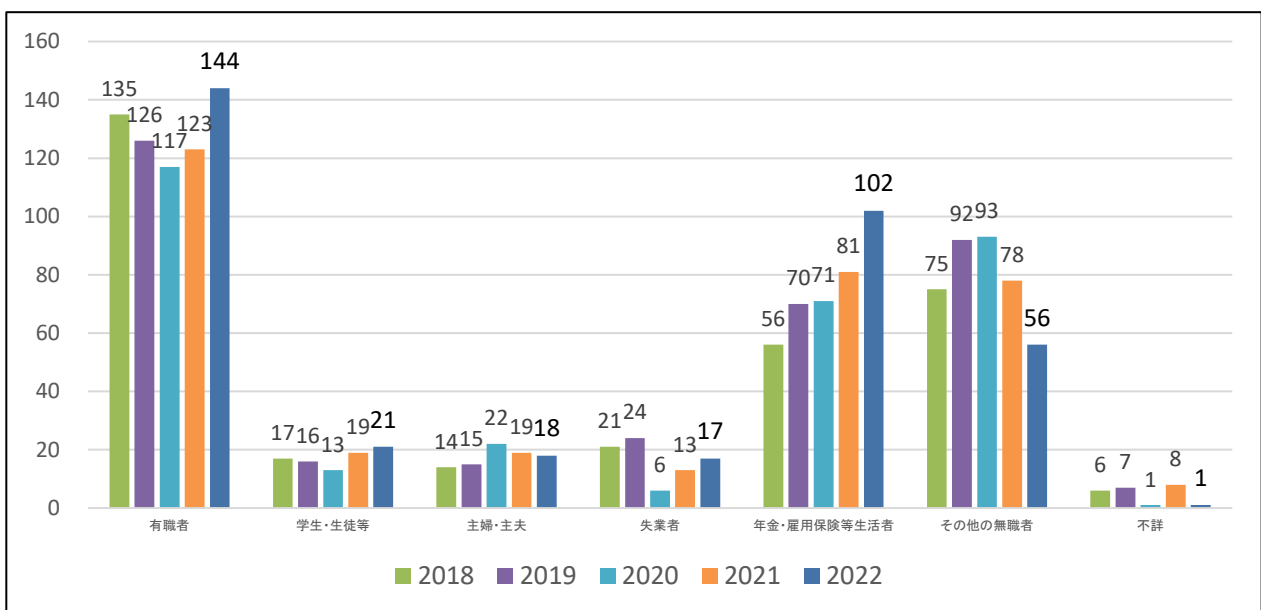
(単位: %)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図8 職業別自殺者数（総数）

(単位: 人)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

表2 「学生・生徒等」の内訳

(単位:人)

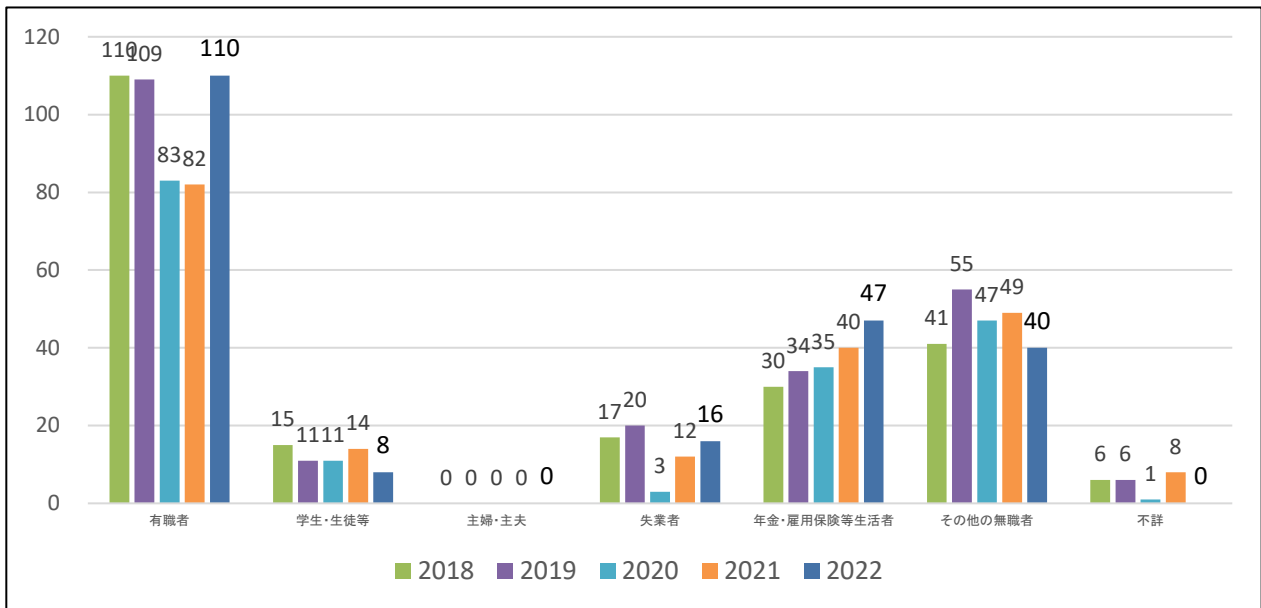
| 学 生 ・ 生 徒 等 | 人 数 | 割 合    |
|-------------|-----|--------|
| 中 学 生 以 下   | 13  | 15.1%  |
| 高 校 生       | 25  | 29.1%  |
| 大 学 生       | 39  | 45.3%  |
| 専 修 学 校 生 等 | 9   | 10.5%  |
| 合 計         | 86  | 100.0% |

資料：厚生労働省自殺対策推進室提供データ  
※人数は、2018年～2022年の合計値。

男性では、2018年（平成30年）から2021年（令和3年）にかけて、「有職者」が減少していましたが、2022年（令和4年）には110人となり、前年から28人増加しました。

図9 職業別自殺者数（男性）

(単位:人)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

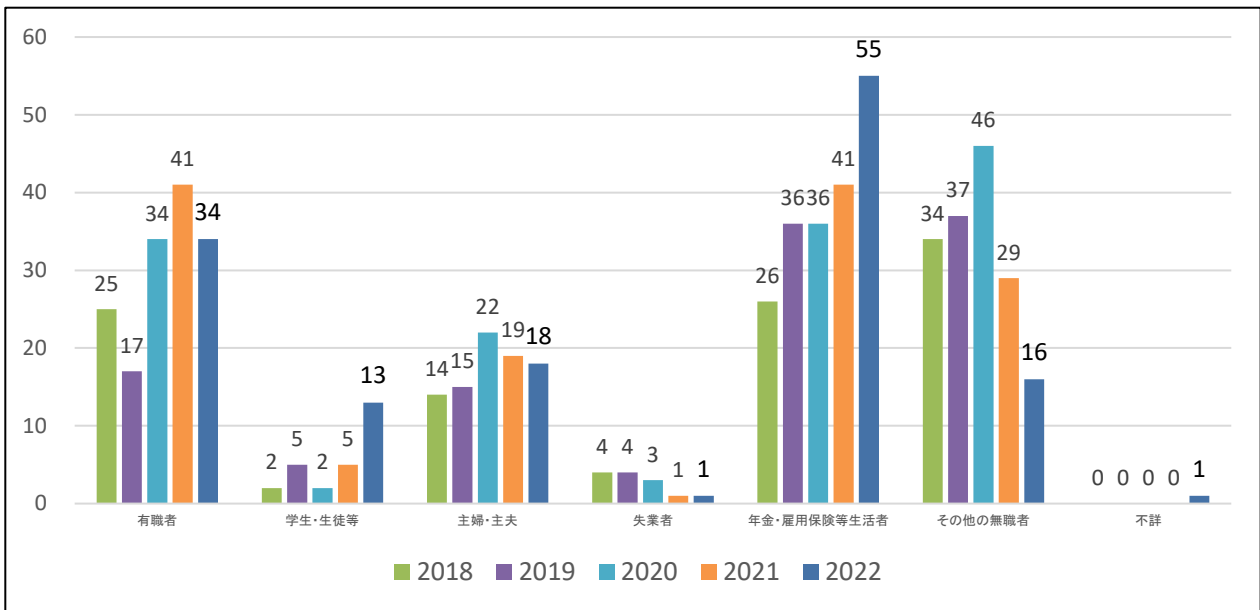
女性では、「年金・雇用保険等生活者」が2018年（平成30年）から2022年（令和4年）にかけて、増加しています。

また、「学生・生徒等」は2022年（令和4年）には13人となり、前年から8人増加しました。



図 10 職業別自殺者数（女性）

（単位：人）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 5 原因・動機別自殺者の状況

自殺の原因・動機の上位は、「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」であり、2009年（平成21年）以降変わっていません。

男女別で見ると、男性は「健康問題」や「経済・生活問題」、女性は「健康問題」が自殺の原因・動機の上位となっています。

表3 原因・動機別件数

(単位:件)

|    | 年    | 家庭問題 | 健康問題 | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 交際問題 | 学校問題 | その他 |
|----|------|------|------|---------|------|------|------|-----|
| 総数 | 2018 | 52   | 124  | 74      | 39   | 19   | 6    | 18  |
|    | 2019 | 53   | 122  | 69      | 44   | 16   | 5    | 23  |
|    | 2020 | 56   | 122  | 48      | 33   | 22   | 8    | 18  |
|    | 2021 | 56   | 117  | 63      | 27   | 21   | 4    | 21  |
|    | 2022 | 79   | 150  | 72      | 54   | 25   | 15   | 33  |
| 男性 | 2018 | 38   | 63   | 63      | 35   | 13   | 5    | 11  |
|    | 2019 | 29   | 59   | 65      | 38   | 8    | 5    | 12  |
|    | 2020 | 26   | 57   | 35      | 26   | 12   | 8    | 6   |
|    | 2021 | 31   | 53   | 56      | 21   | 10   | 2    | 15  |
|    | 2022 | 41   | 67   | 62      | 50   | 12   | 10   | 16  |
| 女性 | 2018 | 14   | 61   | 11      | 4    | 6    | 1    | 7   |
|    | 2019 | 24   | 63   | 4       | 6    | 8    | 0    | 11  |
|    | 2020 | 30   | 65   | 13      | 7    | 10   | 0    | 12  |
|    | 2021 | 25   | 64   | 7       | 6    | 11   | 2    | 6   |
|    | 2022 | 38   | 83   | 10      | 4    | 13   | 5    | 17  |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」  
※複数計上あり、不詳を除く。

## 6 同居人の有無別自殺者の状況

同居人のいる自殺者は全体の5割超、同居人のいない自殺者は4割超で、直近5年間は同様の傾向にあります。

表4 同居人の有無別自殺者数

(単位:人)

|    | 年    | 同居人あり | 同居人なし | 不詳 | 合計  |
|----|------|-------|-------|----|-----|
| 総数 | 2018 | 187   | 133   | 4  | 324 |
|    | 2019 | 181   | 167   | 2  | 350 |
|    | 2020 | 196   | 127   | 0  | 323 |
|    | 2021 | 177   | 163   | 1  | 341 |
|    | 2022 | 209   | 150   | 0  | 359 |
| 男性 | 2018 | 127   | 89    | 3  | 219 |
|    | 2019 | 124   | 109   | 2  | 235 |
|    | 2020 | 104   | 76    | 0  | 180 |
|    | 2021 | 101   | 103   | 1  | 205 |
|    | 2022 | 124   | 97    | 0  | 221 |
| 女性 | 2018 | 60    | 44    | 1  | 105 |
|    | 2019 | 57    | 58    | 0  | 115 |
|    | 2020 | 92    | 51    | 0  | 143 |
|    | 2021 | 76    | 60    | 0  | 136 |
|    | 2022 | 85    | 53    | 0  | 138 |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 7 自殺未遂歴の有無別自殺者の状況

直近5年間の自殺未遂歴のある自殺者の割合は、全体の約25%を占めています。

男女別で見ると、男性では自殺未遂歴のある自殺者は約19%、女性では約35%となっています。

表5 自殺未遂歴の有無別自殺者数

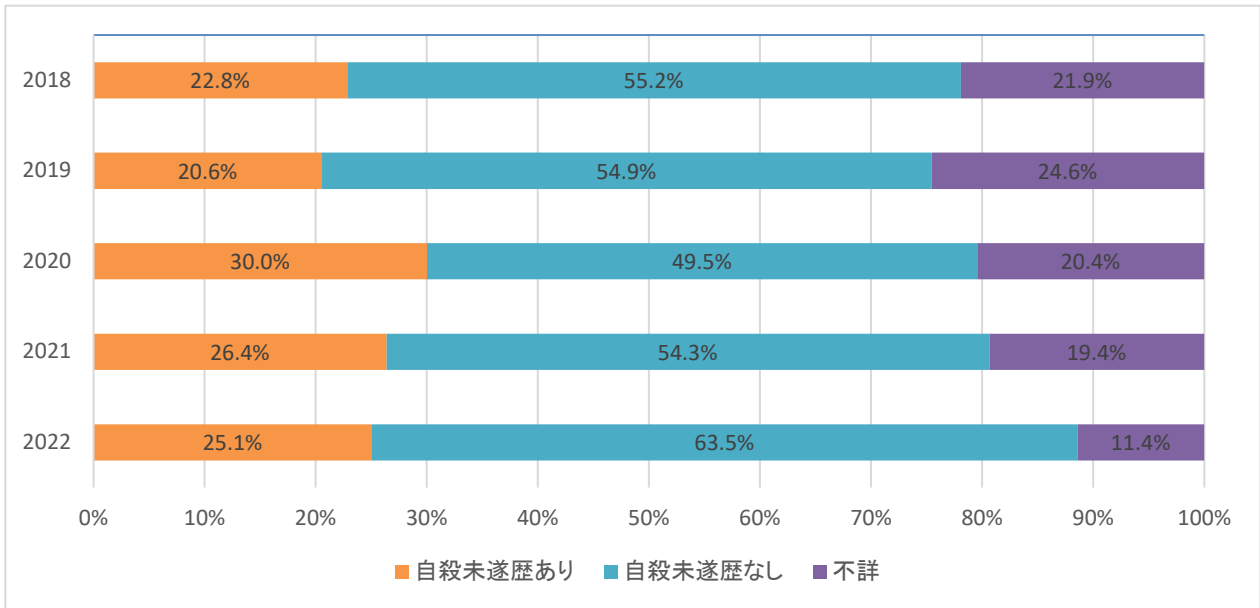
(単位:人)

|    | 年    | 自殺未遂歴あり | 自殺未遂歴なし | 不詳 | 合計  |
|----|------|---------|---------|----|-----|
| 総数 | 2018 | 74      | 179     | 71 | 324 |
|    | 2019 | 72      | 192     | 86 | 350 |
|    | 2020 | 97      | 160     | 66 | 323 |
|    | 2021 | 90      | 185     | 66 | 341 |
|    | 2022 | 90      | 228     | 41 | 359 |
| 男性 | 2018 | 39      | 132     | 48 | 219 |
|    | 2019 | 37      | 138     | 60 | 235 |
|    | 2020 | 43      | 97      | 40 | 180 |
|    | 2021 | 39      | 120     | 46 | 205 |
|    | 2022 | 40      | 159     | 22 | 221 |
| 女性 | 2018 | 35      | 47      | 23 | 105 |
|    | 2019 | 35      | 54      | 26 | 115 |
|    | 2020 | 54      | 63      | 26 | 143 |
|    | 2021 | 51      | 65      | 20 | 136 |
|    | 2022 | 50      | 69      | 19 | 138 |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図 11 自殺未遂歴の有無別自殺者割合（総数）

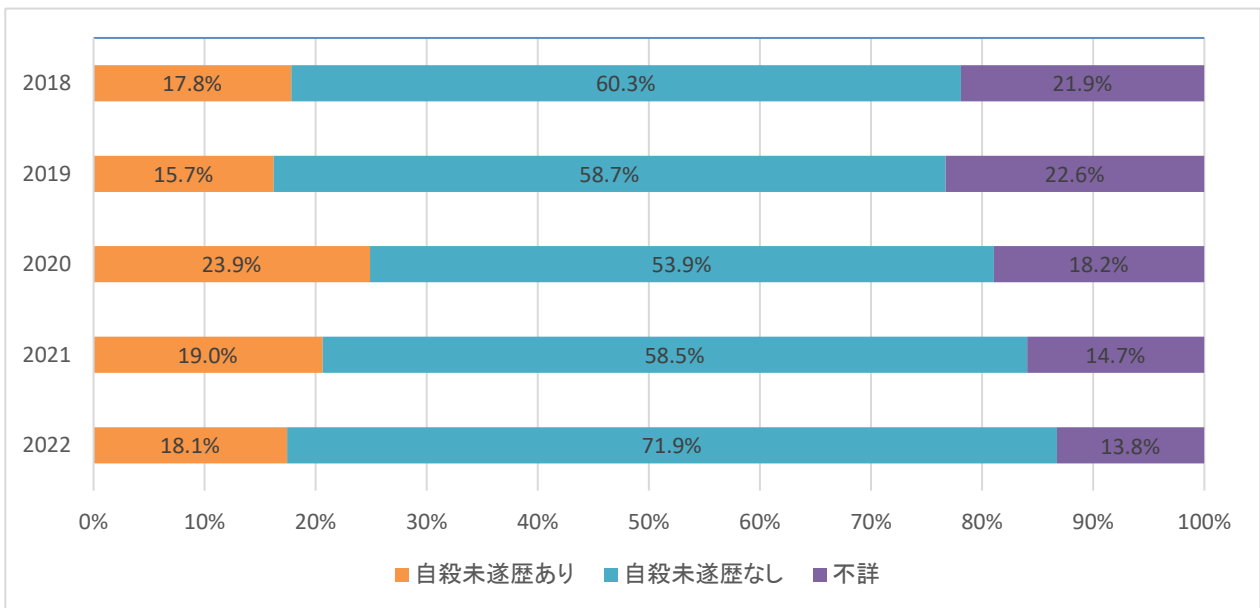
（単位：％）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図 12 自殺未遂歴の有無別自殺者割合（男性）

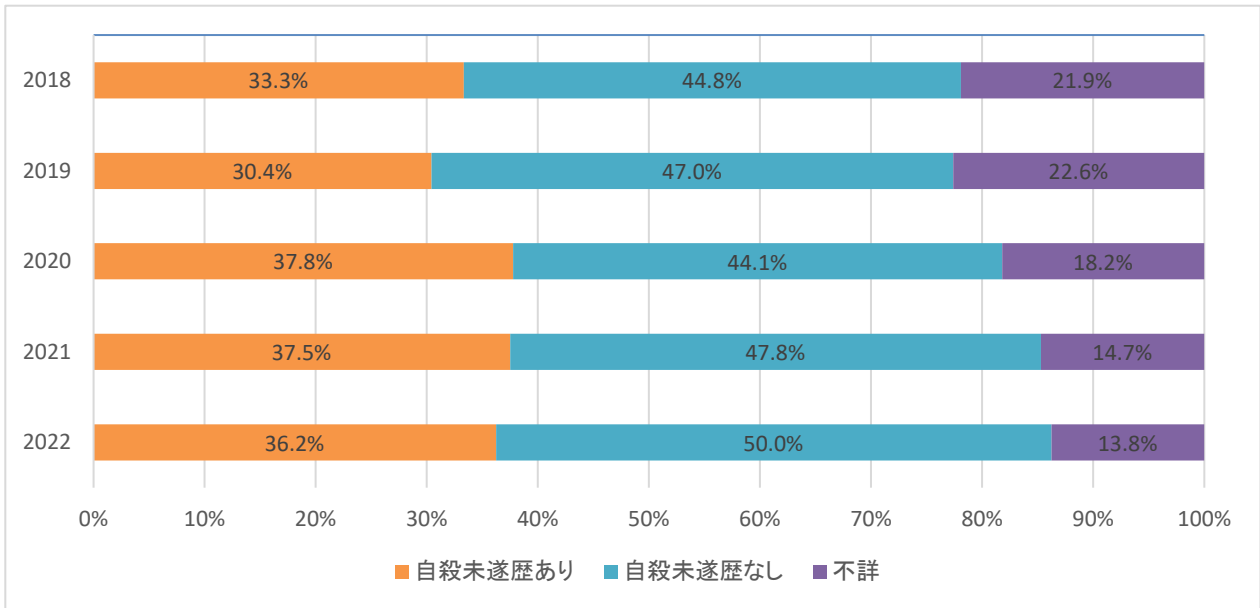
（単位：％）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図 13 自殺未遂歴の有無別自殺者割合（女性）

（単位：％）

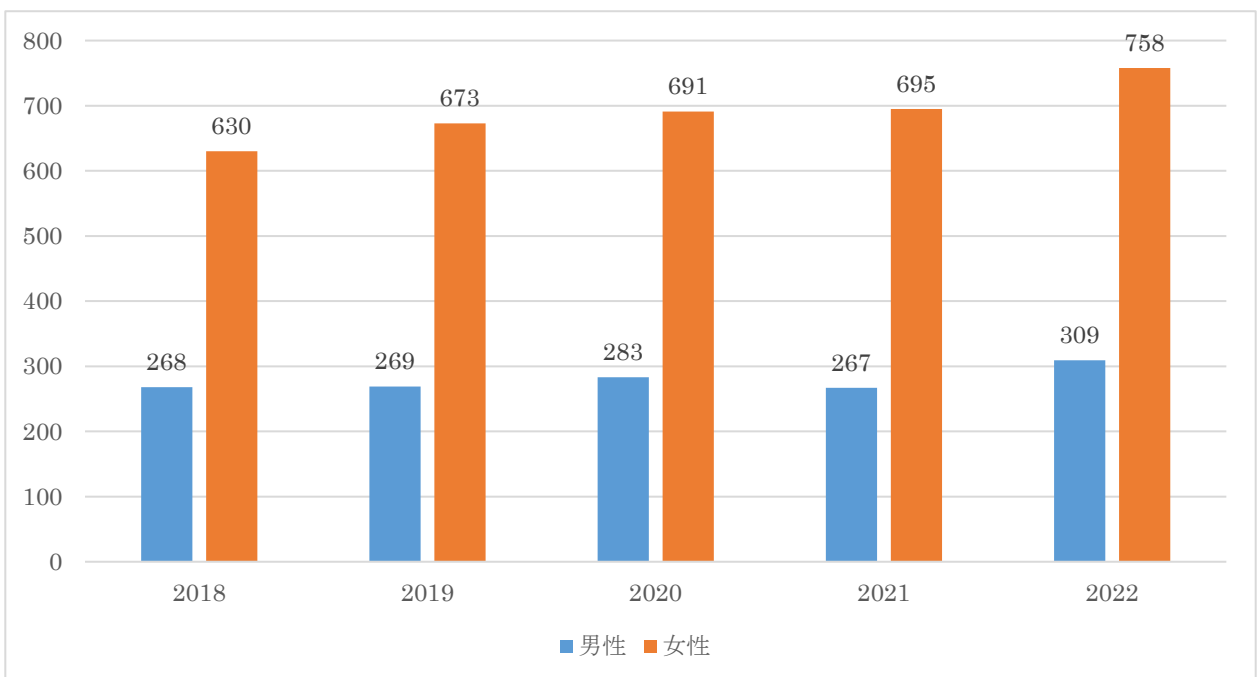


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

市内における自損行為者の救急搬送数は直近5年間で4,843件でした。そのうち女性の救急搬送数は3,447件で男性の救急搬送数1,396件の約2.5倍となっています。

図 14 自損行為による救急搬送状況

（単位：件）



資料：札幌市消防年報

## 8 場所別自殺者の状況

自殺の半数以上は「自宅等」で起きており、次いで「高層ビル」「乗物」が多くなっています。

また、男女別にみると、男性は「自宅等」に次いで「高層ビル」もしくは「乗物」、「海（湖）・河川等」が多く、女性は「自宅等」に次いで「高層ビル」もしくは「海（湖）・河川等」が多くなっています。

表6 場所別自殺者の状況

(単位:人)

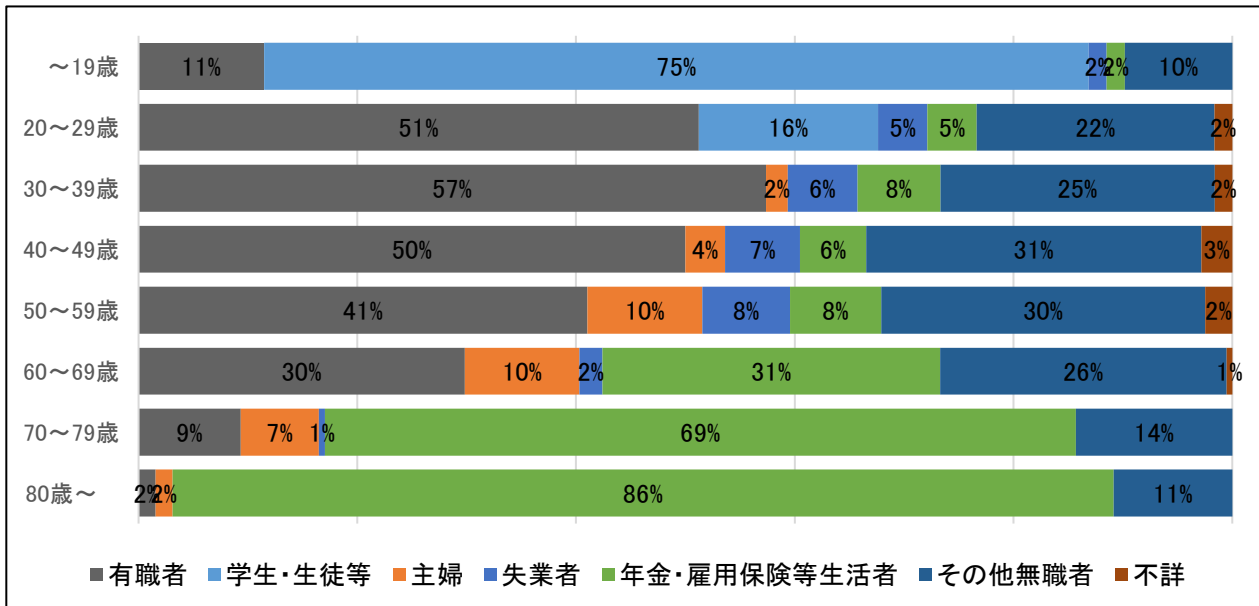
|    | 年    | 自宅等 | 高層ビル | 乗物 | 海(湖)・<br>河川等 | 山  | その他 | 合計  |
|----|------|-----|------|----|--------------|----|-----|-----|
| 総数 | 2018 | 184 | 30   | 21 | 15           | 6  | 68  | 324 |
|    | 2019 | 184 | 32   | 28 | 23           | 10 | 73  | 350 |
|    | 2020 | 192 | 33   | 21 | 7            | 3  | 67  | 323 |
|    | 2021 | 198 | 34   | 13 | 16           | 11 | 69  | 341 |
|    | 2022 | 225 | 16   | 40 | 18           | 4  | 56  | 359 |
| 男性 | 2018 | 116 | 19   | 18 | 12           | 6  | 48  | 219 |
|    | 2019 | 119 | 18   | 22 | 13           | 9  | 54  | 235 |
|    | 2020 | 94  | 15   | 19 | 4            | 3  | 45  | 180 |
|    | 2021 | 106 | 16   | 11 | 11           | 10 | 51  | 205 |
|    | 2022 | 126 | 7    | 34 | 12           | 3  | 39  | 221 |
| 女性 | 2018 | 68  | 11   | 3  | 3            | 0  | 20  | 105 |
|    | 2019 | 65  | 14   | 6  | 10           | 1  | 19  | 115 |
|    | 2020 | 98  | 18   | 2  | 3            | 0  | 22  | 143 |
|    | 2021 | 92  | 18   | 2  | 5            | 1  | 18  | 136 |
|    | 2022 | 99  | 9    | 6  | 6            | 1  | 17  | 138 |

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 9 各年代における職業別自殺者の状況

19歳以下は「学生・生徒等」、20～59歳は「有職者」、60歳以上は「年金・雇用保険等生活者」が最も多くなっています。

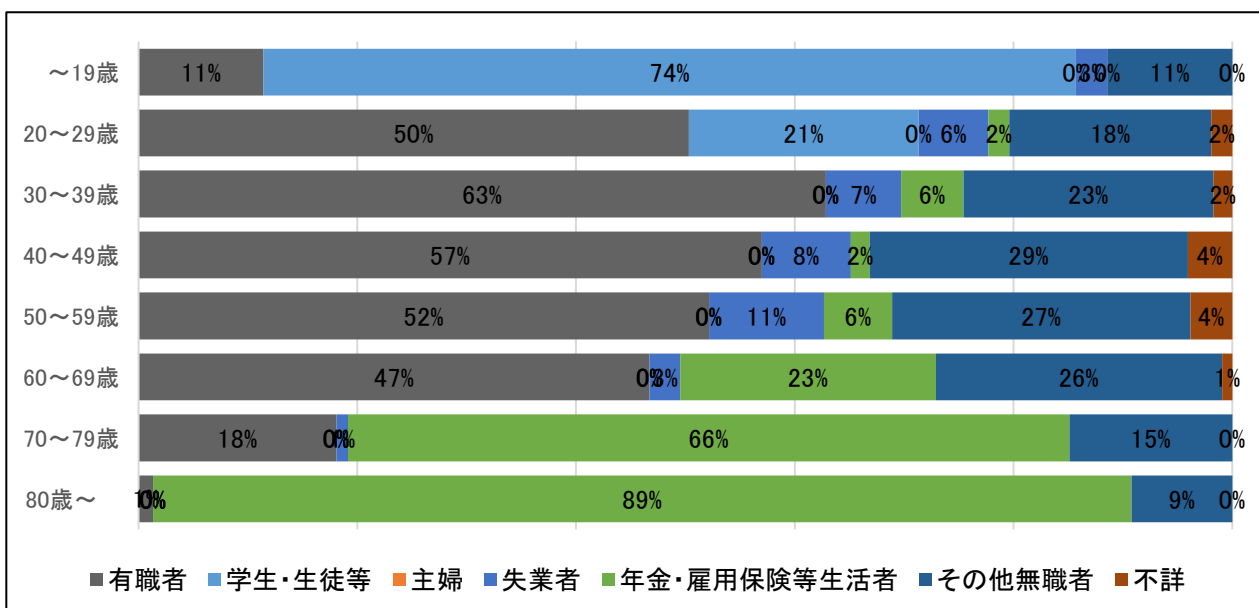
図 15 各年代における職業別自殺者(総数)の割合(直近5年間(2018～2022)合計)



資料：警察庁自殺統計原票データ

男性では19歳以下は「学生・生徒等」、20～69歳は「有職者」、70歳以上は「年金・雇用保険等生活者」が最も多くなっています。

図 16 各年代における職業別自殺者(男性)の割合(直近5年間(2018～2022)合計)

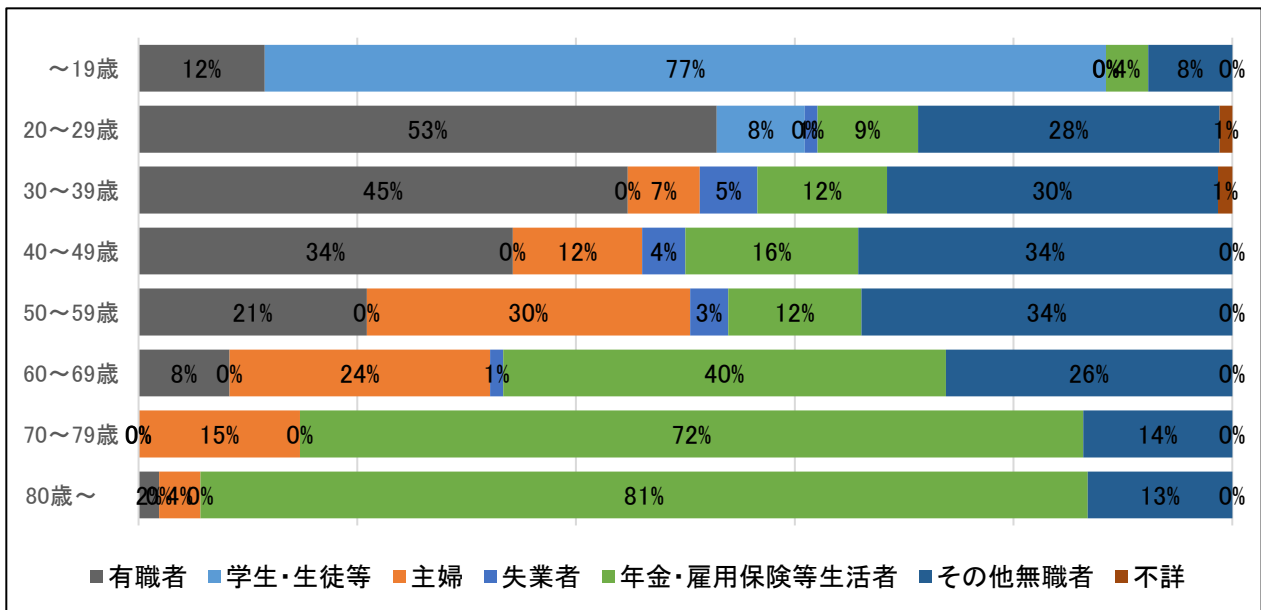


資料：警察庁自殺統計原票データ



女性では19歳以下は「学生・生徒等」、20～39歳は「有職者」、40～49歳は「有職者」及び「その他無職者」、50～59歳は「その他無職者」、60歳以上は「年金・雇用保険等生活者」が最も多くなっています。

図 17 各年代における職業別自殺者(女性)の割合(直近5年間(2018～2022)合計)



資料：警察庁自殺統計原票データ

## 10 各職業における原因・動機別自殺者数の状況

「自営業・家族従業者」の自殺者の主な原因・動機は「健康問題」「経済・生活問題」、「被雇用者・勤め人」の自殺者の主な原因・動機は「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」「勤務問題」となっています。

表7 「有職者(総数)」の自殺者の主な原因・動機(直近5年間(2018~2022 合計))

| 区分            | 年代      | 自殺者数  | 主な原因・動機   |
|---------------|---------|-------|---|
| 自営業・<br>家族従業者 | ~39 歳   | 10 人  | 経済・生活問題: 負債 など  |
|               | 40~59 歳 | 43 人  | 健康問題: 身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題: 事業不振、生活苦、負債 など   |
|               | 60 歳~   | 19 人  | 経済・生活問題: 事業不振、生活苦、負債 など<br>勤務問題: 仕事の失敗 など   |
| 被雇用者<br>・勤め人  | ~39 歳   | 266 人 | 健康問題: 身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題: 生活苦、負債 など<br>勤務問題: 職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ、仕事の失敗 など                             |
|               | 40~59 歳 | 254 人 | 家庭問題: 夫婦関係の不和、親子関係の不和 など<br>健康問題: 身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題: 生活苦、負債 など<br>勤務問題: 職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ、仕事の失敗 など |
|               | 60 歳~   | 57 人  | 健康問題: 身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題: 事業不振、生活苦、負債 など<br>勤務問題: 職場の人間関係、仕事疲れ、仕事の失敗 など                                |

資料: 警察庁自殺統計原票データ

高校生以下の自殺者の主な原因・動機は「家庭問題」「学校問題」となっています。

表8 「学生・生徒等(総数)」の自殺者の主な原因・動機(直近5年間(2018~2022)合計)

| 区分              | 自殺者数 | 主な原因・動機   |
|-----------------|------|---|
| 高校生以下           | 38 人 | 家庭問題: 親子関係の不和、家族からのしつけ・叱責 など<br>学校問題: 学業不振、入試に関する悩み、進路に関する悩み など |
| 大学生及び<br>専修学校生等 | 48 人 | 経済・生活問題: 就職失敗、生活苦 など<br>学校問題: 学業不振、進路に関する悩み など                  |

資料: 警察庁自殺統計原票データ

「主婦・主夫」の自殺者の主な原因・動機は「家庭問題」「健康問題」となっています。

表9 「主婦・主夫」の自殺者の主な原因・動機(直近5年間(2018~2022)合計)

| 区分    | 年代     | 自殺者数 | 主な原因・動機   |
|-------|--------|------|---|
| 主婦・主夫 | ~39歳   | 5人   | 家庭問題:夫婦関係の不和 など<br>健康問題:病気の悩み・影響(精神疾患) など                     |
|       | 40~59歳 | 48人  | 家庭問題:夫婦関係の不和、子育ての悩み など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患)など  |
|       | 60歳~   | 35人  | 家庭問題:親子関係の不和、夫婦関係の不和 など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患)など |

資料:警察庁自殺統計原票データ

「無職者」の自殺者の主な原因・動機は「家庭問題」「健康問題」「経済・生活問題」となっています。

表10 「無職者(総数)」の自殺者の主な原因・動機(直近5年間(2018~2022)合計)

| 区分              | 年代     | 自殺者数 | 主な原因・動機  |
|-----------------|--------|------|--|
| 失業者             | ~39歳   | 28人  | 健康問題:病気の悩み・影響(精神疾患)<br>経済・生活問題:失業、就職失敗 など  |
|                 | 40~59歳 | 48人  | 家庭問題:親子関係の不和、夫婦関係の不和 など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題:失業、生活苦、負債 など |
|                 | 60歳~   | 5人   | 健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題:失業、生活苦 など                               |
| 年金・雇用<br>保険等生活者 | ~39歳   | 15人  | 家庭問題:親子関係の不和、夫婦関係の不和 など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など                         |
|                 | 40~59歳 | 56人  | 家庭問題:親子関係の不和、家族の死亡 など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など                           |
|                 | 60歳~   | 295人 | 家庭問題:親子関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観 など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など                   |
| その他<br>無職者      | ~39歳   | 122人 | 家庭問題:親子関係の不和、家族の将来悲観、子育ての悩み など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など                  |
|                 | 40~59歳 | 183人 | 健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など<br>経済・生活問題:生活苦、負債 など<br>その他:犯罪発覚等、孤独感 など           |
|                 | 60歳~   | 90人  | 家庭問題:家族関係の不和、家族の将来悲観など<br>健康問題:身体の悩み(身体の病気)、病気の悩み・影響(精神疾患) など                          |

資料:警察庁自殺統計原票データ

## 11 全国及び政令指定都市との比較からみた札幌市の自殺の現状

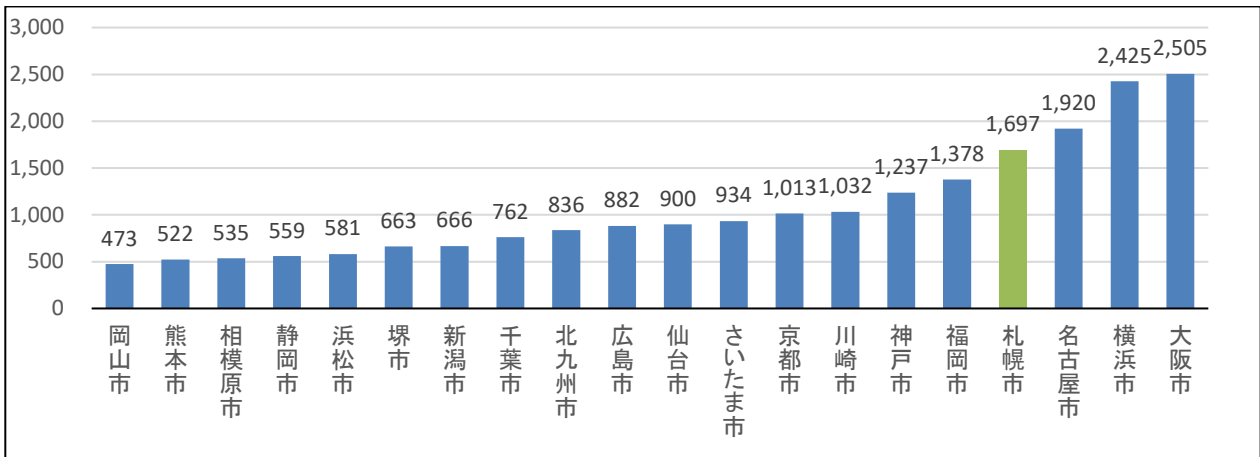
札幌市と他の政令指定都市の直近5年間の数値を比較すると、札幌市の自殺者数及び自殺死亡率はともに4番目です。

自殺死亡率は、北海道（札幌市を含む）より0.7ポイント低くなっていますが、全国より0.9ポイント高くなっています。

※ ここで示す全国及び政令指定都市のデータは、札幌市の集計に合わせて「自殺日・住居地ベース」であり、各自治体が公表している自殺死亡率とは異なる場合があります。

図 18 各政令指定都市の自殺者数(直近5年間(2018~2022年)合計)

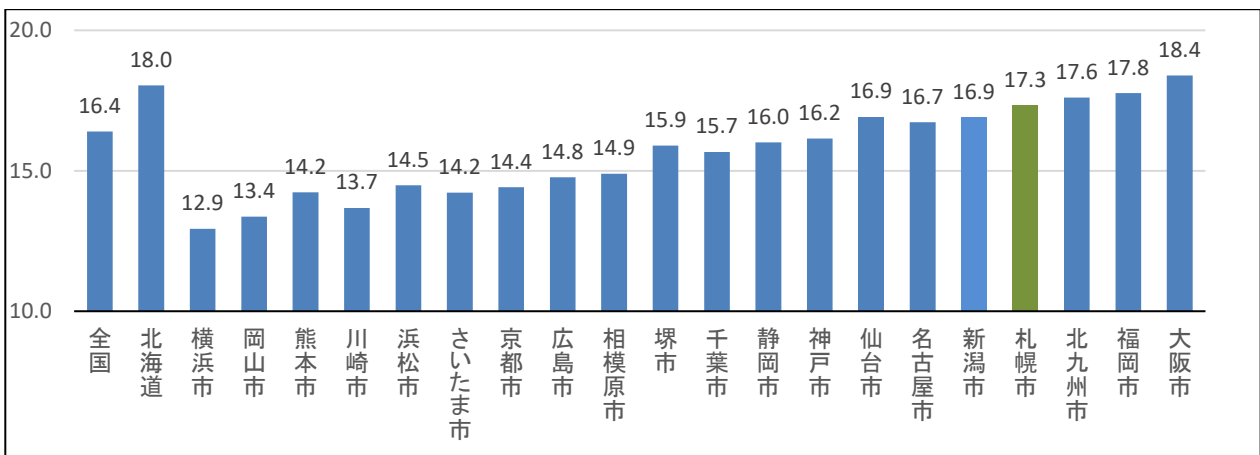
(単位:人)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図 19 各政令指定都市及び北海道・全国の自殺死亡率(直近5年間(2018~2022年)平均)

(単位:人口10万人あたり)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

札幌市と他の政令指定都市の直近5年間の年代別自殺死亡率を比較すると、札幌市は30～39歳が1番目、20～29歳及び40～49歳が2番目、19歳以下が5番目と、若者の自殺死亡率が非常に高い状況です。また、全国と比較しても、59歳以下の自殺死亡率が高い状況です。

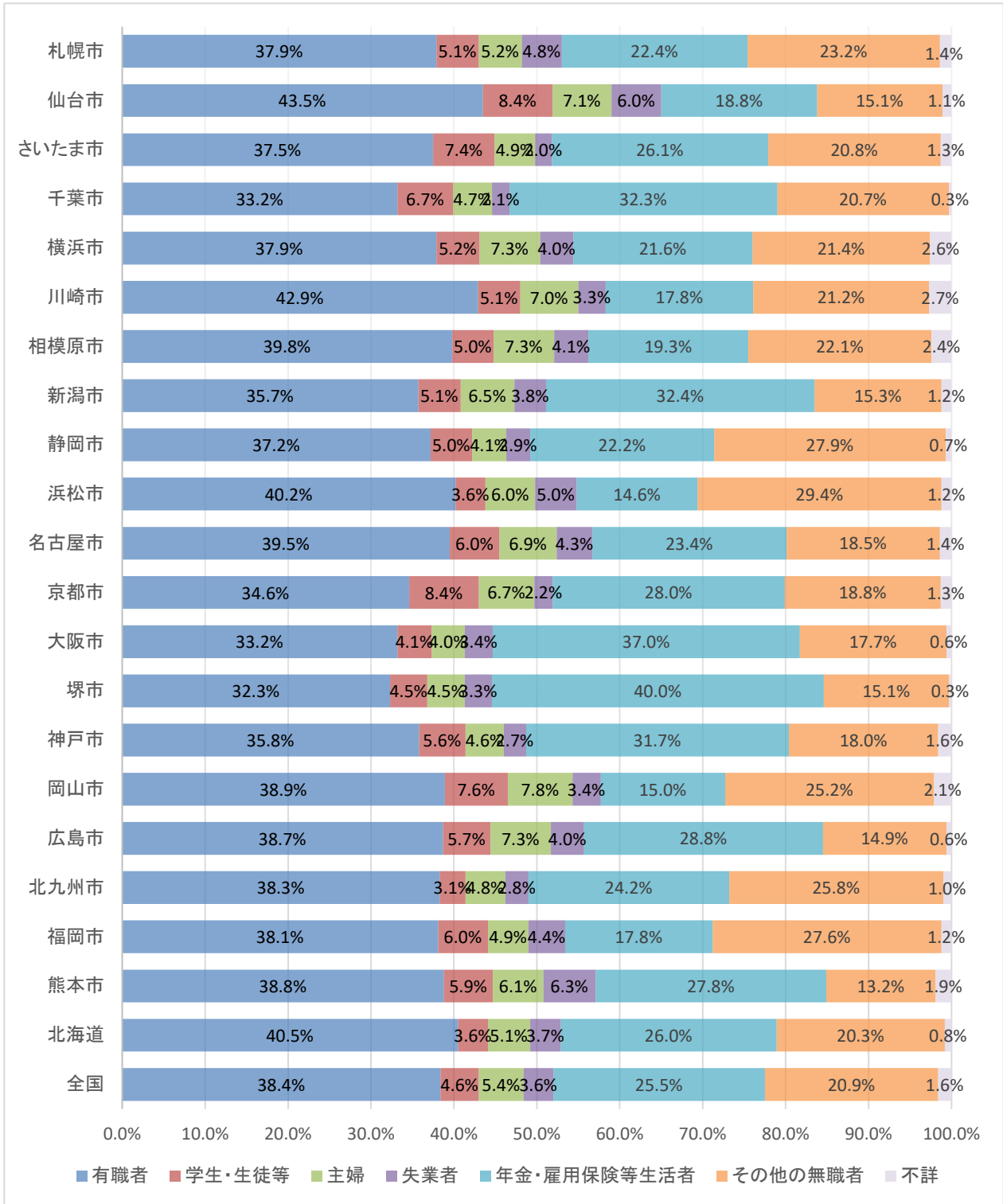
表11 各政令指定都市及び北海道・全国の年代別自殺死亡率(直近5年間(2018～2022年)平均)  
(単位:人口10万人あたり)

| 順位 | ～19歳   |       | 20～29歳 |       | 30～39歳 |       | 40～49歳 |       |
|----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|    | 自治体名   | 自殺死亡率 | 自治体名   | 自殺死亡率 | 自治体名   | 自殺死亡率 | 自治体名   | 自殺死亡率 |
| 1  | 千葉市    | 4.3   | 仙台市    | 26.4  | 札幌市    | 21.0  | 北九州市   | 22.5  |
| 2  | 岡山市    | 4.2   | 札幌市    | 24.3  | 福岡市    | 20.4  | 札幌市    | 21.5  |
| 3  | 静岡市    | 4.1   | 名古屋市   | 21.0  | 仙台市    | 19.7  | 福岡市    | 20.4  |
| 4  | さいたま市  | 4.1   | 福岡市    | 20.5  | 北九州市   | 19.4  | 大阪市    | 20.3  |
| 5  | 札幌市    | 4.1   | 北九州市   | 19.9  | 浜松市    | 18.3  | 仙台市    | 19.8  |
| 6  | 大阪市    | 4.0   | 新潟市    | 19.4  | 新潟市    | 17.9  | 名古屋市   | 18.9  |
| 7  | 名古屋市   | 3.9   | 千葉市    | 19.2  | 大阪市    | 16.9  | 浜松市    | 18.9  |
| 8  | 福岡市    | 3.7   | 静岡市    | 18.6  | 堺市     | 16.7  | 千葉市    | 18.7  |
| 9  | 広島市    | 3.6   | 神戸市    | 18.5  | 相模原市   | 16.5  | 熊本市    | 18.2  |
| 10 | 北九州市   | 3.6   | 大阪市    | 18.5  | 熊本市    | 16.3  | 堺市     | 18.0  |
| 11 | 神戸市    | 3.5   | 京都市    | 17.8  | 広島市    | 16.0  | 神戸市    | 18.0  |
| 12 | 仙台市    | 3.4   | 相模原市   | 17.7  | 千葉市    | 15.9  | 広島市    | 17.6  |
| 13 | 浜松市    | 3.2   | 岡山市    | 17.6  | 神戸市    | 15.7  | 静岡市    | 17.6  |
| 14 | 熊本市    | 3.2   | 広島市    | 16.6  | さいたま市  | 15.7  | 岡山市    | 17.0  |
| 15 | 堺市     | 3.1   | 川崎市    | 16.2  | 名古屋市   | 15.7  | 京都市    | 16.7  |
| 16 | 新潟市    | 3.1   | 堺市     | 15.9  | 岡山市    | 15.2  | 新潟市    | 16.1  |
| 17 | 川崎市    | 2.9   | 横浜市    | 15.3  | 静岡市    | 14.9  | 相模原市   | 16.1  |
| 18 | 京都市    | 2.9   | 浜松市    | 15.0  | 横浜市    | 14.8  | 川崎市    | 15.3  |
| 19 | 相模原市   | 2.9   | さいたま市  | 14.6  | 川崎市    | 14.7  | さいたま市  | 14.5  |
| 20 | 横浜市    | 2.4   | 熊本市    | 13.6  | 京都市    | 13.5  | 横浜市    | 14.1  |
|    | 北海道    | 3.9   | 北海道    | 23.9  | 北海道    | 21.3  | 北海道    | 20.2  |
|    | 全国     | 3.3   | 全国     | 18.4  | 全国     | 17.3  | 全国     | 18.8  |
| 順位 | 50～59歳 |       | 60～69歳 |       | 70～79歳 |       | 80歳～   |       |
|    | 自治体名   | 自殺死亡率 | 自治体名   | 自殺死亡率 | 自治体名   | 自殺死亡率 | 自治体名   | 自殺死亡率 |
| 1  | 福岡市    | 24.9  | 大阪市    | 21.9  | 大阪市    | 24.5  | 名古屋市   | 22.4  |
| 2  | 北九州市   | 24.7  | 福岡市    | 21.0  | 新潟市    | 22.3  | 北九州市   | 21.4  |
| 3  | 静岡市    | 24.4  | 新潟市    | 19.0  | 堺市     | 20.6  | 神戸市    | 21.0  |
| 4  | 大阪市    | 24.2  | 熊本市    | 18.2  | 神戸市    | 19.9  | 広島市    | 20.8  |
| 5  | 札幌市    | 24.1  | 名古屋市   | 17.7  | 北九州市   | 19.5  | 新潟市    | 20.7  |
| 6  | 相模原市   | 22.3  | 神戸市    | 17.3  | 静岡市    | 18.8  | 大阪市    | 20.7  |
| 7  | 新潟市    | 22.1  | 堺市     | 16.9  | 千葉市    | 18.6  | 堺市     | 20.3  |
| 8  | 仙台市    | 21.6  | 千葉市    | 16.7  | 福岡市    | 18.6  | さいたま市  | 19.1  |
| 9  | 名古屋市   | 21.5  | 川崎市    | 16.3  | 名古屋市   | 18.4  | 福岡市    | 18.2  |
| 10 | 熊本市    | 21.3  | さいたま市  | 16.2  | 京都市    | 18.4  | 静岡市    | 16.8  |
| 11 | 堺市     | 21.3  | 岡山市    | 16.1  | 相模原市   | 18.4  | 千葉市    | 16.8  |
| 12 | 神戸市    | 20.4  | 仙台市    | 16.1  | 広島市    | 18.3  | 仙台市    | 16.1  |
| 13 | さいたま市  | 19.9  | 浜松市    | 15.5  | 浜松市    | 16.3  | 京都市    | 15.8  |
| 14 | 広島市    | 19.0  | 北九州市   | 15.4  | 仙台市    | 15.9  | 札幌市    | 15.8  |
| 15 | 千葉市    | 18.8  | 静岡市    | 15.4  | さいたま市  | 15.8  | 熊本市    | 15.3  |
| 16 | 浜松市    | 18.3  | 京都市    | 14.9  | 札幌市    | 15.7  | 浜松市    | 14.5  |
| 17 | 川崎市    | 18.0  | 横浜市    | 14.7  | 川崎市    | 15.5  | 川崎市    | 14.3  |
| 18 | 京都市    | 17.8  | 札幌市    | 14.3  | 横浜市    | 14.9  | 横浜市    | 13.2  |
| 19 | 横浜市    | 17.3  | 相模原市   | 14.3  | 岡山市    | 12.4  | 相模原市   | 13.1  |
| 20 | 岡山市    | 15.4  | 広島市    | 13.2  | 熊本市    | 12.3  | 岡山市    | 12.9  |
|    | 北海道    | 20.2  | 北海道    | 25.8  | 北海道    | 15.2  | 北海道    | 18.7  |
|    | 全国     | 18.8  | 全国     | 21.8  | 全国     | 17.4  | 全国     | 19.0  |

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」  
※順位は、小数点第2位以下で判断。

札幌市と全国の直近5年間の職業別自殺者の割合を比較すると、「学生・生徒等」「失業者」の割合が高くなっています。

図 20 各政令指定都市及び北海道・全国の職業別自殺者(直近5年間(2018~2022)の割合



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺者の原因・動機は、全国的に「健康問題」の割合が最も高い傾向にあります。札幌市も「健康問題」の割合が最も高くなっていますが、全国及び他の政令指定都市と比較すると、53.9%と最も低く、北海道においても札幌市と同様の傾向が見られます。

札幌市は、全国及び他の政令指定都市と比較すると「家庭問題」や「経済・生活問題」の割合が高くなっています。

表 17 各政令指定都市及び北海道・全国の原因・動機別自殺者の割合

|       | 家庭問題  | 健康問題  | 経済・生活問題 | 勤務問題  | 交際問題 | 学校問題 | その他   |
|-------|-------|-------|---------|-------|------|------|-------|
| 札幌市   | 25.1% | 53.9% | 27.7%   | 16.7% | 8.7% | 3.2% | 9.6%  |
| 仙台市   | 27.9% | 63.2% | 30.5%   | 21.4% | 7.5% | 5.0% | 9.2%  |
| さいたま市 | 8.7%  | 64.8% | 11.6%   | 6.8%  | 2.8% | 3.0% | 4.1%  |
| 千葉市   | 24.6% | 68.5% | 22.4%   | 9.8%  | 3.6% | 4.3% | 7.9%  |
| 横浜市   | 24.4% | 65.3% | 24.3%   | 17.1% | 4.8% | 3.6% | 10.3% |
| 川崎市   | 22.1% | 58.4% | 22.3%   | 19.2% | 6.0% | 3.2% | 11.2% |
| 相模原市  | 27.1% | 64.5% | 25.3%   | 14.8% | 4.8% | 3.0% | 12.3% |
| 新潟市   | 31.5% | 64.8% | 16.7%   | 13.6% | 7.3% | 2.7% | 10.3% |
| 静岡市   | 23.6% | 59.9% | 26.4%   | 13.1% | 4.3% | 2.3% | 10.2% |
| 浜松市   | 24.9% | 67.6% | 25.7%   | 12.0% | 3.4% | 3.6% | 9.1%  |
| 名古屋市  | 19.0% | 65.1% | 20.6%   | 16.9% | 5.0% | 3.9% | 7.2%  |
| 京都市   | 24.3% | 66.0% | 22.4%   | 15.5% | 5.4% | 4.9% | 8.4%  |
| 大阪市   | 20.0% | 77.1% | 26.4%   | 10.6% | 6.9% | 2.2% | 7.0%  |
| 堺市    | 25.2% | 79.4% | 20.1%   | 11.7% | 5.5% | 2.5% | 6.2%  |
| 神戸市   | 18.1% | 75.8% | 17.6%   | 12.7% | 3.9% | 2.3% | 4.4%  |
| 岡山市   | 28.8% | 55.9% | 24.6%   | 13.5% | 8.2% | 2.1% | 6.4%  |
| 広島市   | 23.7% | 72.1% | 26.8%   | 11.1% | 6.3% | 3.2% | 7.7%  |
| 北九州市  | 21.5% | 60.1% | 27.5%   | 13.7% | 5.2% | 2.0% | 7.8%  |
| 福岡市   | 22.3% | 57.5% | 28.7%   | 13.3% | 8.6% | 3.7% | 8.7%  |
| 熊本市   | 20.8% | 66.2% | 28.5%   | 12.1% | 7.7% | 2.6% | 7.4%  |
| 北海道   | 25.8% | 54.9% | 27.5%   | 18.7% | 7.9% | 2.2% | 9.8%  |
| 全国    | 21.6% | 66.6% | 22.6%   | 13.5% | 4.8% | 2.6% | 8.0%  |

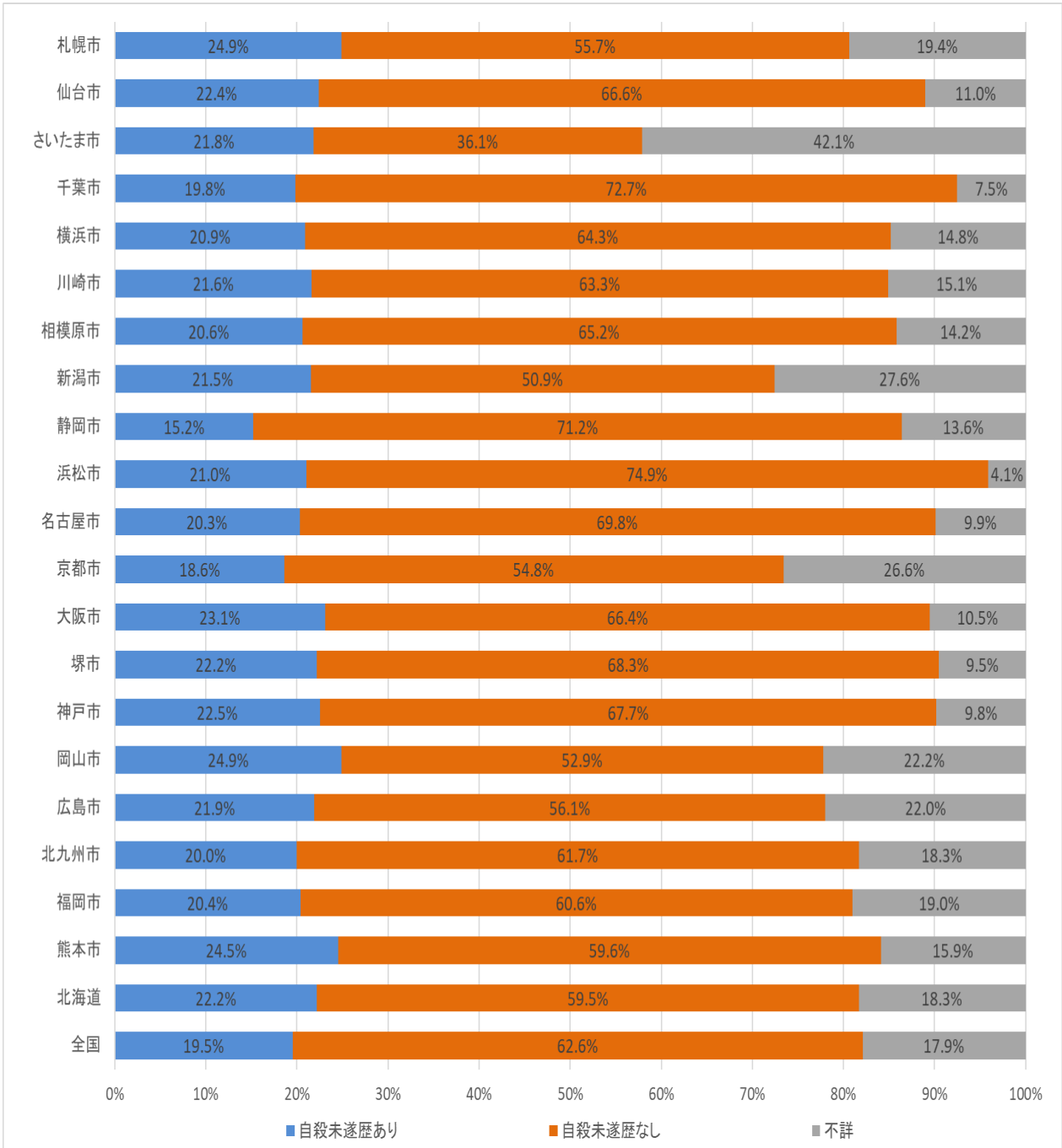
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

※数値は、各原因・動機の件数を自殺者数(原因・動機「不詳」の者を除く)で除した値。

※原因・動機は複数計上であるため、各自治体の合計は100%にならない。

札幌市の直近5年間の「自殺未遂歴あり」の自殺者の割合は、他の政令指定都市と比較するとやや高く、全国よりも5.4ポイント高くなっています。

図 21 各政令指定都市及び北海道・全国の自殺未遂歴の有無別自殺者の割合(直近5年間(2018~2022年))



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



## 12 札幌市における自殺の現状のまとめ

- 直近5年間（2018～2022年）の自殺死亡率は、政令指定都市の中で4番目であり、全国よりも0.9ポイント高くなっています。

|       | (1)  | (2)  | (3)  | (4)  |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|
| 自治体   | 大阪市  | 福岡市  | 北九州市 | 札幌市  | 北海道  | 全国   |
| 自殺死亡率 | 18.4 | 17.8 | 17.6 | 17.3 | 18.0 | 16.4 |

- 直近5年間（2018～2022年）の年代別自殺死亡率は「59歳以下」が全国よりも高くなっています。

|     | 19歳以下 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～69歳 | 70～79歳 | 80歳以上 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 札幌市 | 4.1   | 24.3   | 21.0   | 21.5   | 24.1   | 14.3   | 15.7   | 15.8  |
| 全国  | 3.3   | 18.4   | 17.3   | 18.8   | 18.8   | 21.8   | 17.4   | 19.0  |

- 直近5年間（2018～2022年）自殺の原因・動機は、全国的な傾向と同様に「健康問題」の割合が最も高いですが、他の政令指定都市と比較すると最も低く、「家庭問題」や「経済・生活問題」の占める割合が高くなっています。

|     | 家庭問題  | 健康問題  | 経済・生活問題 | 勤務問題  | 交際問題 | 学校問題 | その他  |
|-----|-------|-------|---------|-------|------|------|------|
| 札幌市 | 25.1% | 53.9% | 27.7%   | 16.7% | 8.7% | 3.2% | 8.7% |
| 全国  | 21.6% | 66.6% | 22.6%   | 13.5% | 4.8% | 2.6% | 8.0% |

- 直近5年間（2018～2022年）自殺者の自殺未遂歴の有無は「自殺未遂歴あり」の者の割合が、他の政令指定都市と比較するとやや高く、全国平均よりも5.4ポイント高くなっています。

|     | 自殺未遂歴あり | 自殺未遂歴なし | 不詳    |
|-----|---------|---------|-------|
| 札幌市 | 24.9%   | 55.7%   | 19.4% |
| 全国  | 19.5%   | 62.6%   | 17.9% |

○ 各ライフステージで自殺の原因・動機は異なるため、各段階の現状に応じた対策を講じることが求められます。

|         | 男 性  | 女 性   |
|---------|--|---|
| 19 歳以下  | <p>主な職業<br/>学生・生徒等</p> <p>主な原因・動機<br/>家庭問題、学校問題</p> <p>特徴<br/>2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の自殺者数は横ばい状態です。<br/>札幌市の自殺死亡率は全国平均と比較して高く、若年層対策が重要な課題です。</p>  | <p>主な職業<br/>学生・生徒等</p> <p>主な原因・動機<br/>家庭問題、健康問題</p> <p>特徴<br/>2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の自殺者数は増加傾向にあります。<br/>札幌市の自殺死亡率は、全国平均と比較して高く、若年層対策が重要な課題です。</p>  |
| 20～59 歳 | <p>主な職業<br/>有職者</p> <p>主な原因・動機<br/>20～29 歳：経済・生活問題、勤務問題<br/>30～59 歳：経済・生活問題、健康問題</p> <p>特徴<br/>2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の自殺者数は、各年代では増減を繰り返しながらも、横ばい状態です。<br/>有職者に自殺が多く、経済・生活問題や勤務問題を原因とする自殺が多いことから、生活困窮者に対する支援の充実や勤務問題に関する取組の充実が必要です。</p> | <p>主な職業<br/>20～39 歳：有職者<br/>40～49 歳：有職者、その他の無職者<br/>50～59 歳：その他の無職者</p> <p>主な原因・動機<br/>20～29 歳：健康問題、交際問題<br/>30～59 歳：健康問題、家庭問題</p> <p>特徴<br/>2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の自殺者数は増加傾向にあります。<br/>20～39 歳は有職者、40 歳以上では無職者の自殺が多く、全年代で健康問題を原因とする自殺が最多となっていることから、女性に対する心の健康維持に関する取組の充実が必要です。</p> |
| 60 歳以上  | <p>主な職業<br/>60～69 歳：有職者<br/>70 歳以上：年金・雇用保険等生活者</p> <p>主な原因・動機<br/>60～69 歳：健康問題、経済・生活問題<br/>70 歳以上：家庭問題、健康問題</p> <p>特徴<br/>2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の自殺者数は、横ばい状態です。<br/>高齢者の心身の健康維持に関する取組の充実が必要です。</p>                                     | <p>主な職業<br/>年金・雇用保険等生活者</p> <p>主な原因・動機<br/>健康問題、家庭問題</p> <p>特徴<br/>2018 年（平成 30 年）から 2022 年（令和 4 年）の自殺者数は、各年代では増減を繰り返しながらも、横ばい状態です。<br/>高齢者の心身の健康維持に関する取組の充実が必要です。</p>  |

### 第3章 第3次計画の実績と成果

#### 1 【基本方針Ⅰ】心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進

##### (1) 施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

###### ア 主な事業

- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動の推進
- 冊子やリーフレット等による普及啓発

###### イ 成果

自殺に対する正しい知識や、自殺に追い込まれる人の心情や背景などについて、市民一人ひとりが理解を深めることができるよう、様々な機会を活用して普及啓発事業を実施しました。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、たくさんの人が集まるイベントが中止になるなど、十分な成果が上げられない面もありました。

##### (2) 施策2 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る【重点】

###### ア 主な事業

- ゲートキーパー養成研修【レベルアップ】
- 依存症患者の家族支援事業【新規】

###### イ 成果

医療・教育・福祉など様々な分野において生きることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を対象に、ゲートキーパー養成に関する研修等を行うなど、自殺対策に係る人材の確保・養成を推進しました。

### (3) 施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

#### ア 主な事業

- メンタルヘルス研修講師派遣
- スクールカウンセラー活用事業
- 被災者の心のケアの推進：平成30年9月に発生した北海道胆振東地震の被災者や、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民や患者支援に従事する支援者の心のケア推進の取組を実施

#### イ 成果

職場・地域・学校といった様々な場において、ストレス要因を軽減し、心の健康を保持するための取組を進めました。また、災害にあった方への心のケアについても取組を行いました。

### (4) 施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する

#### ア 主な事業

- ホームページやSNS等による普及啓発【レベルアップ】

#### イ 成果

札幌市ホームページを活用し、長時間労働の是正やハラスメントの防止対策等、国が推し進める取組についての普及啓発を行いました。

### (5) 基本方針Iの成果指標

| 指標                                   | 第3次計画策定時                   |                          | 実績値                      | 指標設定の考え方                 |
|--------------------------------------|----------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|                                      | 現在値                        | 目標値                      |                          |                          |
| ゲートキーパーについて聞いたことがある市民の割合<br>(市民意識調査) | 14.7%<br>(2018年度)          | 20%<br>(2023年度)          | 15%<br>(2021年度)          | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |
| ゲートキーパーに関する研修受講者数                    | 10,964名<br>(2009～2018年度累計) | 16,900名<br>(2023年度までの累計) | 15,992名<br>(2022年度までの累計) | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |

|  |                                     |                             |                             |  |
|--|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|--|
| かかりつけ医等うつ病対応力向上研修受講者数  | 1,355名<br>(2009年度～<br>2018年度<br>累計) | 2,200名<br>(2023年度<br>までの累計) | 1,631名<br>(2022年度<br>までの累計) | うつ病患者に対する医療体制の充実を示す指標                        |
| 悩みを相談する相手がない人の割合<br>(健康づくりに関する市民意識調査)                        | 4.6%<br>(2017年度)                    | 4.4%以下<br>(2022年度)          | 7.4%<br>(2022年度)            | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標<br>《出典》札幌市健康づくり基本計画 |
| 生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合<br>(事業の効果に関する市民意識調査) | 13.9%<br>(2016年度)                   | 10%<br>(2022年度)             | 12.6%<br>(2022年度)           | 高齢者に対する地域における相談体制の充実を示す指標                    |
| 札幌こころのセンター心の健康づくり電話相談の認知度<br>(市民意識調査)                        | 26.3%<br>(2018年度)                   | 33%<br>(2023年度)             | 45.5%<br>(2021年度)           | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標                     |

## (6) 基本方針Ⅰの達成状況

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、心の健康に関する市民への普及啓発活動や、自殺対策に係る人材育成のため研修を十分に行うことができなく、受講者数については目標値の達成はできませんでしたが、悩みを抱えた人を支えるための取組等に関する市民の意識や認知度は上昇しています。令和5年度以降は改めて取組を再開することにより、支援を充実していく必要があります。

## 2 【基本方針Ⅱ】地域における自殺のハイリスク者対策の推進

### (1) 施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

#### ア 主な事業

- 精神科救急医療体制整備事業
- 難病患者等ホームヘルパー養成研修

#### イ 成果

うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症など、自殺の危険性が高い人が、早期に適切な精神保健医療福祉サービスを受

けられるよう、保健・医療・福祉等の専門職に対する研修や、関係機関の連携体制を深めるための取組を行いました。

## (2) 施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる

### ア 主な事業

- 女性のための総合相談
- 職業相談窓口の充実
- 児童虐待防止対策支援事業
- 妊婦支援相談事業

### イ 成果

失業・児童虐待・生活困窮・高齢者・妊産婦・性的マイノリティなど、様々な分野における相談体制を充実することにより、社会全体の自殺リスクを低下させるための取組を推進しました。

## (3) 基本方針Ⅱの成果指標

| 指標  | 第3次計画策定時          |                       | 実績値                   | 指標設定の考え方  |
|---|-------------------|-----------------------|-----------------------|---|
|   | 現在値               | 目標値                   |                       |   |
| 「依存症は病気であり、本人の性格や意思の問題ではない」と認識する市民の割合<br>(市民意識調査) | 33.1%<br>(2018年度) | 50%<br>(2023年度)       | 42.8%<br>(2021年度)     | 依存症に関する正しい知識の普及を示す指標                              |
| 依存症支援者研修受講者数                                      | —                 | 200名<br>(2023年度までの累計) | 315名<br>(2022年度までの累計) | 依存症患者やその家族等に対する支援体制の充実を示す指標                       |
| 育児支援ネットワーク事業を活用した医療機関の数                           | 63機関<br>(2017年度)  | 86機関<br>(2022年度)      | 40機関<br>(2022年度)      | 産後うつ等のハイリスク産婦に対する支援体制の充実を示す指標<br>《出典》札幌市健康づくり基本計画 |
| 「性的マイノリティ」の言葉の認知度<br>(男女共同参画に関する市民意識調査)           | 56.6%<br>(2016年度) | 65%<br>(2021年度)       | 75.1%<br>(2021年度)     | LGBTに対する理解促進を示す指標<br>《出典》第4次男女共同参画さっぽろプラン         |

## (4) 基本方針Ⅱの達成状況

目標値を達成していない成果指標もありますが、依存症患者や産後うつ等の支援が必要なハイリスク者への対策は着実に推進しており、今後も引き続き取組を進めていく必要があります。

### 3 【基本方針Ⅲ】若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援対策の推進

#### (1) 施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する【重点】

##### ア 主な事業

- 子どものくらし支援コーディネート事業
- ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
- 札幌まなびのサポート事業
- 若年層向け自殺対策普及啓発事業

##### イ 成果

小中学校におけるいじめ等の問題や、様々な家庭環境、大学生のメンタルヘルスといった教育ステージごとの状況、SNSやWebサイトの活用といった若者の特性などについて考慮しながら、子ども・若者の自殺対策を推進しました。

#### (2) 基本方針Ⅲの成果指標

| 指標   | 第3次計画策定時  |   | 実績値   | 指標設定の考え方                                  |
|--|---|---|---|---|
|  | 現在値   | 目標値   |   |   |
| いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合<br>(悩みやいじめに関するアンケート調査) | 小学校<br>93.9%<br>中学校<br>86.5%<br>高校<br>88.8%<br>(2018年度) | 小学校<br>96.0%<br>中学校<br>90.0%<br>高校<br>90.0%<br>(2023年度) | 小学校<br>94.1%<br>中学校<br>89.4%<br>高校<br>94.1%<br>(2022年度) | 子どもが悩みを相談できる相手の有無を示す指標<br>《出典》札幌市教育振興基本計画 |
| 札幌こころのナビの閲覧数   | 11,278件<br>(2017年度)                                     | 18,000件<br>(2023年度)                                     | 37,790件<br>(2022年度)                                     | 若者がインターネットで助けを求める方法等の情報を得る機会の提供に関する指標     |

#### (3) 基本方針Ⅲの達成状況

子どもが悩みを相談したり、助けを求める方法等に関する情報を得たりする機会は増えていますが、こころの健康に不安を感じている子どもが増えていると解釈することともできます。いずれにしても、子どもたち自身が助けを求める方法等について知ることができ

る場の充実や、実際に相談を受けられる体制づくりを、これまで以上に推進する必要があります。

#### 4 【基本方針Ⅳ】自殺未遂者支援の充実

##### (1) 施策 8 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する

###### ア 主な事業

- 札幌市における自殺の実態調査・分析等
- 自殺未遂者等実態調査事業【レベルアップ】
- 学生・生徒等の自殺関連行動実態調査【新規】
- 自殺予防等に係る実践研究

###### イ 成果

国から提供されるデータの収集や、連絡会議構成機関等と連携した実態調査などにより、札幌市における自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に行いました。

##### (2) 施策 9 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ【重点】

###### ア 主な事業

- 自殺未遂者医療の推進【新規】
- 精神科救急情報センターの運営
- 専門職向け自殺未遂者支援研修会【新規】
- 自殺未遂者に関する普及啓発

###### イ 成果

自殺未遂者への適切な医療への推進を図るとともに、先進的な取組を進めている医療機関との連携や、医療・保健・福祉・教育



といった関係機関と連携して自殺未遂者に関する普及啓発を行うなどの取組を実施しました。

### (3) 基本方針Ⅳの成果指標

| 指標                   | 第3次計画策定時        |                       | 実績値                | 指標設定の考え方              |
|----------------------|-----------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
|                      | 現在値             | 目標値                   |                    |                       |
| 救急患者精神科継続支援算定機関数     | 3機関<br>(2018年度) | 5機関<br>(2023年度)       | 4機関<br>(2023年度)    | 自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 専門職向け自殺未遂者支援研修会の受講者数 | —               | 100名<br>(2023年度までの累計) | 0名<br>(2023年度実施予定) | 自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標 |

### (4) 基本方針Ⅳの達成状況

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、成果指標の目標値を達成できませんでした。自殺未遂者支援部会の設置など、自殺未遂者を支援するための取組を行ってきました。今後も、自殺未遂者支援部会による取組結果等を活用しながら、自殺未遂者支援体制の充実を図る必要があります。

## 5 【基本方針Ⅴ】自死遺族等に対する支援の充実

### (1) 施策10 遺された人への支援を充実する

#### ア 主な事業

- 自死遺族サポート事業
- 遺族交流の場の提供
- 自死遺族支援研修会
- 自死遺族特定相談事業【レベルアップ】

#### イ 成果

自殺により遺された方の相談対応や、必要な情報を掲載したりリーフレットの作成などによる普及啓発、自死遺族の自助グループ

の活動支援などを実施することにより、遺された人への支援を行いました。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、研修会や支援グループの集まりが一部中止になるなど、十分な成果が上げられない面もありました。

## (2) 基本方針Vの成果指標

| 指標              | 第3次計画策定時                |                       | 実績値                   | 指標設定の考え方             |
|-----------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
|                 | 現在値                     | 目標値                   |                       |                      |
| 自死遺族支援研修受講者数    | 609名<br>〔2010～2018年度累計〕 | 850名<br>〔2023年度までの累計〕 | 718名<br>〔2022年度までの累計〕 | 自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 自死遺族支援グループ開催支援数 | 10回<br>〔2017～2018年度累計〕  | 40回<br>〔2023年度までの累計〕  | 26回<br>〔2022年度までの累計〕  | 自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標 |

## (3) 基本方針Vの達成状況

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、自死遺族の方が集まる機会が制限されるなどしたため、目標値を達成することができませんでしたが、令和5年度以降は改めて取組を再開することにより、支援を充実していく必要があります。

## 6 【基本方針VI】関係団体等との連携強化と協働による取組の推進

### (1) 施策11 関係機関等との連携を強化する【重点】

#### ア 主な事業

#### ○ 札幌市自殺総合対策連絡会議【新規】

※令和元年12月、連絡会議の下に「自殺未遂者支援部会」と「学生メンタルヘルス支援部会」を設置

#### ○ 自殺対策に係る民間団体の相談員等に関する研修

#### ○ 「北海道いのちの電話」への支援

## イ 成果

自殺対策に取り組む医療・福祉・教育・法律等に関する 29 機関で構成する「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置することにより、関係機関等の連携強化や、協働による取組を実施する仕組みを整えました。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、研修会や支援グループの集まりが一部中止になるなど、十分な成果が上げられない面もありました。

### (2) 基本方針Ⅵの成果指標

| 指標                      | 第 3 次計画策定時                             |                                       | 実績値                                   | 指標設定の考え方                  |
|-------------------------|--|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
|                         | 現在値                                    | 目標値                                   |                                       |                           |
| (仮称)札幌市自殺総合対策連絡会議の構成団体数 | —                                      | 30 団体<br>(2023 年度)                    | 29 団体<br>(2023 年度)                    | 自殺対策に取り組む関係機関・団体の多様性を示す指標 |
| 関係団体等との連携事業数及び参加者数      | 事業数<br>53 事業<br>(2009～2018<br>年度累計)    | 事業数<br>90 事業<br>(2023 年度<br>までの累計)    | 事業数<br>76 事業<br>(2022 年度<br>までの累計)    | 関係機関・団体の連携による取組を示す指標      |
|                         | 参加者数<br>4,665 名<br>(2009～2018<br>年度累計) | 参加者数<br>7,800 名<br>(2023 年度<br>までの累計) | 参加者数<br>5,170 名<br>(2022 年度<br>までの累計) |                           |

### (3) 基本方針Ⅵの達成状況

札幌市自殺対策連絡会議を設置し、構成団体と連携しながら取組を行うことができましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、人が集まる機会が制限されたため、事業数や参加者は目標値を達成できませんでした。連絡会議の構成団体以外の関係機関と連携した取組等の実施していることから、次期計画においては、成果指標の設定の仕方について見直しを行います。

## 《札幌市自殺総合対策連絡会議について》

### ◎ 札幌市自殺総合対策連絡会議

#### ① 概要

自殺対策に取り組む各機関及び関係団体等が相互に連携・協力し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、令和元年10月に設置されました。

#### ② 構成機関

| 構成機関区分           | 機関名                      |
|------------------|--------------------------|
| 保健・医療・福祉関係<br>機関 | 一般社団法人 札幌市医師会            |
|                  | 札幌市精神科医会                 |
|                  | 一般社団法人 北海道精神神経科診療所協会     |
|                  | 市立札幌病院                   |
|                  | 公益社団法人 北海道看護協会           |
|                  | 一般社団法人 北海道臨床心理士会         |
|                  | 一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会      |
|                  | 一般社団法人 札幌薬剤師会            |
|                  | 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会        |
|                  | 公益財団法人 北海道精神保健推進協会       |
|                  | 特定非営利活動法人 さっされん          |
| 大学・研究機関          | 国立大学法人 北海道大学病院           |
|                  | 公立大学法人 札幌市立大学            |
| 教育関係機関           | 公益社団法人 全国大学保健管理協会北海道地方部会 |
|                  | 札幌市教育委員会                 |
| 警察・消防機関          | 北海道警察本部                  |

|                      |                             |
|----------------------|-----------------------------|
|                      | 札幌市消防局                      |
| 経営・労働関係機関            | 一般社団法人 日本産業カウンセラー協会北海道支部    |
|                      | 厚生労働省北海道労働局                 |
| 法律関係機関               | 札幌弁護士会                      |
|                      | 札幌司法書士会                     |
|                      | 日本司法支援センター札幌地方事務所           |
| 活動団体                 | 社会福祉法人 北海道いのちの電話            |
|                      | 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター |
|                      | 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」          |
|                      | 分ちあいの会・ネモフィラ                |
|                      | 社会福祉法人 青十字サマリヤ会             |
|                      | 特定非営利活動法人 札幌連合断酒会           |
|                      | 特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会     |
| アドバイザー<br>(専門的学識経験者) | 北海道公立大学法人 札幌医科大学            |

## ◎ 自殺未遂者支援部会

### ① 概要

自殺未遂者は、再度の自殺企図のリスクが非常に高いため、再企図防止に向けた効果的な支援を検討・実施することを目的として、令和元年12月に設置されました。

### ② 構成機関

| 構成機関区分             | 機関名                    |
|--------------------|------------------------|
| 救急患者精神科継続支援料算定医療機関 | 北海道公立大学法人 札幌医科大学       |
|                    | 独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター |

|  |        |
|--|--------|
|  | 市立札幌病院 |
|--|--------|

## ◎ 学生メンタルヘルス支援部会

### ① 概要

大学内の自殺対策やメンタルヘルス対策は各校が実施していますが、小規模校等については対策が十分でない現状があることから、学生及び教職員のメンタルヘルス支援を推進ため、大学間のネットワークを構築し、効果的な支援を検討・実施することを目的として、令和元年12月に設置されました。

### ② 構成機関

| 構成機関区分            | 機関名              |
|-------------------|------------------|
| 学生メンタルヘルス<br>支援部会 | 北海道公立大学法人 札幌医科大学 |
|                   | 学校法人藤学園 藤女子大学    |
|                   | 公立大学法人 札幌市立大学    |

## 7 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

現計画の計画期間5か年のうち、約3年間に渡って新型コロナウイルス感染症の拡大がありました。その影響は現在も継続していることもあり、札幌市の自殺対策への影響の有無を客観的に分析することは難しいですが、人との接触機会が減り、それが長期化することにより、経済・生活面、健康面など、様々な面において影響が感じられるとの声が関係機関等から届いています。

また、現計画の事業においても、各種研修や会議、一部事業の中止など影響を受けており、オンライン開催やオンデマンド配信といった開催方法の工夫をいたしましたが、計画策定時に目標としていた数値を達成できない面がありました。

## 第4章 本計画を策定する上での課題

札幌市における年間自殺者数は、2008年（平成20年）の477人をピークに減少しており、2021年（令和3年）は329人となっています。このことは、計画に基づき、庁内はもちろんのこと、庁外的にも関係機関や関係団体等と協働して自殺対策に取り組んだ成果と考えます。

しかしながら、現計画期間においても、自殺者は年間300人を超える状態が続いており、かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれていることから、今後もライフステージ別の取組や地域に密着した取組等、総合的な自殺対策を推進する必要がある、本計画を定める上での課題を以下のとおり整理しました。

### 1 自殺予防に関する理解の推進と人材養成

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、日常的に「心の健康」について考える機会は少なく、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。これまでの計画においても自殺に対する正しい知識の普及啓発を行っており、一定程度浸透していることにはうかがえますが、今後も様々な活動や媒体を通して、市民の自殺対策に対する関心や知識を高める普及啓発を広く継続する必要があります。

また、自殺の危険性の高い人を早期に発見し対応を図るためには、保健・医療・福祉・教育・その他関連領域において、自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る必要があります。

## 2 自殺のハイリスク者対策の推進

うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症のある方等は自殺のリスクが高いことから、これらのハイリスク者を早期に発見して支援につなげる相談支援や専門医療を充実させ、社会復帰支援等の取組を推進する必要があります。

また、自殺の背景・原因には、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等の様々な要因があることから、必ずしも精神科医療につなぐだけでなく、社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。

## 3 子ども・若者の自殺対策の推進

令和4年に全国の小中高生の自殺者数が過去最多になったことを受け、国の大綱においても若年層を対象とした自殺対策の強化が求められています。札幌市の自殺者数及び自殺死亡率は、近年、全国の傾向とほぼ同様に横ばいの傾向にあるものの、29歳以下の若年層については増加傾向にあり、2022年（令和4年）の19歳以下の自殺者数は15人と過去最多となりました。

この年代は対人関係、進路、就職等の様々な心の悩みを抱えることが多く、精神疾患の好発時期でもあり、若年層の心のケアは、その後のライフステージにおける心の健康の保持・増進にもつながります。

次期計画においても、引き続き若年層の現状や特性、ライフステージを考慮した取組を、更に進める必要があります。



#### 4 女性の自殺対策の推進

札幌市の女性の自殺者は、2020年（令和2年）には133人となり、前年から30人増加しました。また、2021年（令和3年）以降も130人前後と同様の傾向にあり、なかでも29歳以下の自殺者数が増加傾向にあります。

妊産婦への支援をはじめ、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など多様化する女性をめぐる問題を踏まえた取組を推進する必要があります。

#### 5 自殺未遂者支援の充実

自殺未遂者が再度の自殺を企図するリスクは非常に高く、2018年（平成30年）から2022年（令和4年）の自殺者のうち、自殺未遂歴のある者は約25%を占めており、特に女性は約35%に自殺未遂歴がありました。

自殺未遂者は自殺のリスクが高いことから、その原因の究明や把握が必要であり、自殺未遂者から得られる実態を分析しつつ、医療機関等を中心とした関係機関と連携しながら自殺未遂者の再企図を防ぐための取組を、更に充実する必要があります。

#### 6 自死遺族等に対する支援の充実

自殺により遺された人は、深い悲観に加え、社会からの偏見や経済面、生活面等の多くの困難や悩みを抱えることが多いですが、遺された人自身のことは「個人的な体験」と捉えがちであり、どこかで自分がケ

アを受けることへの抵抗感や、後ろめたさを感じてしまう面があります。

大切な人を自死で亡くした後に抱く感情や、心身に起こる変化は様々なので、遺された人、一人ひとりの心情に配慮した取組を継続する必要があります。

また、自死遺族の方にとって必要な情報が届くための取組を、更に進めていく必要があります。

## 7 関係団体等との連携強化

自殺は、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等の要因が複雑に関係していることから、自殺を防ぐためには様々な分野の団体や関係者等が連携・協力して、総合的に対策を推進することが必要です。

「札幌市自殺総合対策連絡会議」が設置されるなど、関係団体等の連携強化や、協働による取組を実施する仕組みができましたが、関係団体等の専門分野や担当部署が細分化されており、適切な連携相手を探すことに苦慮するといった課題があります。

札幌市を含む関係団体等との連携をこれまで以上に強化し、より実効性のある取組を連携して行うためには、各団体の特徴や強みなどについて相互理解を深める必要があります。

## 8 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、札幌市の自殺対策への影響の有無を客観的に分析することは難しいですが、人との

接触機会が減り、それが長期化することにより、経済・生活面、健康面など、様々な面において影響があると考えられます。

今後、自殺対策を推進するにあたっては、その影響についても考慮しながら実施する必要があります。

## 第5章 本計画の基本的な考え方

### 1 基本認識

#### 自殺は、その多くが追い込まれた末の死

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスが前提にあることを認識しておく必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあつたり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により適切な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」といえます。

#### 自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題

自殺の背景・原因となる家庭問題、健康問題、経済・生活問題等の様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会

的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

### かけがえのない命が、日々自殺に追い込まれている

2007年（平成19年）、国は基本法に基づき、推進すべき自殺対策の指針として大綱を策定しました。

札幌市は、基本法や大綱、第1～3次計画の下で、様々な自殺対策を推進してきました。

その結果、1998年（平成10年）の急増以降、長らく高止まりが続いていた年間自殺者数は、2012年（平成24年）から減少に転じ、2022年（令和4年）は341人でした。

しかしながら、年間自殺者は、未だに300人を超えていることや、10～39歳の死因の第一位が自殺であることなど、依然として憂慮すべき状態は続いており、かけがえのない多くの命が、日々自殺に追い込まれています。

## 2 基本理念

市民一人ひとりが支え合い、  
誰も自殺に追い込まれることのない  
社会の実現を目指します。

第3次計画では、基本理念に「市民一人ひとりが支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します」と掲げ、自殺対策に取り組んできました。

この理念は、市民一人ひとりがかけがえのない命を守ることの大切さを認識し、また、様々な関係機関が連携して共に支え合いながら、一人でも多くの命を救うことを目指したものです。

本計画では、第3次計画で掲げた理念を継承するとともに、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、身近な市民一人ひとりが、早期に気づき、話を聞き、適切な対応をとることができるよう促し、市民個人はもとより、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の様々な関係機関がより強力で連携して「生きることの包括的な支援」を展開することで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。

### 3 基本方針

本計画の理念を実現するため、自殺予防学における各ステージの視点を基に以下の7つの目指す方向性を設定し、自殺総合対策を推進していきます。

#### 心の健康を支援する体制整備と ゲートキーパー等人材養成の推進

▷自殺予防に関する理解の促進とゲートキーパーを担う人材の養成及び教育を推進します。

(1次予防)

I

#### 地域における自殺の ハイリスク者対策の推進

▷自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要な支援や精神科医療につなげます。

(1次予防)

II

#### 若年層の教育ステージや生活環境 に配慮した支援・対策の推進

▷教育ステージや社会とのつながりの有無等、若年層の置かれている状況に配慮した支援を推進します。

(1次・2次予防)

III

#### 女性のライフステージや生活環境に 配慮した支援・対策の推進

▷妊産婦や困難な問題を抱える女性への支援を推進します。

(1次・2次予防)

IV

#### 自殺未遂者支援の充実

▷自殺の危険因子の中で最もリスクが高い自殺未遂歴のある方に対する支援の充実を図ります。

(2次予防)

V

#### 自死遺族等に対する支援の充実

▷自殺が生じた際の事後対応を推進します。

(3次予防)

VI

#### 関係団体等との連携強化と協働による取組の推進

▷様々な分野の団体や関係者等による緊密な連携のもと、必要な施策を推進します。

VII

なお、自殺予防学における各ステージとは、以下のことを言います。

- ・ 1次予防とは、市民や社会の各領域に対する自殺予防対策の普及啓発、自殺予防対策に関わる人々への教育のこと。
- ・ 2次予防とは、自殺の危険性の高い人を早期に発見し、必要な支援や精神科医療につなぐ取組のこと。
- ・ 3次予防とは、自殺が生じた際の事後対応のこと。

#### 4 目標

##### 「ひとりでも多くの命を救う」

自殺者は何人減らせばよいというものではなく、できる限り減らしていくための対策に取り組むことが大切であるため、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、市民や行政、様々な関係機関が、札幌市全体が自殺者を少しでもゼロに近づけていこうという意識の下、「ひとりでも多くの命を救う」ことを目標に取組を推進します。



## 第6章 施策の展開

### 1 施策の体系

|  |
|--|
| <b>基本理念</b> 市民一人ひとりが支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。  |
| <b>基本方針Ⅰ</b> 心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進   |
| <b>施策1</b> 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す  |
| 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施<br>2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施<br>3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及<br>4 うつ病等についての普及啓発の推進   |
| <b>施策2</b> 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る <b>【重点】</b>   |
| 1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進<br>2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成<br>3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上<br>4 教職員に対する普及啓発等の実施<br>5 保健師等に対する研修の実施<br>6 介護事業従事者に対する研修の実施<br>7 民生委員・児童委員等に対する研修の実施<br>8 社会的要因に関連する相談員に対する研修の実施<br>9 様々な分野でのゲートキーパーの養成<br>10 市民に対する研修の実施<br>11 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上<br>12 自殺対策従事者への心のケアの推進<br>13 家族や知人等を含めたケアラーへの支援 |
| <b>施策3</b> 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する   |
| 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進<br>2 地域における心の健康づくり推進体制の整備<br>3 学校における心の健康づくり推進体制の整備<br>4 被災者の心のケアの推進  |
| <b>施策4</b> 勤務問題による自殺対策を更に推進する  |
| 1 長時間労働の是正<br>2 ハラスメント防止対策<br>3 労働関係機関との連携した勤務問題による自殺対策の推進   |
| <b>基本方針Ⅱ</b> 地域における自殺のハイリスク者対策の推進  |
| <b>施策5</b> 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする  |
| 1 精神科医療・保健・福祉等の各機関の連動性の向上<br>2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実<br>3 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備<br>4 うつ等のスクリーニングの実施<br>5 うつ病以外の精神疾患患者に対する支援   |
| <b>施策6</b> 社会全体の自殺リスクを低下させる  |
| 1 相談体制の充実と支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信<br>2 失業者等に対する相談窓口の充実  |

|   |                              |
|---|------------------------------|
| 3   | 経営者に対する相談事業の実施               |
| 4   | 危険な場所等における対策                 |
| 5   | インターネット上の自殺関連情報対策の推進         |
| 6   | ひきこもり等に対する支援の充実              |
| 7   | 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者に対する支援の充実    |
| 8   | 生活困窮者に対する支援の充実               |
| 9   | 高齢者や認知症者に対する支援の充実            |
| 10  | ひとり親家庭に対する相談窓口の充実            |
| 11  | がん患者や慢性疾患患者、難病患者等に対する支援の充実   |
| 12  | 性的マイノリティ（LGBT）に対する支援の充実      |
| 13  | 報道機関に対する世界保健機関（WHO）の手引き等の周知  |
| <b>基本方針Ⅲ 若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進</b> |                              |
| <b>施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する 【重点】</b>        |                              |
| 1   | 子どもに対する支援の充実                 |
| 2   | 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施           |
| 3   | いじめ等を苦にした子どもの自殺の予防           |
| 4   | 学生・生徒等に対する支援の充実              |
| 5   | 若者に対する支援の充実                  |
| 6   | 若者の特性に応じた支援の充実               |
| <b>基本方針Ⅳ 女性のライフステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進</b> |                              |
| <b>施策8 女性の自殺対策を更に推進する 【重点】</b>            |                              |
| 1   | 妊産婦への支援の充実                   |
| 2   | 困難な問題を抱える女性への支援              |
| <b>基本方針Ⅴ 自殺未遂者支援の充実</b>                   |                              |
| <b>施策9 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する</b>           |                              |
| 1   | 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証 |
| 2   | 調査研究及び検証による成果の活用             |
| 3   | 先進的な取組に関する情報の収集及び整理          |
| 4   | 子ども・若者の自殺等に関する調査研究及び成果の活用    |
| <b>施策10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 【重点】</b>         |                              |
| 1   | 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備   |
| 2   | 救急医療施設等における精神科医による診療体制等の充実   |
| 3   | 医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化  |
| 4   | 家族等の身近な支援者に対する支援             |
| 5   | 学校や職場等における事後対応の促進            |
| <b>基本方針Ⅵ 自死遺族等に対する支援の充実</b>               |                              |
| <b>施策11 遺された人へ支援を充実する</b>                 |                              |
| 1   | 遺族等への支援                      |
| 2   | 学校や職場等における事後対応の促進            |
| 3   | 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進     |
| 4   | 遺児等への支援                      |
| 5   | 遺された関係者への支援                  |
| <b>基本方針Ⅶ 関係団体等との連携強化と協働による取組の推進</b>       |                              |
| <b>施策12 関係団体等との連携を強化する 【重点】</b>           |                              |
| 1   | 民間団体の人材育成に対する支援              |

|  |  |                    |
|--|--|--------------------|
|  |  | 2 地域における連携体制の確立    |
|  |  | 3 民間団体の相談事業等に対する支援 |

### ※【重点】施策の考え方

12の施策には、自殺対策を直接の目的とせず、間接的に自殺対策に資する施策も含まれています。

これらの施策の中でも、特に直接的に自殺対策に資すると考えられる5施策を【重点】施策と位置づけ、本計画において、特に重点的に取り組む施策とします。

## 2 基本方針の施策及び成果指標

基本方針の下に12の施策とそれに紐づく取組を展開していきます。

また、各基本方針に成果指標を設け、取組の進捗状況を把握します。

### 基本方針Ⅰ 心の健康を支援する体制整備とゲートキーパー等人材養成の推進

#### 施策1 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」ですが、日常的に「心の健康」について考える機会は少なく、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、自殺の問題は一部の人だけの問題ではなく、誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて、市民の理解の促進を図ります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、命や暮らしの危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということについても、理解の促進を図ります。

それらの理解を通じて、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策に

おける市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動や広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

## 《取組の方向性》

### 1 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施

- (1) 基本法第7条に規定する自殺予防週間（9月10日から16日まで）及び自殺対策強化月間（3月）において、札幌市、関係機関、民間団体等が連携して、自殺予防のための啓発活動を推進します。

### 2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- (1) 児童生徒に命の大切さを単に教えるのではなく、学校における体験活動や地域の高齢者との世代間交流等の活用により、互いに気持ちを伝え合うことができるようにすることや自己肯定感を高める教育等の生きることの促進要因を増やす取組を通じて、自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。
- (2) 子どもにSOSの出し方を教えるだけでなく、児童生徒と日々接している学級担任や養護教諭等の教職員、学生相談に関わる大学等の教職員が、子どもの出したSOSに気づき、適切な受け止め方を行うことができるよう、研修教材の作成や配布、研修会の実施等による普及啓発を行います。

### 3 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

- (1) 自殺や自殺関連事象に関する間違っただけ社会通念からの脱却と市民一人ひとりの危機遭遇時の対応能力を高めるため、インターネットを積極的に活用して正しい知識の普及を推進します。

(2) 自殺予防に関する知識やゲートキーパーの役割等について、幅広い市民に関心を持ってもらうよう、ホームページ等の様々な媒体を活用するなど、工夫を凝らした普及啓発を実施します。

#### 4 うつ病等についての普及啓発の推進

(1) ライフステージ別の抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を行うことにより、早期休息・早期相談・早期受診を促進します。

#### 《主な取組内容》

| 取組の方向性 | 事業・取組名                      | 概要  | 担当                |
|--------|-----------------------------|---|-------------------|
| 1 (1)  | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発活動の推進 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌市、関係機関、民間団体等が連携して、自殺予防に関する各種事業を実施します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)  | 暮らしとこころの総合相談会               | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌弁護士会や精神保健福祉センター等の関係機関が連携して、それぞれの問題に合わせて同時に対応する相談会を開催します。                                    | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 2 (1)  | 命を大切にする指導の充実                | 道徳をはじめ、学校の教育活動全体を通して「命を大切にする指導」を位置づけ、計画的に実施します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 2 (1)  | 「人間尊重の教育」推進事業【新規】           | 札幌市学校教育の重点の『基盤』である「人間尊重の教育」について、「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を相互に関連させて取り組み、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの一層の推進を図ります。 | 教育委員会<br>学校教育部    |

|                         |                       |   |                              |
|-------------------------|-----------------------|---|------------------------------|
| 2 (2)                   | 「学生メンタルヘルス支援部会」との連携   | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 2 (2)                   | 指導資料「いじめ問題への対応」の活用    | 教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。  | 教育委員会<br>学校教育部               |
| 2 (2)                   | 教職員等への研修              | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。   | 教育委員会<br>学校教育部               |
| 2 (2)                   | 教育センター研修事業            | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。  | 教育委員会<br>学校教育部               |
| 2 (2)                   | 小中学生等に対する自殺予防啓発事業【新規】 | 市内学校（小・中・高）において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 3 (1)<br>3 (2)          | 性的マイノリティの理解促進【新規】     | 性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。  | 市民文化局<br>男女共同参画室             |
| 3 (1)<br>3 (2)<br>4 (1) | ホームページや SNS 等による普及啓発  | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。                                    | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 3 (2)                   | 地域密着型自殺対策事業           | 各区保健福祉部が実施主体となり、地域の特性や実態に応じて自殺に関する正しい知識の普及啓発を実施します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 3 (2)                   | ゲートキーパー養成研修           | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |

|                |                   |   |                         |
|----------------|-------------------|---|-------------------------|
| 3 (2)          | 自殺予防等研修講師派遣       | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。                     | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部       |
| 3 (2)<br>4 (1) | 冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。                  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部       |
| 3 (2)<br>4 (1) | 啓発物品等の貸出による普及啓発   | 心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する札幌市内の機関・団体に対して、普及啓発物品の貸出を行います。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部       |
| 3 (2)<br>4 (1) | 若年層向け自殺対策普及啓発事業   | 若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部       |
| 4 (1)          | 健康教育事業            | 各区保健センターや札幌市医師会において健康教育を行い、休養のとり方やこころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行います。  | 保健福祉局<br>保健所<br>各区保健福祉部 |
| 4 (1)          | 健康づくりサポーター等派遣事業   | 健康づくり（こころの健康づくりを含む）を目的とした団体に対して、健康づくりサポーターを派遣することにより、住民の自主的で継続的な健康づくり活動を支援します。                              | 保健福祉局<br>保健所            |

## 施策2 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図る

### 【重点】

医療・保健・福祉・労働等の業務に携わる職員等の中においても「自殺対策は特別なこと」という認識は根強いですが、各機関が実施している、生きるための包括的な支援は、自殺対策の1次予防として重要な役割を果たしています。

自殺対策の専門家として直接的に自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図ることはもちろん、様々な分野において生き

ることの包括的な支援に関わっている専門家や支援者等を、自殺対策に係る人材として確保・養成することが重要であるため、幅広い分野で自殺対策教育や研修等を実施します。

また、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る、「ゲートキーパー」を担う人材等の養成をこれまで以上に進めることで、地域の中で自殺に追い込まれようとしている人に支援の手が届くような環境づくりを推進します。

なお、本施策の取組については、札幌市において令和5年1月に策定した「ヤングケアラー支援ガイドライン」と密接な関連があることから、「ケアラー支援」としても位置付け、着実に推進していくものとします。

## 《取組の方向性》

### 1 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進

- (1) 自殺対策に係る人材の確保・養成及び資質の向上を図るため、大学や専修学校等において、自殺に関する正しい知識や悩んでいる人に対する適切な関わり方等、自殺予防に資する教育が行われるよう働きかけます。
- (2) 医療・福祉専門職は、自殺未遂者や自傷行為者等に接する可能性が高いため、医療・福祉の教育機関において、自殺予防に関する教育が行われるよう働きかけます。

### 2 自殺対策の連携調整を担う人材の養成

- (1) 地域における関係機関、民間団体、専門家、その他のゲートキーパー等の関係者間の連携調整を担う人材を養成します。



### 3 かかりつけの医師等の自殺リスク評価及び対応技術等に関する資質の向上

- (1) うつ病等の精神疾患患者は身体症状を呈しやすいことから、内科等のかかりつけの医師等に対して、うつ病等の精神疾患の理解や対応、患者の社会的な背景要因を考慮した自殺リスクの的確な評価技術、地域における自殺対策や様々な分野の相談機関・支援策に関する知識の周知を図ります。
- (2) 各医療機関で、医師や医療関係者に対する自殺予防教育が行われるよう働きかけます。
- (3) 医療関係者に対して、ゲートキーパー研修を実施します。
- (4) がん患者の自殺は、がん対策における重要な課題であり、国のがん対策に関する基本方針においても、がん患者の診断後の自殺対策について、医療従事者等が正しい知識を身につけることが求められていることから、がん支援に携わる医療従事者向けの研修を実施します。

### 4 教職員に対する普及啓発等の実施

- (1) 教職員が子どもの出したSOSに気づき、適切な受け止め方を行うことができるよう、研修や普及啓発を実施します。
- (2) 大学保健管理センターと連携し、学生相談に関わる教職員に対して、メンタルヘルスに関する研修会等を開催します。

### 5 保健師等に対する研修の実施

- (1) 地域や企業等でメンタルヘルスに関連した業務に従事する保健師等に対して、心の健康づくりや地域の自殺対策に関する研修を実施します。

## 6 介護事業従事者に対する研修の実施

- (1) 介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護福祉士、社会福祉士等の介護事業従事者に対して、ゲートキーパー研修を実施します。

## 7 民生委員・児童委員等に対する研修の実施

- (1) 民生委員・児童委員や地区福祉のまち推進センター等の地域関係者に対して、自殺予防に関する知識の普及やゲートキーパー養成に係る研修を実施します。

## 8 社会的要因に関連する相談員に対する研修の実施

- (1) 商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員、生活保護ケースワーカー、生活困窮者自立相談支援事業における支援員等に対して、自殺対策やメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を促進するとともに、ゲートキーパー研修を実施します。

## 9 様々な分野でのゲートキーパーの養成

- (1) 弁護士会や司法書士会、理美容協会等の各種団体に働きかけ、地域の自殺対策やメンタルヘルスに関する知識の普及とゲートキーパー研修への参加促進を図ります。

## 10 市民に対する研修の実施

- (1) 幅広い市民に対して、ゲートキーパーに関する研修を実施し、地域の中で自殺に追い込まれようとしている人に支援の手が届くような環境づくりを推進します。

## 11 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

- (1) 警察官や消防職員等の公的機関で自殺に関連した業務に従事する者に対して、遺族等への適切な対応等に関する知識の普及を図ります。

## 12 自殺対策従事者への心のケアの推進

- (1) 学校や医療機関等における自殺対策従事者の心の健康の維持を図るため、メンタルヘルスに関する知見を活かした相談や研修会を行います。

## 13 家族や知人等を含めたケアラーへの支援

- (1) 高齢者の在宅介護などで悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、家族介護者等を含めた支援者が孤立しないよう、気軽に悩みを相談できる場を提供するなど、これらの家族等に対する支援を推進します。
- (2) 精神疾患を抱えた人を支える家族に対して、CRAFT等の支援プログラムを活用します。

### 【札幌市におけるケアラー支援について】

少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老々介護」や「ダブルケア」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中で、今後、一人の家族介護者（ケアラー）にかかる負担は一層大きくなることを見込まれています。

北海道では、ケアラー支援に関する道民の理解を深め、介護に関する悩みや不安を抱える方を、それぞれの事情に合った支援につなぐことが

できるよう、「北海道ケアラー支援条例」を制定し、令和4年4月に施行しています。

この条例に基づき、令和5年3月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」では、ケアラー支援に関する基本的な考え方や具体的な取組が示されるとともに、市町村においても、地域の実情に応じた相談支援体制を構築していくことが求められています。

また、札幌市においては、近年、ヤングケアラーが社会的課題となっていることを受け、令和5年1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定し、子どもに関わる分野、高齢福祉・障がい福祉などケア対象者に関わる分野の関係機関が連携して、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むこととしています。

ケアラーとその家族が置かれている状況は様々であり、家庭内の課題が複合化している場合もあります。支援にあたっては、家族全体が支援を必要としているとの理解のもとに、関係機関が連携して、事例ごとに各分野の支援策を組み合わせながら対応していくことが必要です。

札幌市では、北海道の条例・計画に基づき相談支援体制の整備を進めるとともに、こうした支援の在り方・姿勢も意識しながら、高齢福祉・障がい福祉など各分野における家族介護者（ケアラー）支援の充実、分野横断的な連携体制の構築に取り組んでいきます。

## 《主な取組内容》

| 取組の方向性   | 事業・取組名                      | 概要  | 担当                       |
|--|-----------------------------|---|--------------------------|
| 1 (1)<br>1 (2)<br>4 (2)  | 【再掲】<br>「学生メンタルヘルス支援部会」との連携 | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部        |
| 2 (1)<br>3 (2)   | 札幌市自殺総合対策連絡会議               | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。     | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部        |
| 1 (2)<br>2 (1)<br>3 (4)  | がん支援に携わる医療従事者向け自殺対策研修【新規】   | がん支援に携わる医療従事者向けにゲートキーパー研修を実施する。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>保健所 |
| 2 (1)<br>3 (3)<br>4 (1)<br>4 (2)<br>5 (1)<br>6 (1)<br>7 (1)<br>8 (1)<br>9 (1)<br>10 (1)<br>12 (1)          | 【再掲】<br>ゲートキーパー養成研修         | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部        |
| 2 (1)<br>3 (1)<br>3 (3)<br>4 (1)<br>4 (2)<br>5 (1)<br>6 (1)<br>7 (1)<br>8 (1)<br>9 (1)<br>10 (1)<br>12 (1) | 【再掲】<br>自殺予防等研修講師派遣         | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。                                 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部        |

|                |                            |  |                   |
|----------------|----------------------------|--|-------------------|
| 3 (3)<br>12(1) | 医療機関向け研修会                  | 医療関係者を対象に、自立支援医療（精神通院医療）等の診断書の書き方等の研修に併せて、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修を実施し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 4 (1)          | 【再掲】<br>指導資料「いじめ問題への対応」の活用 | 教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 4 (1)          | 【再掲】<br>教職員等への研修           | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 4 (1)          | 【再掲】<br>教育センター研修事業         | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 8 (1)          | 生活保護関係職員研修                 | 生活保護相談に訪れた市民や被保護者からの様々な相談に適切に対処できるよう、精神障がいの知識や面接・家庭訪問時の対応・指導援助に関する研修を実施します。  | 保健福祉局<br>総務部      |
| 11(1)          | 自死遺族支援研修会                  | 自死遺族への適切な対応を図るため、専門職を対象に、自死遺族支援に関する研修会を実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 12(1)          | 札幌市教職員相談室                  | 教職員相談室に産業カウンセラーや教職員経験者を配置し、面談のほか、電話、FAX、メールで教職員の相談に対応します。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 13(1)          | 地域包括支援センターにおける相談           | 地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができるように、高齢者やその家族、医療・介護・住民組織など関係機関からの様々な相談支援を実施します。                                 | 保健福祉局<br>高齢保健福祉部  |

|       |                |  |                   |
|-------|----------------|--|-------------------|
| 13(1) | 介護予防センターにおける相談 | 高齢者の身近な相談窓口となるほか、閉じこもりや介護予防に必要な知識の普及を図ります。   | 保健福祉局<br>高齢保健福祉部  |
| 13(1) | 障がい者相談支援事業     | 市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 13(2) | 依存症患者の家族支援事業   | 依存症患者の家族に対して、認知行動療法を用いた心理教育プログラムを活用し、家族会や家族教室、相談支援等を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

### 施策3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進に加えて、過重労働やハラスメントの対策など職場環境の改善のための、職場、地域、学校における体制整備を進めます。

#### 《取組の方向性》

##### 1 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

- (1) 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、国が策定した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発を図ります。
- (2) ストレスチェック制度（従業員50人以上の事業場に義務付け）に関する国の啓発等に協力します。
- (3) 国が行う「労働条件相談ほっとライン」、「過重労働解消相談ダイヤル」、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」に

おけるメール・電話相談や産業保健センター等の周知を行い、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

- (4) 雇用主や職場の衛生担当者・産業医に対して、自殺予防に関する知識の普及を図り、被雇用者の不調に気づき、適切な対応をとることができる環境づくりを推進します。
- (5) 被雇用者が自らの心の健康を守ることができるよう、メンタルヘルスに関する知識や相談窓口の普及啓発を行います。
- (6) 関係機関と連携し、若年労働者や求職者に対して、メンタルヘルスに関する取組や相談しやすい環境づくり等を進めます。
- (7) 各事業場において、新入社員研修の中に、自殺予防の視点を取り入れるよう働きかけます。
- (8) 雇用主が社内のメンタルヘルス問題について相談できるよう、相談窓口の周知を図ります。

## 2 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 精神保健福祉センターや区役所等において、心の健康問題やその背景にある社会的問題等に関する相談対応機能を向上させるとともに、関連する相談機関等との連携を推進します。
- (2) 老人福祉センター等の公的な居場所づくりのほか、シニアサロン事業等の民間団体による居場所づくりを支援し、高齢者の健康維持を図ります。
- (3) 地域住民の居場所づくりに関して、自殺予防に寄与する取組について紹介し、地域における心の健康づくりを促進します。



### 3 学校における心の健康づくり推進体制の整備

- (1) 教育機関と連携し、児童生徒や学生にとって、保健室やカウンセリングルーム、大学保健管理センター等がより活用しやすい場となるよう周知を行い、養護教諭や医師、看護師等による健康相談を推進します。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の適正な配置を更に推進するなど、学校における相談体制の充実を図ります。
- (3) 養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含む教職員に対して、児童生徒への対応力向上に関する研修を行います。
- (4) 大学保健管理センター等と連携して、教職員が学生の心の問題や成長支援に関する課題・ニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐ取組を推進します。

### 4 被災者の心のケアの推進

- (1) 災害は自殺の危険因子であるため、関係機関と連携して、災害時の心のケアの在り方や相談・支援体制について検討を進めます。

#### 《主な取組内容》

| 取組の方向性 | 事業・取組名                    | 概要   | 担当                |
|--------|---------------------------|--|-------------------|
| 1 (2)  | 【再掲】<br>冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

|                         |                                 |  |                       |
|-------------------------|---------------------------------|--|-----------------------|
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3) | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 1 (4)                   | 一般企業等が行うメンタルヘルス対策への支援           | 一般企業が行う経営者や労務担当者を対象とした、自殺やメンタルヘルスに関する研修において、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 1 (4)                   | 札幌企業 SDGs 推進事業【新規】              | SDGs に取り組む企業を認定する仕組みを創設し、併せて、インセンティブを設けることで、市内企業の SDGs 達成に向けた取組を推進します。   | 経済観光局<br>産業振興部        |
| 1 (5)                   | 【再掲】<br>札幌市教職員相談室               | 教職員相談室に産業カウンセラーや教職員経験者を配置し、面談のほか、電話、FAX、メールで教職員の相談に対応します。  | 教育委員会<br>学校教育部        |
| 1 (5)                   | 女性の多様な働き方支援窓口運営事業【新規】           | 不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性や働き続けることを希望する女性に対し、女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」においてキャリアカウンセラーによる支援を行います。  | 経済観光局<br>経営支援・雇用労働担当部 |
| 1 (6)<br>1 (7)<br>1 (8) | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策連絡会議           | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。                      | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 2 (1)                   | 保健福祉の総合相談                       | 保健福祉に関する様々な悩み・不安・困りごとを抱える市民の相談に親身に耳を傾け、問題を整理したうえで、解決に向けた制度や手続、専門窓口などを紹介します。また、必要に応じて手続を補助・支援するなど、相談者が安心・確実に適切なサービスへとつながるよう、きめ細かな対応を行います。 | 保健福祉局<br>総務部          |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>障がい者相談支援事業              | 市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。                                     | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |

|                |                             |  |                              |
|----------------|-----------------------------|--|------------------------------|
| 2 (1)          | 心の健康相談事業                    | 各区保健福祉部において、精神科医による精神保健福祉に関する相談を定期的実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 2 (1)          | こころの健康に関する相談                | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 2 (1)          | 一般健康相談                      | 健康に関する相談を行い、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。   | 保健福祉局<br>保健所                 |
| 2 (2)          | 老人福祉センターにおける相談等             | 高齢者の生活や健康等の相談を行い、健康増進や教養の向上、レクリエーションの場を提供します。  | 保健福祉局<br>高齢保健福祉部             |
| 2 (3)          | 地域の居場所づくりに関する取組の発信          | 各部局が実施または把握している、地域における居場所づくりに関する取組について、SNS 等を活用した情報発信を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 3 (2)          | 学校における教育相談                  | 各学校において、教職員が子どもからの相談に日常的に対応するとともに、学校生活に係る困りや悩み等に関するアンケート結果などに基づき個別に面談を行います。  | 教育委員会<br>学校教育部               |
| 3 (1)<br>3 (4) | 【再掲】<br>「学生メンタルヘルス支援部会」との連携 | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。                      | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 3 (2)          | スクールカウンセラー活用事業              | 全ての市立学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、子ども及び保護者からの相談に対応するとともに、SCの専門性を生かした助言により教職員の対応力を高めるなど教育相談体制の充実を図ります。また、SCスーパーバイザーも含めて、子どもの心の危機における学校への緊急的な支援を行います。 | 教育委員会<br>学校教育部               |
| 3 (2)          | スクールソーシャルワーカー活用事業           | 社会福祉等の専門的な知識に加え、教育分野に関する知識や経験を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、子どもが置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを構築するなどの多様な支援方法を用いて問題の解決に当たります。                      | 教育委員会<br>学校教育部               |

|       |                         |   |                   |
|-------|-------------------------|---|-------------------|
| 3 (3) | 【再掲】<br>ゲートキーパー養成<br>研修 | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 3 (3) | 【再掲】<br>自殺予防等研修講師<br>派遣 | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。                       | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 3 (3) | 【再掲】<br>教職員等への研修        | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 3 (3) | 【再掲】<br>教育センター研修事<br>業  | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 3 (3) | 学校支援事業                  | 学校における子どもの問題行動等の指導や、それに係る保護者、関係機関との連携について、教育委員会の担当職員（指導主事、セラピスト、生徒指導相談員、スクールセーフティアドバイザー）やスクールロイヤーが学校の支援を行います。 | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 4 (1) | 被災者の心のケアの<br>推進         | 災害は自殺の危険因子であるため、関係機関と連携して、災害時の心のケアの在り方や相談・支援体制について検討を進めます。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

#### 施策4 勤務問題による自殺対策を更に推進する

ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族、周囲の人々にとって計り知れない苦痛をもたらすことを踏まえ、労働者の心の健康保持及び生命・身体安全確保を図るため、長時間労働の是正やハラスメントの防止対策等、国が推し進める取組に協力します。

## 《取組の方向性》

### 1 長時間労働の是正

- (1) 過労死や過労自殺に対する理解や過労死防止の重要性に関する国の啓発活動に協力します。
- (2) 長時間労働や過労死問題に関する相談窓口の情報提供・周知を図ります。
- (3) 過労死や過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、国が策定した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、啓発や国の相談窓口との連携、民間団体が取り組むシンポジウムに対する支援等に努めます。

### 2 ハラスメント防止対策

- (1) 国のポータルサイト「あかるい職場応援団」等の周知を行い、職場におけるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントの予防及び事後対応を推進します。

### 3 労働関係機関との連携した勤務問題による自殺対策の推進

- (1) 労働関係機関など様々な関係機関と連携しながら、労働者の職場におけるメンタルヘルスや、身体の安全確保などに関する取組の普及啓発等を行う。

## 《主な取組内容》

| 取組の方向性                  | 事業・取組名                    | 概要   | 担当                |
|-------------------------|---------------------------|--|-------------------|
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3) | 【再掲】<br>冊子やリーフレット等による普及啓発 | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

|                                  |                                       |   |                       |
|----------------------------------|---------------------------------------|---|-----------------------|
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3)<br>2 (1) | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発       | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。                                | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 2 (1)                            | 【再掲】<br>女性の多様な働き方<br>支援窓口運営事業<br>【新規】 | 不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性や働き続けることを希望する女性に対し、女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」においてキャリアカウンセラーによる支援を行います。                   | 経済観光局<br>経営支援・雇用労働担当部 |
| 3 (1)                            | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策<br>連絡会議             | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |

### 基本方針 I における成果指標

| 指 標  | 現 在 値                               | 目 標 値                                 | 指標設定の考え方                                     |
|--|-------------------------------------|---------------------------------------|--|
| ゲートキーパーについて聞いたことがある市民の割合<br>(市民意識調査)                         | 15.0%<br>(2021 年度)                  | 20%<br>(2027 年度)                      | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標                     |
| ゲートキーパーに関する研修受講者数  | 15,992 名<br>(2009 年度～<br>2022 年度累計) | 22,000 名<br>(2027 年度<br>までの累計)        | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標                     |
| 悩みを相談する相手がいない人の割合<br>(健康づくりに関する市民意識調査)                       | 7.4%<br>(2022 年度)                   | 目標値は 2024 年度策定予定の次期札幌市健康づくり基本計画において設定 | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標<br>《出典》札幌市健康づくり基本計画 |
| 生活や健康福祉に関して困っていることや相談したいことの相談先がない高齢者の割合<br>(事業の効果に関する市民意識調査) | 12.6%<br>(2022 年度)                  | 10.0%<br>(2025 年度)                    | 高齢者に対する地域における相談体制の充実を示す指標                    |

|                                       |                    |                  |                          |
|---------------------------------------|--------------------|------------------|--------------------------|
| 札幌こころのセンター心の健康づくり電話相談の認知度<br>(市民意識調査) | 45.5%<br>(2021 年度) | 50%<br>(2027 年度) | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |
|---------------------------------------|--------------------|------------------|--------------------------|

※ここに掲げる成果指標以外にも、各事業の実施結果そのものを事業成果と捉えることが可能な事業もあることから、各事業の実施結果についても、定期的に連絡会議等において、実施状況等の確認を行うこととします。

## 基本方針Ⅱ 地域における自殺のハイリスク者対策の推進

### 施策5 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

世界保健機関（WHO）の調査及び先行研究によると、自殺した人の85%以上が精神疾患に罹患していたと推定されることから、うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症など、自殺の危険性の高い人の早期発見・早期対応に努め、必要に応じて精神科医療につなぐ取組に併せて、これらの人々が適切な精神科医療を受けられるよう精神科医療体制の充実を図ります。

また、必ずしも精神科医療につなぐだけでは対応が完結しない事例も少なくないと考えられ、精神科医療につながった後も、その人が抱える悩み、すなわち自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題等の様々な問題に対して包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるように支援の充実を図ります。

## 《取組の方向性》

### 1 精神科医療・保健・福祉等の各機関の連動性の向上

- (1) 地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体等のネットワークの構築を促進します。特に、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、精神科医療・保健・福祉の連動性を高めます。
- (2) 内科等の精神科以外で身体的な治療を受ける方が必要に応じて精神科医療を受診できるよう、一般医療と精神科医療との連携強化を働きかけます。
- (3) 自殺のハイリスク者のケアを含む精神科救急医療体制に、診療所も協力・関与できるようなシステムづくりを検討します。
- (4) 保健・医療・福祉等の専門職が自殺のハイリスク者に対し適切に対応できるよう、研修機会の拡充と参加の促進を図ります。
- (5) 誰もが安心して精神科医療を受けられるよう、「精神科」に関する偏見を除去するための啓発を推進します。

### 2 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成など精神科医療体制の充実

- (1) 精神科医療に関わるあらゆる職種が自殺予防の正しい知識や適切な対応技術を習得できるよう、薬物や刃物等による自傷行為を繰り返すといった困難事例に関する検討会等の学習機会を提供します。
- (2) 精神科医療関係者が、うつ病やアルコール・薬物・ギャンブル等依存症、統合失調症、認知症、発達障害、パーソナリティ障害等に係る自殺予防に資する専門的ケア技術を習得できるよう、研修会等を開催します。



### 3 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

- (1) さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を活用し、子どもの心の問題に対応できる医療機関等へつなげます。また、さっぽろ子どものこころの連携チームによる研修会の開催や医学的支援等を行い、子どもの心の診療体制の整備を推進するとともに、一般精神科医療関係者と児童精神科医療関係者の連携体制を構築します。

### 4 うつ等のスクリーニングの実施

- (1) 各区保健センターによる各種健診・訪問事業等において、メンタルヘルスに関するスクリーニングの実施をします。
- (2) 各種健診や訪問事業等に従事する職員に対して、うつ等のスクリーニングに関する研修を行います。

### 5 うつ病以外の精神疾患患者に対する支援

- (1) うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症等について、アルコール健康障害対策基本法等の関連法令に基づく取組や借金・家族問題等との関連性も踏まえて調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制整備、地域の医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワーク構築、自助活動に対して支援等を行います。
- (2) 思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者、過去のいじめ・被虐待経験等により深刻な生きづらさを抱える者については、地域の救急医療機関や精神保健福祉センター、教育機関等を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関・関係団体のネットワークの構築により、適切な医療機関や相

談機関を利用できるように支援するなど、要支援者の早期発見・早期介入のための取組を推進します。

(3) 依存症に関する啓発のための市民向けリーフレット及び専門医療機関や相談機関、通所施設等の社会資源情報をまとめたパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。

(4) 保健・医療・福祉専門職を対象に、依存症に関する研修を実施し、正しい知識等の普及を図ります。

(5) 未成年者を含む市民に対して、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、民間団体が行うフォーラムの開催等の活動を支援します。

#### 《主な取組内容》

| 取組の方向性                           | 事業・取組名                    | 概要   | 担当                |
|----------------------------------|---------------------------|--|-------------------|
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3)<br>5 (2) | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策<br>連絡会議 | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。                            | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (3)                            | 精神科救急医療体制<br>整備事業         | 本事業の実施主体である北海道との連携し、夜間・休日における精神科当番病院空床数（2床）を確保します。また、精神科等通院患者が自身の診療情報等を記載して携帯することのできる「こころの安心カード」を普及させることで、救急搬送時間の短縮や当番病院の負担軽減を図り、安定的な体制を確保します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (4)                            | 難病患者等ホームヘルパー養成研修          | 障害福祉サービス居宅介護事業所に在籍するサービス提供者に対して、難病の基礎知識、リハビリ、行政施策等に関する講義や難病患者・家族の理解に関する研修会を実施します。  | 保健福祉局<br>保健所      |

|                         |                                 |   |                   |
|-------------------------|---------------------------------|---|-------------------|
| 1 (4)<br>2 (1)<br>4 (2) | 【再掲】<br>ゲートキーパー養成<br>研修         | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (4)<br>2 (1)<br>4 (2) | 【再掲】<br>自殺予防等研修講師<br>派遣         | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (4)<br>2 (1)<br>2 (2) | 【再掲】<br>医療機関向け研修会               | 医療関係者を対象に、自立支援医療（精神通院医療）等の診断書の書き方等の研修に併せて、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修を実施し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (5)                   | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (5)                   | 【再掲】<br>冊子やリーフレット<br>等による普及啓発   | 自殺予防や精神疾患について、わかりやすくまとめた冊子やリーフレット等を配布し、自殺に関する正しい知識やゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）等の普及啓発を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 2 (1)                   | 自殺予防対策チーム<br>会議                 | 市立札幌病院において、自殺企図を契機として入院、通院している患者について、介入のあり方や支援の方向性を検討するため、院内で組織している自殺予防対策チームが週 1 回のカンファレンスを開催します。   | 病院局<br>経営管理部      |
| 2 (2)<br>5 (1)<br>5 (4) | 依存症支援者研修事<br>業                  | 依存症支援に携わる医療関係者等を対象に、依存症に起因する精神症状の対応等に関する研修を実施します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 3 (1)                   | 子どもの心の診療ネ<br>ットワーク事業            | さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業を活用し、子どもの心の問題に対応できる医療機関等へつなげます。また、さっぽろ子どものこころの連携チーム事業による研修会の開催や医学的支援等を行うことで、子どもの心の診療体制の整備を推進するとともに、一般の精神科医療関係者と児童の精神科医療関係者の連携体制を構築します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

|                |                        |  |                   |
|----------------|------------------------|--|-------------------|
| 4 (1)          | 専門職による訪問指導の実施          | 疾患や障がい等のため療養している 40 歳以上の方を対象に、保健師等の専門職が家庭を訪問し、生活習慣病予防・介護予防、メンタルヘルス等に関する保健指導や様々な相談を実施します。   | 保健福祉局<br>保健所      |
| 5 (1)          | 自立支援医療（精神通院医療）         | 障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（精神通院医療）の給付を行い、継続的な治療につなげます。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 5 (1)          | 精神障害者保健福祉手帳            | 精神保健福祉法に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を行い、継続的な支援につなげます。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 5 (1)          | 依存症専門相談支援事業【新規】        | 依存症の当事者に対して、認知行動療法の手法を用いた心理教育プログラムを行いません。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 5 (1)<br>5 (3) | 依存症に関する普及啓発            | 依存症に関する啓発のための市民向けリーフレット及び専門医療機関や相談機関、通所施設等の社会資源情報をまとめたパンフレット等を作成し、相談窓口等で配布します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 5 (1)<br>5 (5) | 依存症問題に関わる民間団体との連携      | 未成年者を含む市民に対するアルコール・薬物・ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及のため、民間団体が行うフォーラムの開催等の活動を支援します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 5 (2)          | 【再掲】<br>学校支援事業         | 学校における子どもの問題行動等の指導や、それに係る保護者、関係機関との連携について、教育委員会の担当職員（指導主事、セラピスト、生徒指導相談員、スクールセーフティアドバイザー）やスクールロイヤーが学校の支援を行います。                                  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 5 (2)          | 札幌市子どもの命を守る連携協力会議      | 本市における専門機関相互の連携を深めるとともに、有識者等から広く意見を得て、子どもの自殺防止対策に役立てます。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 5 (2)          | （仮称）若者の自殺危機対応チーム事業【新規】 | 自殺未遂歴があるなど、自殺のリスクが高い若者に対して、地域の支援機関等を通じた支援要請に応じ、専門的知識を有するメンバー（精神科医、公認心理師、弁護士など）により構成された「（仮称）さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム」による支援（支援方針に基づく指導・助言・現地調査など）を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

|       |              |   |              |
|-------|--------------|---|--------------|
| 5 (4) | 地域保健関係職員研修   | 職員の資質の向上および人材の育成を図ることを目的として、毎年研修会を実施します。  | 保健福祉局<br>保健所 |
| 5 (5) | 薬物乱用防止対策推進事業 | 北海道等が主催する「6.26 ヤング街頭キャンペーン」や北海道薬剤師会が主催する「薬物乱用防止キャンペーン in 北海道」等の啓発事業へ参加し、覚せい剤や大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や薬の正しい知識と使い方等に関する普及啓発を行います。 | 保健福祉局<br>保健所 |

## 施策6 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で実施する必要があります。

そのため、様々な分野において、「生きることの阻害要因」を減らし、併せて「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

なお、本施策の取組については、令和5年5月31日に定められた「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」と密接な関連があることから、同法により実施を求められている「孤独・孤立対策」としても位置付け、着実に推進していくものとします。

### 《取組の方向性》

#### 1 相談体制の充実と支援策や相談窓口情報等の分かりやすい発信

- (1) 自殺対策関連の相談窓口等を掲載したパンフレット等を、啓発の対象となる人たちのニーズに配慮して作成し、配布します。また、市民にとって相談しやすい窓口となるよう体制の整備を促進します。

- (2) 悩みを抱える人が相談でき、適切な支援を迅速に受けられるためのよりどころとして設定されている全国共通ダイヤル（こころの健康相談統一ダイヤル）について、自殺予防週間や自殺対策強化月間等の機会を捉え、広く周知を進めます。また、24時間365日の電話相談として、自殺予防にとって大きな役割を果たしている「いのちの電話」の周知も併せて進めます。
- (3) 必要な支援情報が簡単に得られるなどの長所を有するインターネットやSNSを活用し、社会とのつながりが希薄で所属を持たない若者等を適切な支援につなげるための情報発信を行います。
- (4) 弁護士会や司法書士会等と連携して、法的問題や多重債務の問題、悩みごとに関する相談窓口を設置し、相談に応じます。

## 2 失業者等に対する相談窓口の充実

- (1) 失業者に対して早期再就職支援等の各種雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等の窓口においてきめ細かな職業相談を実施します。また、失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応し、他施策との緊密な連携を通して失業者への包括的な支援を推進します。

## 3 経営者に対する相談事業の実施

- (1) 経営課題の解決が困難な中小企業に対し、中小企業支援センター等の関係機関と連携して、経営課題の解決や必要な支援を推進します。

#### 4 危険な場所等における対策

- (1) 自殺・事故が起こる可能性のある場所における安全確保のため、高層の市営住宅等の公的施設において転落防止柵等の整備・保全を進めます。

#### 5 インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- (1) インターネット上の自殺関連情報について、国が行うサイト管理者等への削除依頼に関する活動に協力します。
- (2) 第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への対応として、青少年へのフィルタリングの普及等の対策を推進します。
- (3) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づく取組を促進し、同法に基づく基本計画等により、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行います。

#### 6 ひきこもり等に対する支援の充実

- (1) ひきこもり地域支援センターにおいて、本人・家族に対する早期からの相談支援等を行うとともに、市民に対して必要な情報提供を行うなど、ひきこもり対策を推進します。
- (2) ひきこもり地域支援センターのほか、本人や家族に対して、精神保健福祉センターや区役所、児童相談所等においても相談支援を行います。
- (3) ひきこもりや8050問題をはじめ、孤独・孤立の問題を抱える世帯への支援体制強化のため、地域包括支援センター、障がい者相談支

援事業所、ひきこもり地域支援センター、生活就労支援センター（ステップ）等の相談支援機関同士の連携の取組を進め、事例検討や合同出張相談会等を実施していきます。

## 7 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者に対する支援の充実

- (1) 児童虐待は、子どもの心身の発達と人格の形成に重大な影響を与え、自殺のリスク要因ともなり得ます。児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立支援まで一連の対策の強化を図るため、児童相談所や各区保健センターの相談支援体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図ります。
- (2) 児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時など、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、積極的な広報・啓発を実施します。
- (3) 保護者のない又は保護者に監護させることが適当でない児童が施設等で育った場合、当該施設等から退所すると同時に、精神的にも経済的にも多くの場面で自立した生活が強いられるため、生活状況等に応じたきめ細やかな支援を図ります。
- (4) 性暴力被害者支援センター北海道SACRACH（さくらこ）等における相談及び早期かつ適切な支援により、性犯罪・性暴力被害者の精神的な負担の軽減を図ります。

## 8 生活困窮者に対する支援の充実

- (1) 複合的な課題を抱える生活困窮者の中に自殺リスクを抱えている人が少なくない実情を踏まえて、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等において包括的な支援を行うとともに、自殺対策



に係る関係機関等とも緊密に連携し、効果的かつ効率的な支援を行います。

## 9 高齢者や認知症者に対する支援の充実

- (1) 高齢者に対する各種健診や訪問事業、かかりつけの医師等によって、認知症やうつ病等の早期発見に努めます。
- (2) 介護専門職に対して、うつ等のスクリーニングやうつ等の懸念がある人に対する相談支援に関する研修を行います。

## 10 ひとり親家庭に対する相談窓口の充実

- (1) 子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭を支援するため、ひとり親家庭支援センターを中心として、子育て・生活や就業などに関する相談に応じるとともに、必要に応じて他の支援機関につなげることにより、包括的な支援を推進します。

## 11 がん患者や慢性疾患患者、難病患者等に対する支援の充実

- (1) がん患者や慢性疾患患者、難病患者等の自殺を防ぐため、医療関係者による心理的ケアにつなげる体制整備を推進します。

## 12 性的マイノリティ（LGBT）に対する支援の充実

- (1) 性的マイノリティ（LGBT）当事者が抱える生きづらさの軽減のために、気軽に相談できる電話相談事業「LGBTほっとライン」を実施します。また、性的マイノリティに対する周囲の無理解や偏見等を解消するためには、幼少期からの教育が必要であることから、多様な性の在り方への教職員の理解を促進するとともに、広報啓発を通じた市民や企業の理解促進を図ります。

### 13 報道機関に対する世界保健機関（WHO）の手引き等の周知

- (1) 報道機関に適切な自殺報道を呼びかけるため、世界保健機関（WHO）の自殺予防の手引きのうち「マスメディアのための手引き」や国内の報道機関が自主的に策定した自殺報道に関するガイドライン等を報道各社に周知し、それらの活用を呼びかけます。

#### 【札幌市における孤独・孤立対策について】

国において、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や、地域社会における人と人とのつながりの希薄化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました。

また、令和5年5月31日には「孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）」が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、地方公共団体においても、地域の状況に応じた施策を実施することが求められることとなりました。

こうした国の動向を踏まえ、札幌市でも、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方にに基づき取組を進めていく必要があります。

地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、自殺対策、ひきこもり支援等の各分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、各分野の取組を着実に進めるとともに、地域で孤立している方や支援を必要としている方への分野横断的な支援にも取り組んでいきます。

## 《主な取組内容》

| 取組の方向性                           | 事業・取組名                     | 概要   | 担当                |
|----------------------------------|----------------------------|--|-------------------|
| 1 (1)                            | 女性のための総合相談                 | 家庭や人間関係等、女性が抱える悩みに関する相談を実施します。   | 市民文化局<br>男女共同参画室  |
| 1 (1)                            | 【再掲】<br>保健福祉の総合相談          | 保健福祉に関する様々な悩み・不安・困りごとを抱える市民の相談に親身に耳を傾け、問題を整理したうえで、解決に向けた制度や手続、専門窓口などを紹介します。また、必要に応じて手続を補助・支援するなど、相談者が安心・確実に適切なサービスへとつながるよう、きめ細かな対応を行います。 | 保健福祉局<br>総務部      |
| 1 (1)                            | 【再掲】<br>障がい者相談支援事業         | 市内の障がい者相談支援事業所に委託し、福祉サービスの利用に関する支援、社会資源の活用に関する支援、障がいや病状の理解に関する支援、健康、医療に関する支援、不安の解消、情緒安定に関する支援等を行います。                                     | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>1 (2)                   | トイレステッカーによる相談窓口の周知         | 公共施設や市内の企業等のトイレの個室に、北海道いのちの電話や札幌こころのセンター（心の健康づくり電話相談）を紹介するステッカーを張り、悩みを抱える人が相談できるよう、相談機関の周知を行います。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>1 (2)                   | 【再掲】<br>啓発物品等の貸出による普及啓発    | 心身の健康や自殺予防など多様な視点から精神保健福祉の普及啓発事業を実施する札幌市内の機関・団体に対して、普及啓発物品の貸出を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3)          | 【再掲】<br>若年層向け自殺対策普及啓発事業    | 若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。                              | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3)<br>5 (1) | 【再掲】<br>ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>12(1)                   | 【再掲】<br>性的マイノリティの理解促進【新規】  | 性的マイノリティの理解促進を図るために、ホームページやリーフレットなどを活用して広報啓発を行います。   | 市民文化局<br>男女共同参画室  |

|                         |                       |  |                       |
|-------------------------|-----------------------|--|-----------------------|
| 1 (4)                   | 市政外特別相談               | 法律相談、家庭生活相談など、専門の相談員による8種類の市政外相談窓口を開設します。  | 総務局<br>広報部            |
| 1 (4)                   | 消費生活相談                | 消費者センターの消費生活相談窓口において消費生活相談を受け付け、助言やあっせんを行います。  | 市民文化局<br>市民生活部        |
| 1 (4)                   | 女性のための法律相談            | 離婚やハラスメント、性別に関する不当な扱い等に関して、女性弁護士による相談を実施します。   | 市民文化局<br>男女共同参画室      |
| 1 (4)                   | 【再掲】<br>暮らしとこころの総合相談会 | 自殺予防週間及び自殺対策強化月間に合わせて、札幌弁護士会や精神保健福祉センター等の関係機関が連携して、それぞれの問題に合わせて同時に対応する相談会を開催します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 2 (1)                   | 職業相談窓口の充実             | 求職者にとって身近な区役所等にあいワークを設置し、職業相談・紹介を実施するほか、就労に関する様々な相談対応も行います。  | 経済観光局<br>経営支援・雇用労働担当部 |
| 2 (1)<br>8 (1)          | 札幌市生活就労支援センター「ステップ」   | 様々な理由により、仕事や生活に困りごとを抱えている方のための相談窓口として、経済的な自立へ向けた就労支援を中心に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行います。   | 保健福祉局<br>総務部          |
| 3 (1)                   | 中小企業支援センターの運営         | 経営や創業、融資などに関する相談や経営診断などを行います。  | 経済観光局<br>経営支援・雇用労働担当部 |
| 4 (1)                   | 高層市営住宅転落対策事業          | 10階建て以上の市営住宅最上階共用廊下窓に面格子を設置し、転落を防止します。   | 都市局<br>市街地整備部         |
| 5 (1)<br>5 (2)<br>5 (3) | 札幌市立学校ネットパトロール        | インターネット上で人命にかかわるような、危険度が高い投稿が発見された場合に、専門業者から教育委員会と警察等の関係機関に緊急連絡を行います。  | 教育委員会<br>学校教育部        |
| 5 (3)                   | 携帯電話販売等事業者に対する立入調査    | 携帯電話販売等事業者に対して、契約の相手方又は端末の使用者が青少年である場合に、フィルタリングサービスの説明と書面の交付状況等について調査を行います（北海道知事から、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を行う者として本市職員が指名され実施しています）。 | 子ども未来局<br>子ども育成部      |

|                         |                            |  |                              |
|-------------------------|----------------------------|--|------------------------------|
| 6 (1)<br>6 (2)<br>6 (3) | ひきこもりに関する<br>実態調査          | ひきこもりの状態にある本人やその家族等へのより効果的な支援の検討にあたり、最新の实態及び当事者のニーズや困難等を把握するため、ひきこもりに関する実態調査を行います。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 6 (1)<br>6 (2)<br>6 (3) | ひきこもり対策推進<br>事業            | ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。                                | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 6 (1)<br>6 (2)<br>6 (3) | 若者支援施設における自立支援事業           | ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対する総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が相談・カウンセリングに応じます。また、支援プログラム等相談者一人ひとりの能力や目標に応じたサポートを行い、自立に向けた支援を行います。                             | 子ども未来局<br>子ども育成部             |
| 6 (2)                   | 【再掲】<br>こころの健康に関する相談       | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 6 (2)                   | 児童相談所における相談事業              | 18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。   | 子ども未来局<br>児童相談所              |
| 7 (1)                   | 家庭児童相談室による相談事業             | 子どもの福祉に関する一次的な相談窓口として、各区役所に「家庭児童相談室」を設置し、児童家庭相談全般に関する相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行い、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施します。また、緊急・重篤なケースや区で対応が困難なケース等については、児童相談所と速やかに協議・連携しながら支援を実施します。 | 子ども未来局<br>児童相談所<br>各区保健福祉部   |
| 7 (1)                   | 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営 | 子どもに関する相談に幅広く応じ、助言や支援を行うほか、権利侵害からの救済の申立て等に基づき、公的第三者の立場で、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行います。   | 子ども未来局<br>子どもの権利救済事務局        |

|       |                        |   |                             |
|-------|------------------------|---|-----------------------------|
| 7 (2) | 児童虐待防止対策支援事業           | 虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応をするため、オレンジリボン地域協力員登録のための研修会をはじめ、一般市民や企業、関係機関などに対し、児童虐待防止の普及・啓発を行います。   | 子ども未来局<br>児童相談所             |
| 7 (3) | 社会的養護自立支援事業            | 児童養護施設等への入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、原則、22歳の年度末日まで、支援コーディネーターによる継続支援計画を策定のうえ、居住費、生活費等の支給や生活相談・就労相談支援を実施します。 | 子ども未来局<br>児童相談所             |
| 7 (4) | 性暴力被害相談                | 性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。  | 市民文化局<br>男女共同参画室            |
| 7 (4) | 配偶者暴力相談                | 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。   | 市民文化局<br>男女共同参画室            |
| 7 (4) | 婦人相談                   | 各区保健センターの母子・婦人相談員が、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子や配偶者から暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導等を行います。   | 子ども未来局<br>子育て支援部<br>各区保健福祉部 |
| 8 (1) | 生活保護相談                 | 生活保護等に関する相談を実施します。  | 保健福祉局<br>総務部<br>各区保健福祉部     |
| 8 (1) | 札幌市ホームレス相談支援センター「JOIN」 | 住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な宿泊場所の供与や食事等の提供と併せて、事業の利用期間において、自立に向けた生活基盤の確保等の支援を行います。  | 保健福祉局<br>総務部                |
| 9 (1) | 民生委員・児童委員による巡回相談       | 一人暮らしの高齢者を中心に家庭訪問し、日ごろの悩み等について相談を実施します。   | 保健福祉局<br>高齢保健福祉部            |
| 9 (1) | かかりつけ医認知症対応力向上研修       | 地域のかかりつけ医が認知症を早期に発見し、専門医を紹介したり、認知症の方やその家族の相談に対応できるよう、診断技術や相談支援に関する研修を実施します。   | 保健福祉局<br>高齢保健福祉部            |

|        |   |   |                             |
|--------|---|---|-----------------------------|
| 9 (2)  | 【再掲】<br>ゲートキーパー養成<br>研修                   | 市民一人ひとりの気づきと見守りを促すため、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する研修を実施します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部           |
| 9 (2)  | 【再掲】<br>自殺予防等研修講師<br>派遣                   | 関係機関・団体等に対して、自殺予防やメンタルヘルスに関する研修講師を派遣し、自殺に関する正しい知識や自殺の危険を示すサイン、適切な対応等に関する普及啓発や人材養成を行います。                                     | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部           |
| 10 (1) | ひとり親家庭学習支<br>援ボランティア事業                    | ひとり親家庭の子どもが学習習慣を身に付け、基礎的な学力の向上を図るとともに、将来を見据えて進路を考えるきっかけとすることを目的に、大学生等による学習支援を行います。また、ひとり親家庭の不安感を解消するため、進学や進路等の相談にも応じます。     | 子ども未来局<br>子育て支援部            |
| 10 (1) | ひとり親家庭からの<br>相談対応                         | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。            | 子ども未来局<br>子育て支援部<br>各区保健福祉部 |
| 11 (1) | 【再掲】<br>がん支援に携わる医<br>療従事者向け自殺対<br>策研修【新規】 | がん支援に携わる医療従事者向けにゲートキーパー研修を実施する。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>保健所    |
| 11 (1) | 小児慢性特定疾病児<br>童等自立支援事業<br>【新規】             | 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。   | 保健福祉局<br>保健所                |
| 11 (1) | 難病患者等地域支援<br>対策推進事業                       | 面接相談事業、訪問相談事業、在宅療養支援計画策定・評価事業、医療相談事業を通して、難病患者等及びその家族が在宅療養生活を行なえるよう、相談・助言等の支援やサービスに関する情報提供、関係機関との調整、地域における支援ネットワークの構築等を行います。 | 保健福祉局<br>保健所                |
| 11 (1) | 難病患者等地域啓発<br>事業                           | 呼吸リハビリ教室や難病ガイドブックの作成・配布、市民・保健医療福祉関係職員に対する普及啓発を通して、難病患者等の療養生活を支援する環境づくりを推進します。   | 保健福祉局<br>保健所                |

|       |                                  |   |                   |
|-------|----------------------------------|---|-------------------|
| 11(1) | がん患者のウィッグ及び乳房補正具購入費用助成事業<br>【新規】 | がん患者の治療と社会参加等の両立を促し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療の副作用による外見の変化を補完する、ウィッグや乳房補正具の購入費用を助成します。 | 保健福祉局<br>保健所      |
| 12(1) | 電話相談「LGBTほっとライン」                 | 性的マイノリティの方が抱える困難の解消につなげるため、誰もが気軽に相談できる電話相談窓口を開設し、正しい知識の普及啓発を図ります。               | 市民文化局<br>男女共同参画室  |
| 13(1) | 【再掲】<br>教育センター研修事業               | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。                          | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 13(1) | 世界保健機関の「マスメディアのための手引き」の周知        | 世界保健機関の「自殺予防の手引き」の「マスメディアのための手引き」の内容について、ホームページ等で周知します。                         | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

## 基本方針Ⅱにおける成果指標

| 指 標   | 現 在 値                     | 目 標 値                               | 指標設定の考え方  |
|---|---------------------------|-------------------------------------|---|
| 「依存症は病気であり、本人の性格や意思の問題ではない」と認識する市民の割合<br>(市民意識調査)       | 42.8%<br>(2021年度)         | 50%<br>(2027年度)                     | 依存症に関する正しい知識の普及を示す指標                              |
| 依存症支援者研修受講者数  | 315名<br>(2022年度<br>までの累計) | 800名<br>(2027年度<br>までの累計)           | 依存症患者やその家族等に対する支援体制の充実を示す指標                       |
| 育児支援ネットワーク事業を活用した医療機関の数                                 | 40 機関<br>(2022年度)         | 目標値は2024年度策定予定の次期札幌市健康づくり基本計画において設定 | 産後うつ等のハイリスク産婦に対する支援体制の充実を示す指標<br>《出典》札幌市健康づくり基本計画 |
| 「性的マイノリティ」という言葉について、内容まで知っている人の割合<br>(男女共同参画に関する市民意識調査) | 33.3%<br>(2021年度)         | 50%<br>(2026年度)                     | LGBTに対する理解や認識を示す指標<br>《出典》第5次男女共同参画さっぽろプラン        |



## 基本方針Ⅲ 若年層の教育ステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進

### 施策7 子ども・若者の自殺対策を更に推進する **【重点】**

令和4年に全国の小中高生の自殺者数が過去最多になったことを受け、国からは若年層を対象とした自殺対策の強化を求められています。札幌市の自殺者数及び自殺死亡率は、近年、全国の傾向とほぼ同様に横ばいの傾向にあるものの、20歳代以下の若年層については増加傾向にあり、喫緊の課題であることから、子ども・若者の自殺対策を更に推進します。

教育ステージや家庭環境、社会とのつながりの有無など、子ども・若者が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、支援を必要とする全ての若者の置かれている状況に沿った施策を推進します。

なお、子ども・若者に対して自殺対策に関する普及啓発等をする際には、情報発信の方法や受け入れやすい表現を工夫するなど、特性について考慮しながら取組を行います。

また、大学の学生や職員のメンタルヘルスを推進するため、令和元年12月、札幌市自殺総合対策連絡会議の下に、3つの大学（藤女子大学、札幌市立大学、札幌医科大学）により構成された「学生メンタルヘルス部会」を設置しました。学生メンタルヘルス部会の取組を中心に、大学間の連携を深めながら、学生に対する支援の充実を図ります。

## 《取組の方向性》

### 1 子どもに対する支援の充実

- (1) 貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりかねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を図ります。
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮世帯の子どもを対象とした居場所づくりを含む学習支援事業を実施します。また、その他の任意事業について、法改正など、社会経済情勢を踏まえながら、実施を検討します。
- (3) 親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるひとり親家庭の子どもを対象に、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得や学習支援等を行う居場所づくりを推進します。
- (4) 上記の居場所を含めた民間の事業所（子ども食堂、児童デイサービス事業所など）のスタッフにゲートキーパー研修の受講を促すなど、孤独・孤立などの問題を抱えた子どもが実際に過ごす「居場所」での支援体制の強化を目指します。
- (5) 児童虐待の予防及び虐待を受けた子どもへの支援

＜基本方針Ⅱ－施策6－取組の方向性7＞【再掲】

- (6) 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

＜基本方針Ⅱ－施策5－取組の方向性3＞【再掲】

### 2 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

- (1) ＜基本方針Ⅰ－施策1－取組の方向性2＞【再掲】

### 3 いじめ等を苦しめた子どもの自殺の予防

- (1) いじめ防止対策推進法や国が策定した「いじめの防止等に関する基本的な方針」等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、いじめが「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることの周知を行います。また、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握し、迅速な対応を行います。
- (2) 子どもがいつでも不安や悩みを打ち明けられるような24時間の全国統一ダイヤル（24時間子供SOSダイヤル）等のいじめや不登校等の問題に関する電話相談窓口について周知を図るとともに、学校、地域、家庭が連携して、いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制整備を進めます。また、子どもに対するSNSを活用した相談体制について検討します。
- (3) いじめ等の子どもの権利侵害の問題に対する活動として、人権擁護委員等が手紙のやりとりを通じて子どもの悩みに寄り添う「子どもの人権SOSミニレター」やその他子どもの権利を守る様々な取組を推進します。
- (4) いじめが人に与える影響の大きさへの理解を促すため、学校において、子どもや教育関係者が当事者等の話を聴く機会を設けるよう努めます。
- (5) 家庭や学校でのいじめや暴力等に対応するため、学校、児童相談所、警察等の連携強化を図ります。

#### 4 学生・生徒等に対する支援の充実

- (1) 実際の学校現場で発生する問題等の重層化・複合化に対し、自殺対策に関するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの資質の向上、地域連携体制の向上などを目指す観点から、学校現場でのこれらの支援者に対し、精神科医や弁護士などの専門家のチームが支援する仕組みを作り、リスクの高い子どもの自殺者数ゼロを目指します。
- (2) 市内の小学校や中学校、高等学校において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行う団体等に対して支援を行います。
- (3) 18歳以下の自殺は、全国的に長期休業明けに急増する傾向があるとされているため、小学校や中学校、高等学校等において、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、児童生徒の様子の変化への早期の気づきや見守り等の取組を推進します。
- (4) 学校における心の健康づくり推進体制  
    <基本方針Ⅰ－施策3－取組の方向性3>【再掲】
- (5) 不登校の子どもへの支援について、早期支援へつながる効果的な取組を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の充実を図ります。
- (6) 高校中途退学者及び進路未決定卒業生について、中途退学や卒業後の状況等に関する実態把握・共有に努め、ハローワークや地域若者サポートステーション、学校等の関係機関が連携協力し、効果的な支援を行います。

- (7) 学校において、保護者等が子どものメンタルヘルス問題について直接相談できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を推進します。
- (8) 学生のメンタルヘルス向上を図るため、市内の大学保健管理センター等で構成されるネットワークづくりを支援します。また、ネットワークを活用して、学生の経済的困窮や就職問題、ブラックバイト等のメンタルヘルスに関連する問題への取組が推進されるよう働きかけます。
- (9) 大学において、教職員が学生のメンタルヘルス支援の担い手であることを踏まえ、教職員に対して研修の機会や教材等の提供を行います。
- (10) いのちの電話フリーダイヤルカード等、相談窓口や支援機関の周知カードを市内の学校等において配布し、それらの利用を勧奨します。

## 5 若者に対する支援の充実

- (1) 若者支援総合センターにおいて、地域の関係機関と連携し、若年無業者等の職業的自立を個別的・継続的・包括的に支援します。
- (2) ひきこもりへの支援  
＜基本方針Ⅱ－施策6－取組の方向性6＞【再掲】
- (3) 性犯罪・性暴力被害者への支援  
＜基本方針Ⅱ－施策6－取組の方向性7＞【再掲】

## 6 若者の特性に応じた支援の充実

- (1) 若者は、自発的には相談することをためらい、支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめ

かしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われてい  
 るため、関連機関と連携してICT（情報通信技術）を活用した若  
 者へのアウトリーチ策を検討します。

- (2) 支援を必要としている若者がインターネット上で簡単に適切な支  
 援情報にアクセスできるよう、札幌市のホームページや若年層向け  
 自殺対策に係る普及啓発ウェブサイト「札幌こころのナビ」等を活  
 用して、国が提供する支援情報「いのち支える相談窓口一覧」や  
 「支援情報検索サイト」等の周知を図ります。

### 《主な取組内容》

| 取組の<br>方向性              | 事業・取組名                                     | 概要  | 担当                        |
|-------------------------|--|---|---------------------------|
| 1 (1)                   | 子どものくらし支援<br>コーディネート事業                     | 子どもの相談支援に豊富な経験を持つ<br>「子どもコーディネーター」が、児童会<br>館や子ども食堂などの子どもの居場所を<br>巡回して、困難を抱えている子どもや家<br>庭を早期に把握し、関係機関と連携しな<br>がら、必要な支援につないだり、重層的<br>な見守りへとつなげます。 | 子ども未来局<br>子ども育成部          |
| 1 (1)<br>1 (5)<br>3 (6) | 【再掲】<br>子どもの権利救済機<br>関（子どもアシスト<br>センター）の運営 | 子どもに関する相談に幅広く応じ、助言<br>や支援を行うほか、権利侵害からの救済<br>の申立て等に基づき、公的第三者の立場<br>で、問題解決に向けた調査や関係者間の<br>調整を行います。  | 子ども未来局<br>子どもの権利救済<br>事務局 |
| 1 (2)<br>1 (4)          | 札幌まなびのサポ<br>ート事業                           | 生活保護受給世帯と就学援助利用世帯の<br>中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐた<br>めに、学習習慣の定着を図り高校進学を<br>実現するとともに自己肯定感を持てるよ<br>うな居場所の提供を行うことを目的とし<br>た学習支援を実施します。                      | 保健福祉局<br>総務部              |
| 1 (3)                   | 【再掲】<br>ひとり親家庭学習支<br>援ボランティア事業             | ひとり親家庭の子どもが学習習慣を身に<br>付け、基礎的な学力の向上を図るととも<br>に、将来を見据えて進路を考えるきっか<br>けとすることを目的に、大学生等による<br>学習支援を行います。また、ひとり親家<br>庭の不安感を解消するため、進学や進路<br>等の相談にも応じます。 | 子ども未来局<br>子育て支援部          |

|                         |                                |  |                            |
|-------------------------|--------------------------------|--|----------------------------|
| 1 (3)                   | 【再掲】<br>ひとり親家庭からの<br>相談対応      | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。   | 子ども未来局<br>子育て支援部           |
| 1 (4)                   | 【再掲】<br>地域の居場所づくり<br>に関する取組の発信 | 各部局が実施または把握している、地域における居場所づくりに関する取組について、SNS 等を活用した情報発信を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部          |
| 1 (5)                   | 【再掲】<br>児童虐待防止対策支<br>援事業       | 虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応をするため、オレンジボン地域協力員登録のための研修会をはじめ、一般市民や企業、関係機関などに対し、児童虐待防止の普及・啓発を行います。   | 子ども未来局<br>児童相談所            |
| 1 (5)                   | 【再掲】<br>社会的養護自立支<br>援事業        | 児童養護施設等への入所措置を受けていた者で 18 歳（措置延長の場合 20 歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、原則、22 歳の年度末日まで、支援コーディネーターによる継続支援計画を策定のうえ、居住費、生活費等の支給や生活相談・就労相談支援を実施します。               | 子ども未来局<br>児童相談所            |
| 1 (4)<br>3 (5)<br>5 (2) | 【再掲】<br>児童相談所における<br>相談事業      | 18 歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭や学校、地域住民からの連絡、保健福祉部や警察、家庭裁判所からの通告・送致を受け、相談援助活動を行います。  | 子ども未来局<br>児童相談所            |
| 1 (5)<br>3 (5)<br>5 (2) | 【再掲】<br>家庭児童相談室によ<br>る相談事業     | 子どもの福祉に関する一次的な相談窓口として、各区役所に「家庭児童相談室」を設置し、児童家庭相談全般に関する相談を受け、継続的に関係機関と連携をとりながら支援活動を行い、必要に応じて家庭訪問、学校訪問等を実施します。また、緊急・重篤なケースや区で対応が困難なケース等については、児童相談所と速やかに協議・連携しながら支援を実施します。 | 子ども未来局<br>児童相談所<br>各区保健福祉部 |
| 1 (6)                   | 【再掲】<br>札幌市子どもの命を<br>守る連携協力会議  | 本市における専門機関相互の連携を深めるとともに、有識者等から広く意見を得て、子どもの自殺防止対策に役立てます。  | 教育委員会<br>学校教育部             |

|                                  |                                   |   |                   |
|----------------------------------|-----------------------------------|---|-------------------|
| 1 (6)                            | 【再掲】<br>小児慢性特定疾病児童等自立支援事業<br>【新規】 | 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることにより自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を実施します。   | 保健福祉局<br>保健所      |
| 2 (1)                            | 【再掲】<br>命を大切にする指導の充実              | 道徳をはじめ、学校の教育活動全体を通して「命を大切にする指導」を位置づけ、計画的に実施します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 2 (1)<br>3 (1)                   | 【再掲】<br>指導資料「いじめ問題への対応」の活用        | 教職員がいじめの問題を理解し、いじめに対して適切な対応を図ることができるよう、生徒指導資料「いじめ問題への対応」を作成・配布します。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 2 (1)<br>4 (2)                   | 【再掲】<br>小中学生等に対する自殺予防啓発事業<br>【新規】 | 市内学校（小・中・高）において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 2 (1)<br>4 (4)                   | 【再掲】<br>教職員等への研修                  | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 2 (1)<br>4 (4)                   | 【再掲】<br>教育センター研修事業                | 教職員等を対象に、児童生徒のこころの健康に関する研修や性に関する指導等の現状と取組に関する研修を実施します。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 2 (1)<br>4 (4)<br>4 (8)<br>4 (9) | 【再掲】<br>「学生メンタルヘルス支援部会」との連携       | 市内の大学で構成される「学生メンタルヘルス支援部会」と連携し、教職員が学生の心の問題等の理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなげるような取組を推進します。また、大学等の学生に対して、自殺予防教育が行われるよう、働きかけます。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 3 (1)                            | 悩みやいじめに関するアンケート調査の実施              | 市立学校の全児童生徒を対象にアンケート調査を実施し、子ども一人ひとりの不安や悩みに寄り添い、解消に向けた指導や支援を行います。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 3 (2)                            | 24 時間子供 SOS ダイヤル                  | 子どもや保護者からの各種相談に 24 時間いつでも対応できる電話相談窓口を開設します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 3 (2)<br>5 (3)                   | 体罰・性被害相談窓口                        | 体罰・性被害の根絶に向け、児童生徒及びその保護者からの体罰・性被害に関する相談に応じ、体罰・性被害の実態把握や早期に適切な対応を行うことを目的とする相談窓口を開設します。                                   | 教育委員会<br>学校教育部    |



|                 |   |   |                   |
|-----------------|---|---|-------------------|
| 3 (2)<br>4 (10) | 相談窓口周知カードの配布                            | 学校や家庭以外にも様々な相談先があることを子どもに周知し、不安や悩みを相談しやすくするため、公的機関が設置する各種相談窓口を記載したカードを配布します。  | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 3 (3)           | 子どもの権利推進事業                              | 子どもの権利に関するパンフレット等の作成や「子どもの権利の日」事業実施等の普及啓発活動をはじめ、市政や地域における子どもの参加を促す取組、子どもの権利委員会の開催及び推進計画の進行管理等を通して権利の保障を進め                                       | 子ども未来局<br>子ども育成部  |
| 3 (4)           | 生徒指導研究協議会                               | 生徒指導上の諸問題に関する講演・研究協議等を行い、各学校における生徒指導の充実を図るとともに、教職員の指導力の向上を図ります。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 3 (5)           | いじめ対策連絡協議会                              | 札幌市いじめの防止等のための基本的な方針に基づき、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、情報交換や意見交流等を行うことで、いじめの未然防止や対応の改善を図ります。   | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 4 (1)           | 【再掲】<br>(仮称) 若者の自殺<br>危機対応チーム事業<br>【新規】 | 自殺未遂歴があるなど、自殺のリスクが高い若者に対して、地域の支援機関等を通じた支援要請に応じ、専門的知識を有するメンバー（精神科医、公認心理師、弁護士など）により構成された「(仮称) さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム」による支援（支援方針に基づく指導・助言・現地調査など）を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 4 (2)           | 【再掲】<br>「人間尊重の教育」<br>推進事業【新規】           | 札幌市学校教育の重点の『基盤』である「人間尊重の教育」について、「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を相互に関連させて取り組み、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの一層の推進を図ります。                             | 教育委員会<br>学校教育部    |
| 4 (3)           | 生徒指導に関する<br>園・学校への情報提供                  | 夏休みや冬休みなどの長期休業前に、子どもの命を大切にする指導及び子どもの安全確保の徹底を図るためのポイントを示した教職員向けの資料を作成し、市立園・学校へ配布します。   | 教育委員会<br>学校教育部    |

|                |                           |   |                |
|----------------|---------------------------|---|----------------|
| 4 (3)          | 子どもの命の大切さを見つめ直す月間の実施      | 夏休み明けの時期には、学校生活に悩みを抱える子どもの心が不安定になることが多いことを踏まえ、8月末から9月末までの1ヶ月間を「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」と設定し、各園・学校において、命を大切にする指導や教育相談体制の充実を図るとともに、子ども理解に関する教職員の研修を実施するほか、家庭や地域と連携して子どもに命の大切さを伝えたり、子どもを見守ったりする意識を高めることで、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感し、安心して過ごすことができるような取組を推進します。 | 教育委員会<br>学校教育部 |
| 4 (4)          | 【再掲】<br>学校における教育相談        | 各学校において、教職員が子どもからの相談に日常的に対応するとともに、学校生活に係る困りや悩み等に関するアンケート結果などに基づき個別に面談を行います。   | 教育委員会<br>学校教育部 |
| 4 (4)          | 【再掲】<br>学校支援相談事業          | 学校における子どもの問題行動等の指導や、それに係る保護者、関係機関との連携について、教育委員会の担当職員（指導主事、セラピスト、生徒指導相談員、スクールセーフティアドバイザー）やスクールロイヤーが学校の支援を行います。   | 教育委員会<br>学校教育部 |
| 4 (4)<br>4 (7) | 【再掲】<br>スクールカウンセラー活用事業    | 全ての市立学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、子ども及び保護者からの相談に対応するとともに、SCの専門性を生かした助言により教職員の対応力を高めるなど教育相談体制の充実を図ります。また、SCスーパーバイザーも含めて、子どもの心の危機における学校への緊急的な支援を行います。  | 教育委員会<br>学校教育部 |
| 4 (4)<br>4 (7) | 【再掲】<br>スクールソーシャルワーカー活用事業 | 社会福祉等の専門的な知識に加え、教育分野に関する知識や経験を有するスクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、子どもが置かれた様々な環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを構築するなどの多様な支援方法を用いて問題の解決に当たります。   | 教育委員会<br>学校教育部 |
| 4 (5)          | 不登校対策                     | 不登校児童生徒に対して、合わせて6か所の教育支援センターと相談指導教室において、仲間と共に関わる活動等を通して、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。  | 教育委員会<br>学校教育部 |

|                         |                          |  |                              |
|-------------------------|--------------------------|--|------------------------------|
| 4 (6)                   | ワークトライアル事業               | 新卒未就職者、おおむね 50 歳以下の求職者及び非正規社員を対象に、就職に必要な能力及び社会人基礎力を身につけてもらう研修や職場実習等を実施し、さっぽろ圏内企業への正社員及び正社員への転換が可能な早期の就職を支援します。                             | 経済観光局<br>経営支援・雇用労働担当部        |
| 4 (6)<br>5 (1)<br>5 (2) | 【再掲】<br>若者支援施設における自立支援事業 | ひきこもりやニートなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者に対する総合相談窓口を設置し、キャリアカウンセラーや社会福祉士などの相談員が相談・カウンセリングに応じます。また、支援プログラム等相談者一人ひとりの能力や目標に応じたサポートを行い、自立に向けた支援を行います。 | 子ども未来局<br>子ども育成部             |
| 5 (2)                   | 【再掲】<br>ひきこもり対策推進事業      | ひきこもりの状態にある本人やその家族等からの電話・来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて訪問型の支援にも対応します。また、相談内容に応じて医療・保健・福祉・教育・就労等の適切な関係機関へつなぐことで、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進します。    | 子ども未来局<br>子ども育成部             |
| 5 (2)                   | 【再掲】<br>こころの健康に関する相談     | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 5 (3)                   | 【再掲】<br>性暴力被害相談          | 性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。   | 市民文化局<br>男女共同参画室             |
| 5 (3)                   | 【再掲】<br>配偶者暴力相談          | 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。  | 市民文化局<br>男女共同参画室             |
| 6 (1)                   | 困難を抱える若年女性支援事業           | 様々な困難を抱える若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立の推進に資する取組を実施する。                           | 子ども未来局<br>子ども育成部             |

|                |                                 |   |                   |
|----------------|---------------------------------|---|-------------------|
| 6 (1)          | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策<br>連絡会議       | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 6 (1)<br>6 (2) | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。                                | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 6 (2)          | 【再掲】<br>若年層向け自殺対策<br>普及啓発事業     | 若年層に対して、効果的な啓発となるよう啓発方法やデザイン等を工夫し、自殺の現状や自殺の危険を示すサイン、ゲートキーパーの役割（きづく、きく、つなぐ、みまもる）、相談窓口等、自殺予防に関する知識の普及啓発を行います。         | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

### 基本方針Ⅲにおける成果指標

| 指 標  | 現 在 値                    | 目 標 値                      | 指標設定の考え方   |
|--|--------------------------|----------------------------|--|
| いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合<br>(悩みやいじめに関するアンケート調査) | 92.7%<br>(2022 年度)       | 96%<br>(2027 年度)           | 子どもが悩みを相談できる相手の有無を示す指標<br>《札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2023》 |
| 札幌こころのナビの閲覧数(累計)                                     | 37,790 件<br>(2022 年度)    | 70,000 件<br>(2027 年度)      | 若者がインターネットで助けを求める方法等の情報を得る機会の提供に関する指標                    |
| (仮称)若者の自殺危機対応チーム事業の活用件数                              | —                        | 85 件<br>(2027 年度<br>までの累計) | 子ども・若者に対する支援体制の充実を示す指標                                   |
| 小中学生等に対する自殺予防啓発事業の実施件数                               | 0 件<br>(2023 年度<br>実施予定) | 30 件<br>(2027 年度)          | 子ども・若者に対する支援体制の充実を示す指標                                   |

## 基本方針Ⅳ 女性のライフステージや生活環境に配慮した支援・対策の推進

### 施策 8 女性の自殺対策を更に推進する **【重点】**

札幌市の女性の自殺者数及び自殺死亡率は、2020年（令和2年）には133人となり、前年から30人増加しました。また、2021年（令和3年）以降も130人前後と同様の傾向にあり、女性の自殺対策が課題となっています。

なかでも、一般的には、女性にとって大きな期待と不安が交錯する妊娠期から出産後については、精神的に不安定になる女性も多く、よりきめの細かい支援が求められます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による望まない孤独・孤立で不安を抱える女性や解雇等に直面する女性、さらには、生活困窮やDV、性暴力被害、家庭関係破綻など女性をめぐる問題が多様化するとともに複合化し、複雑化しているため、相談にしっかりつながるような普及啓発や、女性の相談を受ける支援者の自殺対策に関する資質の向上を、更に推進する必要があります。

ライフステージや社会とのつながりの有無など、女性が置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、支援を必要とする全ての女性の置かれている状況に沿った施策を推進します。

## 《取組の方向性》

### 1 妊産婦への支援の充実

- (1) 予期せぬ妊娠などにより身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、相談支援等を受けられるようにする支援等を含め、妊娠初期の方や予期せぬ妊娠をした方等の支援を推進します。
- (2) 妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、関係機関の連携を促進し、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援を進めます。
- (3) 出産後間もない時期の産婦については、産後うつの予防等を図る観点から、産婦健康診査で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化します。
- (4) 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する、「乳児家庭全戸訪問事業」において、子育て支援に関する必要な情報提供等を行うとともに、産後うつの予防等も含めた支援が必要な家庭を把握した場合には、適切な支援につなげます。
- (5) 産後に心身の不調又は育児不安等を抱える者等に対しては、退院直後の母親等に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。

### 2 困難な問題を抱える女性への支援

- (1) 保健・医療・福祉・教育・労働などの様々な関係機関や民間支援団体が連携しながら、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、その他の様々な事情により日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性への支援強化を推進します。

(2) 妊産婦期も含め、女性をめぐる問題が多様化するとともに、複合化、複雑化している現状を踏まえて、連絡会議等の場を活用しながら、関係団体等が連携して対策に取り組むことを支援します。

### 《主な取組内容》

| 取組の方向性                                    | 事業・取組名                       | 概要  | 担当           |
|---|------------------------------|---|--------------|
| 1 (1)                                     | 妊娠 SOS 相談事業<br>【新規】          | 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が身近な地域で支援を受けられるよう、24 時間の相談窓口の設置や受診同行支援、一時的な居場所支援を行います。                                   | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (1)<br>1 (2)                            | 特定妊婦の初回産科<br>受診料助成事業<br>【新規】 | 未受診妊婦としての分娩や望まない妊娠による妊婦の自殺を予防するため、特定妊婦と疑われるものに対し、初回産科受診費用を助成する。   | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3)<br>1 (4)<br>1 (5) | 妊婦支援相談事業                     | 母子健康手帳交付時に母子保健相談員等保健師が妊婦と面談し、児童虐待につながるリスクが高い妊婦を早期に把握し、家庭訪問等による継続的な支援を行います。  | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (2)                                     | 保健と医療が連携した<br>育児支援ネットワーク事業   | 医療機関において支援が必要な母子を把握した場合「育児支援連絡票」等を活用して各区保健センターに情報提供し、各区保健センターが適切な支援を行います。   | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (2)<br>1 (3)<br>1 (4)<br>1 (5)          | 産後のメンタルヘルス<br>支援対策           | 生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問を行い、EPDS を含む 3 種の質問票を活用して産後うつ等のメンタルヘルスの問題を早期に発見します。また、ミニカンファレンスにより支援計画の検討や継続した支援を行います。 | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (2)<br>1 (3)<br>1 (4)<br>1 (5)          | 産後ケア事業                       | 市内の助産所を活用し、助産師が宿泊又は日帰りにより母体の体力の回復及び母子への心身のケア等を実施するとともに、育児に関する保健指導等を行います。  | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (3)<br>1 (4)<br>1 (5)                   | 産後のママの健康サ<br>ポート事業【新規】       | 産後うつによる自殺及び児童虐待の予防を図るため、出産後間もない時期の産婦に対し健康診査の費用を助成し、産後うつのリスクのある産婦を早期に必要な支援につなげる。   | 保健福祉局<br>保健所 |
| 1 (3)<br>1 (5)                            | 妊婦訪問事業                       | 妊娠 5 か月以降、保健師・助産師が妊婦の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導を行います。   | 保健福祉局<br>保健所 |

|                         |                                       |   |                       |
|-------------------------|---------------------------------------|---|-----------------------|
| 1 (5)<br>2 (1)          | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発       | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。                                | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 1 (2)<br>2 (1)<br>2 (2) | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策<br>連絡会議             | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 1 (5)                   | 地域子育て支援事業                             | 子育てに関する相談や子どもへの関わり方、具体的な遊び方などの情報提供を行うほか、地域の仲間づくりなどを支援します。   | 子ども未来局<br>子育て支援部      |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>女性の多様な働き方<br>支援窓口運営事業<br>【新規】 | 不安や悩みがあり就職活動に踏み切れない子育て中の女性や働き続けることを希望する女性に対し、女性向け就労支援窓口「ここシェルジュ SAPPORO」においてキャリアカウンセラーによる支援を行います。                   | 経済観光局<br>経営支援・雇用労働担当部 |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>こころの健康に関する相談                  | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。                             | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部     |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>女性のための総合相談                    | 家庭や人間関係等、女性が抱える悩みに関する相談を実施します。  | 市民文化局<br>男女共同参画室      |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>女性のための法律相談                    | 離婚やハラスメント、性別に関する不当な扱い等に関して、女性弁護士による相談を実施します。  | 市民文化局<br>男女共同参画室      |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>性暴力被害相談                       | 性暴力やそれによる被害に関する相談、急性期の対応、付添支援、協力機関の紹介を実施します。  | 市民文化局<br>男女共同参画室      |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>配偶者暴力相談                       | 配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者等からの暴力被害者からの相談を実施し、相談内容に応じた適切な情報提供や助言を行います。   | 市民文化局<br>男女共同参画室      |
| 2 (1)                   | 【再掲】<br>婦人相談                          | 各区保健センターの母子・婦人相談員が、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子や配偶者から暴力を受けた者等に対し、その相談に応じ、必要な指導等を行います。                                   | 子ども未来局<br>子育て支援部      |



|       |  |  |                  |
|-------|--|--|------------------|
| 2 (1) | 【再掲】<br>ひとり親家庭からの<br>相談対応                    | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。 | 子ども未来局<br>子育て支援部 |
| 2 (1) | 【再掲】がん患者の<br>ウィッグ及び乳房補<br>正具購入費用助成事<br>業【新規】 | がん患者の治療と社会参加等の両立を促し、療養生活の質の向上を図るため、がん治療の副作用による外見の変化を補完する、ウィッグや乳房補正具の購入費用を助成します。                                  | 保健福祉局<br>保健所     |
| 2 (1) | 【再掲】<br>困難を抱える若年女<br>性支援事業                   | 様々な困難を抱える若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチ支援を行うとともに、居場所の確保、公的機関等への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築し、若年女性の自立の推進に資する取組を実施する。 | 子ども未来局<br>子ども育成部 |
| 2 (1) | 困難を抱える女性支<br>援事業                             | 社会から孤立・孤独状態にある女性への支援を行い孤立・孤独状態の解消を図るための事業を実施します。   | 市民文化局<br>男女共同参画室 |
| 2 (2) | 【再掲】<br>ひとり親家庭からの<br>相談対応                    | ひとり親家庭支援センターにおいて、ひとり親家庭等が抱える課題について、夜間・休日を含め、幅広く相談に応じます。また、各区保健センターでは、母子・婦人相談員が各種相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付け等を行います。 | 子ども未来局<br>子育て支援部 |

### 基本方針Ⅳにおける成果指標

| 指 標   | 現 在 値             | 目 標 値             | 指標設定の考え方   |
|---|-------------------|-------------------|--|
| 札幌市における自殺対策の取組について、「知っている取り組みはない」と回答する女性の割合<br>(市民意識調査) | 19.6%<br>(2021年度) | 15.0%<br>(2027年度) | 自殺対策の取組に関する女性の認知度を示す指標                           |
| 困難を抱える女性支援事業における相談件数(年間)                                | 288件<br>(2021年度)  | 360件<br>(2027年度)  | 困難を抱える女性に対する支援体制の充実を示す指標<br>《出典》第5次男女共同参画さっぽろプラン |

## 基本方針Ⅴ 自殺未遂者支援の充実

### 施策 9 自殺総合対策に資する調査研究等を推進する

自殺未遂者への支援を充実するため、令和元年12月、札幌市自殺総合対策連絡会議の下に、救急患者精神科継続支援料算定医療機関（市立札幌病院、北海道医療センター、札幌医科大学）により構成された「自殺未遂者支援部会」を設置しました。

自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、自殺未遂者支援部会とも連携しながら、自殺総合対策の推進に資する調査研究等を多角的に実施するとともに、その結果を自殺対策の実務的な視点からも検証し、札幌市の自殺対策の実践に活用します。

#### 《取組の方向性》

#### 1 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証

- (1) 社会的要因を含む自殺の原因・背景や自殺に至る経過を多角的に把握し、保健・医療・福祉・教育・労働等の領域における個別的対応の充実や制度的改善を図るための調査、自殺未遂者を含む自殺念慮者の地域における継続的支援に関する調査等を実施します。
- (2) 札幌市内において緊急搬送された自損行為患者について、札幌市自殺総合対策連絡会議「自殺未遂者支援部会」の取組を通して実態の調査・分析を行います。
- (3) 精神科リエゾンチームを有する救急医療機関やその他医療機関、関係機関等と連携し、自殺未遂者支援の実態調査を行います。

(4) 保護者のメンタルヘルスに着目した相談支援を通して、子どもの虐待等の現状把握に努めます。

## 2 調査研究及び検証による成果の活用

(1) 札幌市における自殺対策を推進するため、精神保健福祉センターが中心となって、国から提供される地域自殺実態プロフィール等、自殺対策に関する情報の収集・整理・分析・活用を行います。

(2) うつ病等の患者が地域において継続的にケアが受けられるよう、最新の研究成果について普及を図ります。

## 3 先進的な取組に関する情報の収集及び整理

(1) 国から提供される地域別自殺対策の政策パッケージに示された取組等を参考に、必要な情報の収集・整理を行い、自殺の実態や地域の実情に応じた対策を実施します。

## 4 子ども・若者の自殺等に関する調査研究及び成果の活用

(1) 大学保健管理センターと連携し、学生の自傷行為など自殺関連行動の実態を調査・分析します。また、教育委員会が大学との連携で実施した自殺予防対策共同研究事業の成果の活用を図ります。

### 《主な取組内容》

| 取組の方向性                           | 事業・取組名             | 概要  | 担当                |
|----------------------------------|--------------------|---|-------------------|
| 1 (1)<br>2 (1)<br>3 (1)          | 札幌市における自殺の実態調査・分析等 | 自殺の実態に関する調査研究や国から提供される自殺実態プロフィール、様々な分野における既存資料等、自殺対策に関する情報の収集・調査・整理・分析を行い、各種対策に活用します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>1 (2)<br>1 (3)<br>1 (4) | 自殺未遂者等実態調査事業       | 精神科医療機関や救急医療機関、その他関係機関等と連携し、自殺未遂者等に関する実態調査を行います。                                      | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

|       |                                 |   |                   |
|-------|---------------------------------|---|-------------------|
| 1 (2) | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策<br>連絡会議       | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 2 (2) | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。                                | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 4 (1) | 学生・生徒等の自殺<br>関連行動実態調査           | 大学保健管理センターや教育委員会と連携し、学生・生徒の自傷行為など自殺関連行動に関する調査・分析を行い、各種対策に活用します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

## 施策 10 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ **【重点】**

自殺未遂者が再度の自殺を企図するリスクは非常に高く、2018年（平成30年）から2022年（令和4年）の自殺者のうち、自殺未遂歴のある者は約25%を占めており、特に女性は約35%に自殺未遂歴がありました。

そのため、救急施設に搬送された自殺未遂者への複合的ケース・マネジメントの成果等を参考に、先進的な取組を進めている医療機関等を中心とした関係機関による連携を強化するとともに、専門職の対応技術の向上を図ることにより、再度の自殺企図を防ぐための対策を強化します。

さらに、家族等の身近な支援者への支援の充実を図ります。

### 《取組の方向性》

#### 1 地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備

- (1) 救急施設に搬送された自殺未遂者に対する救急患者精神科継続支援料算定している病院により構成された、札幌市自殺総合対策連絡

会議「自殺未遂者支援部会」を中心に、自殺未遂者への適切な医療の推進を図ります。

## 2 救急医療施設等における精神科医による診療体制等の充実

- (1) 既存の自殺未遂者に関する実態調査結果を基に、精神科救急医療における自殺未遂者支援の充実に向けた支援を行います。
- (2) 精神科救急医療や一般救急医療に従事するスタッフに対して、自殺未遂者への適切な対応とコミュニケーション法を学ぶ機会の提供、自殺未遂者支援の内容や窓口情報等に関するリーフレットの配布等を行い、医療現場における自殺未遂者支援を推進します。

## 3 医療と地域の連携推進による包括的な自殺未遂者支援の強化

- (1) 保健・医療・福祉等の各機関が連携して、自殺未遂者に対して包括的な支援を推進します。
- (2) 自殺未遂者支援に関して、消防・警察・医療等の多職種による研修を開催するなどし、関係機関の連携と支援体制の強化を図ります。
- (3) こころの健康に関する相談等を通じて、精神科医療が必要と思われるにも関わらず未治療となっている自殺未遂者を把握し、必要に応じて医療機関を紹介するなど、精神科医療へつなげる取組を推進します。
- (4) 関係機関と連携し、自殺未遂者が抱える法的問題を解決するため、法律専門家による入院先での相談等を推進します。
- (5) 保健・医療・福祉等の各機関において自殺未遂者支援に関わる専門職に対して、自殺未遂者への対応に関する普及啓発や、当事者やその家族の声を取り入れた研修等を開催します。

(6) 「自殺未遂者支援部会」の取組を通して行った実態調査・分析結果等を活用し、精神科以外も含めた医療・保健・福祉等の領域の関係機関に向けた情報発信等を行います。

#### 4 家族等の身近な支援者に対する支援

- (1) 自殺のハイリスク者である自殺未遂者を支える家族等に対して、包括的な支援を行います。
- (2) 自殺未遂者を支える家族等に対する有効なケアの在り方について検討します。

#### 5 学校や職場等における事後対応の促進

- (1) 学校、職場で自殺や自殺未遂があった場合に、周りの人々に対する心理的ケアが迅速かつ的確に行われるよう、自殺未遂後の学校や職場における対応マニュアルの普及を図ります。また、カウンセリング等の研修を通じて適切な支援モデルを提示し、的確な対応につなげます。

#### 《主な取組内容》

| 取組の方向性                           | 事業・取組名                          | 概要  | 担当                |
|----------------------------------|---------------------------------|---|-------------------|
| 1 (1)<br>2 (1)                   | 精神科救急情報センターの運営                  | 平日の夜間及び休日に、地域で生活する精神障がい者の緊急の精神科医療に対応するため、電話相談や当番病院・関係機関との調整を行います。                               | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>2 (1)<br>2 (2)          | 自殺未遂者医療の推進                      | 救急施設に搬送された自殺未遂者に対する救急患者精神科継続支援料算定施設を中心に、一般救急施設などの関係機関とネットワークを構築し、自殺未遂者に関する知識や技術等を研修等により情報発信します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (1)<br>2 (1)<br>3 (1)<br>4 (1) | 救命救急センター搬入自殺企図患者への精神科医評価・介入連携事業 | 市立札幌病院において、自殺企図により救命救急センターに搬入された全患者（搬入時死亡例を含む）の家族から聴き取りを実施し情報を集積し、継続的な精神科治療（入・通院）と家族関係者への       | 病院局<br>経営管理部      |

|  |                                 |   |                              |
|--|---------------------------------|---|------------------------------|
|  |                                 | フォローや遺族自身のセルフケアに関する助言を実施します。  |                              |
| 1 (1)<br>3 (1)<br>3 (2)<br>3 (4)<br>3 (6)<br>4 (2) | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策<br>連絡会議       | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 2 (2)<br>3 (2)<br>3 (5)                            | 専門職向け自殺未遂者支援研修会                 | 自殺未遂者支援に関わる専門職向けに、当事者やその家族の心情に配慮した研修会等を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 2 (2)<br>3 (5)                                     | 自殺未遂者に関する普及啓発                   | 自殺未遂の背景や対応、医療機関や相談窓口等の情報を掲載したリーフレット等を作成・配布します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 3 (3)  | 【再掲】<br>心の健康相談事業                | 各区保健福祉部において、精神科医による精神保健福祉に関する相談を定期的実施します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 3 (3)<br>4 (1)                                     | 【再掲】<br>こころの健康に関する相談            | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。                             | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 5 (1)  | 【再掲】<br>ホームページや SNS<br>等による普及啓発 | ホームページや SNS 等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。                                | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |

### 基本方針Ⅴにおける成果指標

| 指 標                  | 現 在 値                   | 目 標 値                       | 指標設定の考え方              |
|----------------------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------|
| 救急患者精神科継続支援算定機関数     | 4 機関<br>(2022 年度)       | 6 機関<br>(2027 年度)           | 自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 専門職向け自殺未遂者支援研修会の受講者数 | 0名<br>〔2023 年度<br>実施予定〕 | 200 名<br>〔2027 年度<br>までの累計〕 | 自殺未遂者に対する支援体制の充実を示す指標 |

## 基本方針Ⅵ 自死遺族等に対する支援の充実

### 施策 11 遺された人への支援を充実する

自殺により遺された人は、深い悲観に加え、社会からの偏見や経済面、生活面等の多くの困難や悩みを抱えることが多いですが、遺された人自身のことは「個人的な体験」と捉えがちであり、どこかで自分がケアを受けることへの抵抗感や、後ろめたさを感じてしまう面があります。

遺族に対する迅速なケアを行うとともに、遺族が関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう、支援の充実に努めます。また、遺された人が安心して自身の体験を分かち合えるよう、遺族の自助グループ等の活動を支援します。

さらに、遺族だけではなく、自殺により遺された支援者へのケアを重要であることから、医療・福祉等の関係職員に対する支援も推進します。

#### 《取組の方向性》

##### 1 遺族等への支援

- (1) 自死遺族の自助グループ等の運営支援や遺族等に対する相談機関の周知等を行い、精神保健福祉センターにおける遺族等に対する相談体制を充実します。
- (2) 自死遺族に限定せず、大切な人を失った遺族が、安心して相互に交流できる居場所づくりについて支援をします。



- (3) 保健・医療・福祉の専門職が、遺された当事者の方から話を聞く機会を設けるなど、自死遺族の置かれている状況について学ぶ研修会を実施します。また、その支援に参加する機会を提供します。

## 2 学校や職場等における事後対応の促進

- (1) <基本方針Ⅳ－施策9－取組の方向性5> 【再掲】

## 3 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進

- (1) 遺族等が総合的な支援を必要としている可能性があることを踏まえ、必要な情報を迅速に得ることができるよう、一般的な心身への影響と留意点、諸手続に関する情報、自助グループ等の活動情報、各種相談窓口等の情報を掲載したパンフレットを作成します。また、遺族等と接する機会の多い関係機関等において、自殺者や遺族のプライバシー、心情に配慮しながら配布を行います。
- (2) 救急医療機関に従事する医療関係者に対して、自死遺族心理に関する研修会を実施し、救急医療現場における自死遺族支援を推進します。
- (3) 生活・経済支援や法的な側面への対応も含めた自死遺族相談（個別相談）を実施します。
- (4) 自死遺族支援に関わる専門職等が自死遺族に特有の心情等を理解し、適切な支援に活かすことができるよう、また、専門的知識を適切な支援に活かすことができるよう、遺族や支援者による講演会や研修等を開催して情報発信や人材育成を行うとともに、遺族との交流や要望等を聞く機会を設けます。

## 4 遺児等への支援

- (1) 学校や児童相談所等の関係機関と児童精神医療や自殺対策の専門家が連携して、遺児等の家庭の状況に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- (2) 遺児等に対するケアも含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施します。

## 5 遺された関係者への支援

- (1) 自死遺族のみならず、関わりのあった周囲の方々や医療・福祉等の関係職員に対して、それぞれの置かれている状況に配慮しながら支援を行います。

### 《主な取組内容》

| 取組の方向性                           | 事業・取組名                     | 概要  | 担当                           |
|----------------------------------|----------------------------|---|------------------------------|
| 1 (1)                            | 【再掲】<br>こころの健康に関する相談       | 心に悩みを抱える市民や精神に障がいのある市民、その家族や関係者等に対して、精神保健福祉に係る相談を行い、健やかな生活を送るための適切な助言や関係機関の紹介等の援助を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部<br>各区保健福祉部 |
| 1 (1)<br>3 (1)<br>5 (1)          | 自死遺族サポート事業                 | リーフレットやホームページ等を活用し、自死遺族向けの相談機関や自助グループ等に関する情報発信を行うとともに、自死遺族に対する理解や適切な対応等についての普及啓発を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 1 (2)                            | 遺族交流の場の提供                  | 遺族等の自助グループと連携し、大切な人を失った遺族が相互に交流できる場の提供を推進します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 1 (3)<br>3 (2)<br>3 (4)<br>5 (1) | 【再掲】<br>自死遺族支援研修会          | 自死遺族への適切な対応を図るため、専門職を対象に、自死遺族支援に関する研修会を実施します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |
| 2 (1)                            | 【再掲】<br>ホームページやSNS等による普及啓発 | ホームページやSNS等を活用し、自殺に関する正しい知識や援助希求技術を高めるための知識、自殺対策関連事業に関する情報、うつ病等の精神疾患に関する情報等を提供します。      | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部            |

|                |                  |   |                   |
|----------------|------------------|---|-------------------|
| 3 (3)<br>5 (1) | 自死遺族特定相談事業       | 関係機関と連携し、自死遺族を対象に電話・来所相談を実施します。                                     | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 4 (2)          | 【再掲】<br>教職員等への研修 | 教職員やスクールカウンセラーを対象に、児童生徒理解や子どもの自殺のサインに対する気づきを高め、適切な対応を養うための研修を実施します。 | 教育委員会<br>学校教育部    |

### 基本方針Ⅵにおける成果指標

| 指 標             | 現 在 値                         | 目 標 値                     | 指標設定の考え方             |
|-----------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------|
| 自死遺族支援研修受講者数    | 718名<br>(2010年度～<br>2022年度累計) | 970名<br>(2027年度<br>までの累計) | 自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標 |
| 自死遺族支援グループ開催支援数 | 26回<br>(2017年度～<br>2022年度累計)  | 55回<br>(2027年度<br>までの累計)  | 自死遺族に対する支援体制の充実を示す指標 |

## 基本方針Ⅶ 関係団体等との連携強化と協働による取組の推進

### 施策 12 関係団体等との連携を強化する **【重点】**

自殺は、家庭問題、健康問題、経済・生活問題等の要因が複雑に関係していることから、自殺を防ぐためには様々な分野の団体や関係者等が連携・協力して、総合的に対策を推進することが必要ですが、関係団体等の専門分野や担当部署が細分化されており、適切な連携相手を探すこと等について課題があります。

そのため、「札幌市自殺総合対策連絡会議」を中心に、札幌市を含めてそれぞれの機関・団体が果たす役割を明確化しつつ、各団体等の特徴や強みなどについて相互に活用しながら、実効性のある取組を連携して進めます。

また、自殺対策において、「北海道いのちの電話」等の民間団体は、非常に重要な役割を担っています。しかし、多くの民間団体が、組織運営や人材育成、資金確保等の面で課題を抱えていることから、これら民間団体の活動を継続的に支援します。

#### 《取組の方向性》

##### 1 民間団体の人材育成に対する支援

- (1) 民間団体における相談の担い手や他機関連携を促すコーディネーターの養成を支援します。
- (2) 医療や福祉、労働、経済等の様々な活動分野に応じたゲートキーパー養成研修等に関する受講支援等を行い、民間団体における人材養成を推進します。

## 2 地域における連携体制の確立

- (1) 自殺対策に取り組む関係団体等がネットワークによる連携をさらに強化することにより、各機関が持つ特徴や強みについて、他の機関が行う取組にも活用していけるような相互連携・協働体制の構築を図り、より実践的な取組が可能となるよう支援します。

## 3 民間団体の相談事業等に対する支援

- (1) 民間団体や関係機関が実施している相談支援窓口の情報や、人材確保の取組等に関する普及啓発活動を支援します。
- (2) 自殺予防に大きな役割を果たしている民間団体である「北海道いのちの電話」が行う 24 時間 365 日の電話相談事業に対して、引き続き人材養成等の支援を行います。

### 《主な取組内容》

| 取組の方向性         | 事業・取組名                              | 概要  | 担当                |
|----------------|-------------------------------------|---|-------------------|
| 1 (1)<br>1 (2) | 自殺対策に係る民間団体の相談員等に対する研修              | 自殺対策に係る民間団体の相談員等に対し、資質の向上を図るための研修を支援します。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 1 (2)          | ゲートキーパー養成プログラムの推進                   | 大学等の研究機関と連携し、活動分野に応じたゲートキーパー養成プログラムの活用を推進します。   | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 2 (1)<br>3 (1) | 【再掲】<br>札幌市自殺総合対策連絡会議               | 自殺対策に取り組む関係団体等によるネットワークとして「札幌市自殺総合対策連絡会議」を設置し、各団体が有する好事例等の情報共有、自殺予防に関する普及啓発や人材養成、要支援者の早期発見・早期介入のための取組等の対策を協働で実施します。                             | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 2 (1)          | 【再掲】<br>(仮称) 若者の自殺危機対応チーム事業<br>【新規】 | 自殺未遂歴があるなど、自殺のリスクが高い若者に対して、地域の支援機関等を通じた支援要請に応じ、専門的知識を有するメンバー（精神科医、公認心理師、弁護士など）により構成された「(仮称) さっぽろ子どもの自殺危機対応チーム」による支援（支援方針に基づく指導・助言・現地調査など）を行います。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

|       |                                   |  |                   |
|-------|-----------------------------------|--|-------------------|
| 2 (1) | 北海道自殺対策連絡会議への参加                   | 「北海道自殺対策連絡会議」の構成機関として、各構成機関との自殺対策に関する取組等の情報交換を通して、地域での連携強化を図ります。 | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 3 (1) | 【再掲】<br>小中学生等に対する自殺予防啓発事業<br>【新規】 | 市内学校（小・中・高）において、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発活動を行った団体に対して、その経費の一部の補助を行います。  | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |
| 3 (2) | 「北海道いのちの電話」への支援                   | 「北海道いのちの電話」が行う研修会や講演会、広報、相談員の資質向上等を支援します。                        | 保健福祉局<br>障がい保健福祉部 |

### 基本方針Ⅶにおける成果指標

| 指 標   | 現 在 値                        | 目 標 値                        | 指標設定の考え方                 |
|---|------------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 札幌市自殺総合対策連絡会議関係会議の開催回数                              | 16回<br>〔2022年度<br>までの累計〕     | 30回<br>〔2027年度<br>までの累計〕     | 自殺対策に取り組む関係機関・団体の連携を示す指標 |
| 札幌市における自殺対策の取組について、「知っている取り組みはない」と回答する市民の割合（市民意識調査） | 26.7%<br>(2021年度)            | 20.0%<br>(2027年度)            | 自殺対策の取組に関する認知度を示す指標      |
| 【再掲】<br>ゲートキーパーに関する研修受講者数                           | 15,992名<br>〔2022年度<br>までの累計〕 | 22,000名<br>〔2027年度<br>までの累計〕 | 悩みを抱えた人を支える環境づくりの成果を示す指標 |
| 【再掲】<br>小中学生等に対する自殺予防啓発事業の実施件数                      | 0件<br>〔2023年度<br>実施予定〕       | 30件<br>(2027年度)              | 子ども・若者に対する支援体制の充実を示す指標   |

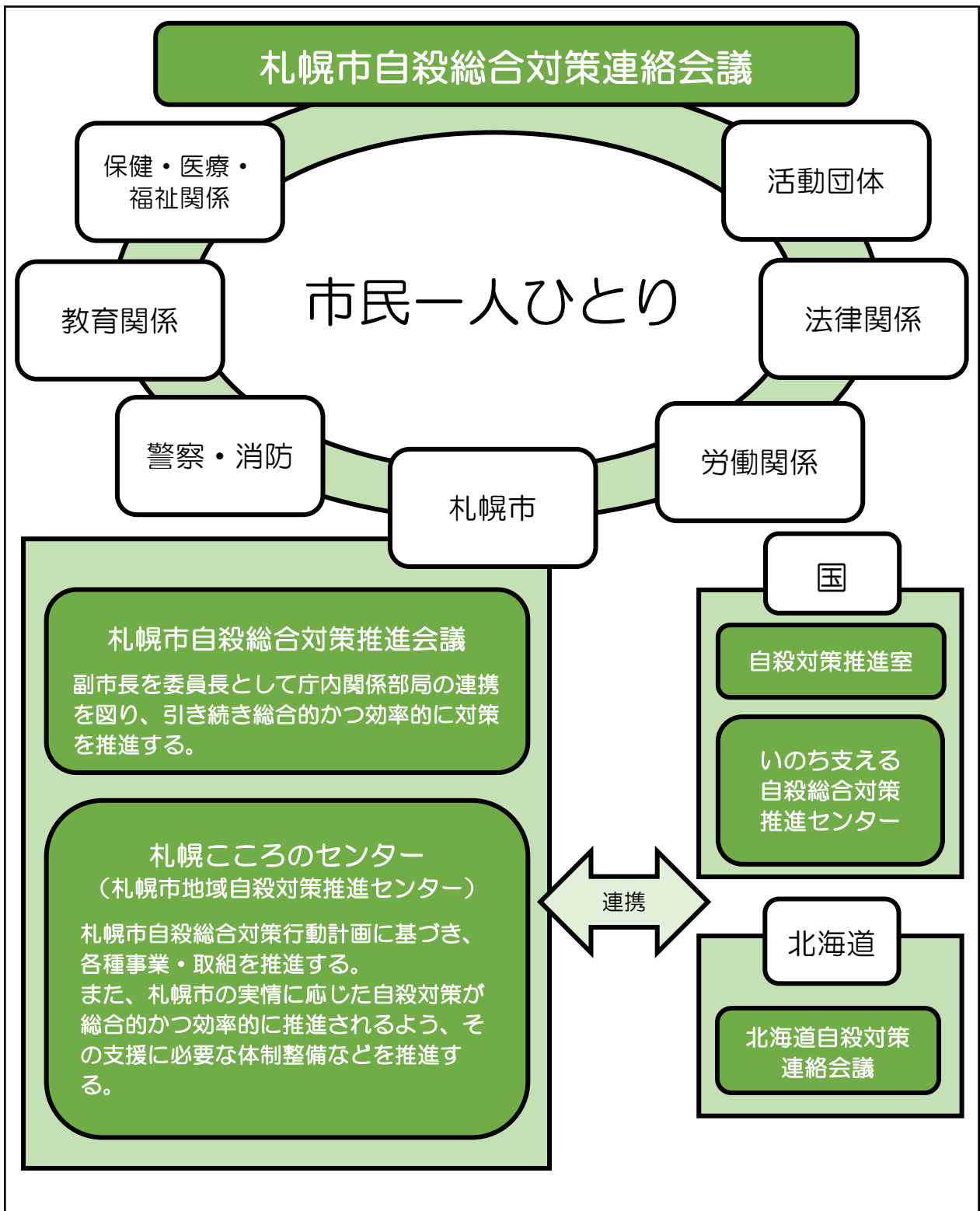
## 第7章 計画の推進体制

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、保健・医療・福祉・教育・労働、その他の関連施策との有機的な連携を図り、また、行政機関、関係機関、民間団体、企業、市民が連携・協働し、自殺対策を総合的に推進する必要があります。

札幌市では、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を通じて、庁内関係部局の連携を図り、引き続き総合的かつ効率的に対策を推進していきます。

また、保健・医療・福祉・教育・労働・その他関連機関により構成された「札幌市自殺総合対策連絡会議」と連携しながら、各々の果たすべき役割の明確化と共通認識の下、協働による対策の推進を行います。

さらに、北海道自殺対策連絡会議やその他関連会議等を通じて、関係機関等との連携を図ります。





# 資料編



## 1 計画の検討体制

### (1) 札幌市自殺総合対策推進会議

精神保健福祉センターが作成した計画素案を基に、副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」等において、庁内関係部局と審議・調整を重ねました。

### (2) 札幌市精神保健福祉審議会

計画素案について、「札幌市精神保健福祉審議会」に報告いたしました。

### (3) 札幌市自殺総合対策連絡会議

自殺対策に実践的に取り組んでいる団体のほか、労働及び福祉分野の機関を加えた 29 機関等にて構成される「札幌市自殺総合対策連絡会議」を书面開催し、計画素案についての意見交換を行いました。

### (4) 第 4 次札幌市自殺総合対策行動計画の策定に向けたヒアリング

自殺対策の有識者等の知見を活かした計画を策定するため、「札幌市自殺総合対策連絡会議」参加団体及びその他関係団体から、特に重点的な対応を検討したい 5 つのテーマに関して、意見聴取及び意見交換を行いました。

| ヒアリングテーマ       | 参加団体等                       |
|----------------|-----------------------------|
| 女性の自殺対策を更に推進する | 北海道公立大学法人 札幌医科大学            |
|                | 公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター |
|                | 厚生労働省北海道労働局（札幌東労働基準監督署）     |
|                | 特定非営利活動法人 ゆいネット北海道          |
|                | 公益社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会         |

|                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 子ども・若者の自殺対策    | 北海道公立大学法人 札幌医科大学               |
|                | 国立大学法人 北海道大学病院                 |
|                | 札幌市教育委員会                       |
|                | 公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会           |
| 自殺未遂者支援の充実     | 北海道公立大学法人 札幌医科大学               |
|                | 札幌市精神科医会                       |
|                | 市立札幌病院                         |
|                | 北海道警察本部                        |
|                | 札幌市消防局                         |
|                | 独立行政法人 国立病院機構 北海道医療センター        |
| 遺された人への支援を充実する | 北海道公立大学法人 札幌医科大学               |
|                | 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」             |
|                | 分かちあいの会・ネモフィラ                  |
| 関係団体等との連携強化    | 北海道公立大学法人 札幌医科大学               |
|                | 一般社団法人 札幌市医師会                  |
|                | 社会福祉法人 北海道いのちの電話               |
|                | 独立行政法人労働者健康安全機構北海道産業保健総合支援センター |

## 2 計画の策定経過

| 年               | 月                     | 内 容   |                        |
|-----------------|-----------------------|---|------------------------|
| 2022年<br>(令和4年) | 12月                   | ・令和4年度第1回札幌市自殺総合対策連絡会議                                      |                        |
| 2023年<br>(令和5年) | 3月                    | ・令和4年度第1回札幌市自殺総合対策推進会議<br>・精神保健福祉審議会へ報告                     |                        |
|                 | 6月                    | ・札幌市自殺総合対策連絡会議構成機関・団体へ作業シート作成依頼（～7月）                        |                        |
|                 | 8月                    | ・ヒアリング（遺された人への支援を充実する）<br>・ヒアリング（女性の自殺対策を更に推進する）            |                        |
|                 | 9月                    | ・ヒアリング（関係団体等との連携強化）<br>・精神保健福祉審議会へ報告                        |                        |
|                 | 10月                   | ・ヒアリング（自殺未遂者支援の充実）<br>・ヒアリング（子ども・若者の自殺対策）                   |                        |
|                 | 11月                   | ・令和5年度第1回札幌市自殺総合対策連絡会議（書面）<br>・令和5年度第1回札幌市自殺総合対策推進会議幹事会     |                        |
|                 | 12月                   | ・令和5年度第1回札幌市自殺総合対策推進会議<br>・市議会厚生委員会へ報告<br>・パブリックコメント実施（～1月） |                        |
|                 | 2024年<br>(令和6年)<br>予定 | 2月  | ・令和5年度第2回札幌市自殺総合対策推進会議 |
|                 | 3月                    | ・精神保健福祉審議会へ報告<br>・計画策定                                      |                        |

### 3 市民意見の募集（パブリックコメント）

パブリックコメントの  
実施結果を掲載予定

## 4 令和3年度第1回市民意識調査

### (1) 調査概要

広報部が実施している「市民意識調査」を活用し、札幌市の自殺対策に関する認知度や市民の悩み・ストレスを感じる問題とその対応方法等を調査しました。

### (2) 調査期間

令和3年（2021年）6月25日（金）～7月9日（金）

### (3) 調査対象者

札幌市全域の18歳以上の男女5千人

### (4) 抽出方法

住民基本台帳から等間隔無作為抽出

### (5) 調査方法

調査票を郵送し、同封する返信用封筒で回収する（郵送法）

### (6) 回収結果

2,672件（回収率53.4%）

### (7) 調査結果

調査結果は、札幌市のホームページで掲載しています。

URL：<https://www.city.sapporo.jp/somu/shiminokoe/sakusei/r0303anke.html>

## 5 自殺対策基本法等

- ・ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）
- ・ 自殺総合対策大綱（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）
- ・ 第 4 期北海道自殺対策行動計画（令和 5 年 3 月策定）

※ 上記は、札幌市のホームページに掲載しています。

URL : <https://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/knows/index.html>

## 6 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱（平成 21 年 7 月 10 日 市長決裁）

（設置）

第 1 条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

（構成）

第 3 条 推進会議に委員長及び委員を置く。

- 2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。
- 3 委員は、別表 1 に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

（委員長等の職務）

第 4 条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（幹事会）

第 5 条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。
- 4 幹事は別表 2 に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第 6 条 幹事会は、第 2 条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。



- ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

- 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 幹事会は、幹事長が招集する。
- ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- この要綱は、平成21年7月10日から施行する。
- 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱（平成20年8月26日保健福祉局長決裁）は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

別表1 (第3条関係)

|    |  |
|----|--|
| 委員 | 総務局長<br>市長室長<br>まちづくり政策局長<br>財政局長<br>市民文化局長<br>保健福祉局長<br>障がい保健福祉担当局長<br>医務・健康衛生担当局長<br>子ども未来局長<br>経済観光局長<br>建設局<br>都市局長<br>交通事業管理者<br>病院事業管理者<br>消防局長<br>区長(委員長が指名する者に限る)<br>教育長 |
|----|--|

別表2 (第5条関係)

|    |  |
|----|--|
| 幹事 | 総) 改革推進室長<br>広報部長<br>職員部長<br>政) 政策企画部長<br>財) 財政部長<br>税政部長<br>市) 市民自治推進室長<br>市民生活部長<br>男女共同参画室長<br>保) 総務部長<br>地域生活支援担当部長<br>高齢保健福祉部長<br>地域包括ケア推進担当部長<br>障がい保健福祉部長<br>保険医療部長<br>ウェルネス推進担当部長<br>成人保健・歯科保健担当部長<br>医療政策担当部長<br>子) 子ども育成部長<br>子育て支援部長<br>児童相談所長<br>経) 経営支援・雇用労働担当部長<br>建) みどりの管理担当部長<br>都) 住宅担当部長<br>交) 高速電車部長<br>病) 市立札幌病院精神科部長<br>市立札幌病院救命救急センター部長<br>消) 救急担当部長<br>区市民部長(幹事長が指名する者に限る)<br>区保健福祉部長(幹事長が指名する者に限る)<br>教) 学校教育部長<br>児童生徒担当部長 |
|----|--|

## 7 札幌市自殺総合対策連絡会議設置要綱（令和元年10月28日 保健福祉局長決裁）

（目的）

第1条 自殺対策に取り組む関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力し、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、札幌市自殺総合対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換及び連絡調整等を行う。

- (1) 札幌市自殺総合対策行動計画の推進に関する事。
- (2) その他自殺対策の推進に必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 連絡会議は、別表に掲げる機関等で構成する。

（会長）

第4条 連絡会議に会長を置く。

- 2 会長は、精神保健福祉センター所長とする。
- 3 会長は、連絡会議を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、予め会長が指名する者にその職務を代理させる。

（アドバイザー）

第5条 会長は、自殺対策に係る専門的な見地から意見・助言等を求めるため、学識経験者の中からアドバイザーを選任することができる。

（会議）

第6条 連絡会議は、会長が招集し、会長が議事進行を行う。

（意見の聴取）

第7条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を認めることができる。

（部会）

第8条 連絡会議は、第2条各号に規定する事項のうち、より専門的な見地でかつ集中的な検討を要するものについて、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会の構成機関は、連絡会議における意見を参考に会長が定める。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を統括する。
- 6 部会は、会長が招集し、部会長が議事進行を行う。

（庶務）

第9条 連絡会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて行う。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月2日から施行する。

## 別表

| 構成機関区分           | 機関名   |
|------------------|---|
| 保健・医療・福祉<br>関係機関 | 一般社団法人 札幌市医師会<br>札幌市精神科医会<br>一般社団法人 北海道精神神経科診療所協会<br>市立札幌病院<br>公益社団法人 北海道看護協会<br>一般社団法人 北海道臨床心理士会<br>一般社団法人 北海道精神保健福祉士協会<br>一般社団法人 札幌薬剤師会<br>社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会<br>公益財団法人 北海道精神保健推進協会<br>特定非営利活動法人 さっされん |
| 大学・研究機関          | 国立大学法人 北海道大学病院<br>公立大学法人 札幌市立大学   |
| 教育関係機関           | 公益社団法人 全国大学保健管理協会北海道地方部会<br>札幌市教育委員会  |
| 警察・消防機関          | 北海道警察本部<br>札幌市消防局   |
| 経営・労働関係機関        | 一般社団法人 日本産業カウンセラー協会北海道支部<br>厚生労働省北海道労働局   |
| 法律関係機関           | 札幌弁護士会<br>札幌司法書士会<br>日本司法支援センター札幌地方事務所  |
| 活動団体             | 社会福祉法人 北海道いのちの電話<br>公益社団法人 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター<br>自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」<br>分かちあいの会・ネモフィラ<br>社会福祉法人 青十字サマリヤ会<br>特定非営利活動法人 札幌連合断酒会<br>特定非営利活動法人 札幌市精神障害者家族連合会   |

## 8 用語解説

### あ

#### ICT

情報通信技術。通信技術を使った情報処理や通信技術の総称で、IT（情報技術）よりもコミュニケーションの重要性を強調した意味をもつ。

#### アウトリーチ

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して、積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。訪問支援。

#### あかるい職場応援団

職場のパワーハラスメント（パワハラ）、いじめ・嫌がらせ問題の予防・解決に向けた情報提供のための厚生労働省のウェブサイト。

URL：<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

#### EPDS

エジンバラ産後うつ病質問票。産後うつ病のリスク度判定に役立つ質問票。10個の質問からなり、調査時1週間の状態を知ることができる。

#### いじめの防止等に関する基本的な方針

いじめ防止対策推進法に基づき、文部科学省がいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため定めたもの。

#### 依存症

特定の何かに心を奪われ、やめたくても、やめられない状態になること。

#### いのち支える自殺対策推進センター

改正自殺対策基本法が定める指定調査研究等法人。

#### いのちの電話

自殺を考えるほどの深い悩み・苦しみ・辛さを抱え、誰にも相談出来ずに孤独のうちにある人の心の支えとなる事を目的として、24時間365日電話相談等の活動を行う民間団体。相談員はボランティアで、この活動は世界中で行われている。

#### いのちの電話フリーダイヤルカード

いのちの電話が毎月10日に行っている、フリーダイヤルによる相談を広く周知するために作成されたカード。

#### うつ病

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態。

#### SNS

インターネットを介して人間関係を構築できるWEBサービスの総称。情報の発信・共有・拡散などの機能に重きを置いているのが特徴。

#### SOSの出し方に関する教育

子どもが困難を抱えたとき、身近にいる信頼できる大人に援助を求める行動を取れるようにする教育。また、友達のそうした感情を受け止めるための教育。

#### LGBT

「Lesbian」（レズビアン、女性同性愛者）、「Gay」（ゲイ、男性同性愛者）、「Bisexual」（バイセクシュアル、両性愛者）、「Transgender」（トランスジェンダー、性の不一致）の頭文字をとり、性的少数者の一部の人々を指した総称のこと。

#### 援助希求

悩みを誰かに話したり、助けを求めたりすること。

#### オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマーク。オレンジリボンを広めることで、子ども虐待のない社会を目指す。

### か

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護サービスの給付計画（ケアプラン）を作成し、自治体や他の介護サービス事業者との連絡調整を行う専門員。

.....

**介護福祉士**

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、心身の状況に応じた介護を行い、その者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う専門員。また、その資格の名称。

.....

**介護予防センター**

介護予防の拠点として、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援を行う。また、地域の高齢者の身近な相談窓口の機能を担い、地域包括支援センターの役割を補完する機関。

.....

**カウンセリング（カウンセラー）**

相談者の抱える問題や悩みなどに対して、専門的な知識や技術を用いて行われる相談援助。また、相談援助にあたる者をカウンセラーといい、各領域において活動している。例) スクールカウンセラー（教育機関）、産業カウンセラー（企業等）

.....

**かかりつけ医**

自分や家族の健康に関して、日常的に相談でき、緊急の場合にも対処してくれる医師及び歯科医師。

.....

**過重労働解消相談ダイヤル**

厚生労働省が行う「過重労働解消キャンペーン」の一環として都道府県労働局が実施する電話相談。過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を受け、法令の説明や関係機関の紹介等を行う。

.....

**家庭児童相談室**

福祉事務所内に設けられ、家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関することなど、専門的技術を必要とする相談に応じる。

.....

**過労死等の防止のための対策に関する大綱**

過労死等防止対策推進法に基づき、政府が過労死等の防止のため対策を効果的に推進するため定めたもの。

.....

.....

**カンファレンス**

会議のこと。特に医療現場では、関係スタッフが、情報共有や共通認識、問題解決を図るために開催される会議を指す。

.....

**救急患者精神科継続支援料**

自殺企図等により入院した精神疾患を有する患者に対し、精神科医又は精神科医の指示を受けた看護師等が生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合に算定できる診療報酬のこと。

.....

**教育センター**

教育に関する調査研究、教育関係職員の研修等を行うとともに、市民に生涯学習の場を提供することを目的として設置された機関。

.....

**CRAFT**

薬物・アルコール依存症のある方の家族や友人に介入技法を習得してもらい、治療を拒否している患者を治療につなげるプログラム。

.....

**ケース・マネジメント**

保健・医療・福祉等の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。ケアマネジメント。

.....

**ケースワーカー**

身体上や精神上などの理由により、日常生活を送ることが困難な人の相談や援助の業務に携わる人。

.....

**ゲートキーパー**

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

.....

**健康づくりサポーター**

ウォーキング、体操、栄養のことなど健康づくりに関する助言・指導を行うことができる方を「健康づくりサポーター」として札幌市が登録し、派遣している。

.....

.....  
**コーディネーター**

物事や課題の解決が円滑に行われるように、全体の調整や進行を担当する人。

.....  
**こころの安心カード**

精神科や心療内科などに通院中の方が、病名や主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカード。札幌市の取組。

.....  
**こころの健康相談統一ダイヤル**

各都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業の全国共通電話番号。全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される。TEL：0570-064-556

.....  
**こころの耳**

職場のメンタルヘルス対策（自殺予防対策を含む）及び過重労働対策について、事業者、労働者、家族等への的確な情報提供を行う厚生労働省のウェブサイト。URL：  
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

.....  
**子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）**

友人・親子関係など子どもに関わるさまざまな悩みや相談を受け、いじめなどの「子どもの権利の侵害」から救済を図る札幌市の機関。

.....  
**子どもの人権SOSミニレター**

法務省人権擁護機関が全国の小中学校の児童向けに配布した便箋兼封筒。切手不要であり、相談したいことを書いてポストに投函すると人権擁護委員や地方法務局に届き、希望する連絡方法（手紙・電話）で返事が得られる。

**さ**

**札幌こころのナビ**

若年層の自殺予防やメンタルヘルス向上を目的とし、悩みを抱えた友人等に対する適切な関わり方や相談機関の紹介などを行う、札幌こころのセンターが運営するウェブサイト。URL：  
<http://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>

.....  
**さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業**

原則、中学生までのこころの悩みを抱える子どもや発達障がい疑われる子どもについて、その状態にあった適切な医療機関等を案内する仕組み。

.....  
**札幌市精神保健福祉審議会**

札幌市の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する課題等について審議を実施する、市の附属機関。

.....  
**産業医**

企業において、従業員が健康かつ快適に働けるよう指導・助言を行う医師。

.....  
**産業保健センター**

従業員 50 人未満の小規模事業者やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導等のサービスを行う地域の窓口。

.....  
**事業場**

事業が行われている場所。労働基準法では、企業全体ではなく、支社や営業所、店舗、工場のように組織上、一定程度独立して業務が行われている単位としている。

.....  
**自己肯定感**

自己価値に関する感覚であり、自分が自分についてどう考え、どう感じているかによって決まる感覚。

.....  
**自殺関連事象**

自殺につながるようなほめかしや行動。

.....  
**自殺総合対策大綱**

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。

.....  
**自殺予防週間・自殺対策強化月間**

広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資することを目的に、自殺対策基本法において定められた期間。自殺予防週間は9月10日から16日、自殺対策強化月間は3月。

.....

**自死遺族**

自殺により親族を亡くした遺族。

.....

**自助グループ**

同じ問題や悩みを抱える者が自発的なつながりで結びついた集団。体験を分かち合うことで、互いに援助し、回復を目指す。

.....

**児童相談所**

都道府県および政令指定都市に設けられた、18歳未満の児童福祉の相談に応じる専門機関。

.....

**児童相談所全国共通ダイヤル**

最寄りの児童相談所につながる全国共通の短縮ダイヤル。児童の虐待通告や相談などを行うことができる。 Tel: 189

.....

**児童養護施設**

保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させて養護し、退所した者に対する相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設。

.....

**社会的養護**

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

.....

**社会福祉士**

身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、その相談に応じ助言・指導したり、医師その他の保健医療サービス提供者との連絡・調整に当たる専門員。また、その資格の名称。

.....

**主要先進7か国**

フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダの7つの先進国。

.....

**障がい者相談支援事業所**

障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助等を総合的に行う事業所。

.....

.....

**障害福祉サービス居宅介護事業所**

障がい者の方が地域で自立した生活を送れるように支援するサービスのうち、身体介助や家事援助等の障がいのある方の自宅で、入浴・排泄・食事等の介護を行う事業所。

.....

**商工会**

地域内経済振興、社会一般の福祉の増進を目的として活動を行う、特別認可法人。

.....

**商工会議所**

商工業の改善と発展を目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織される自由会員制の公益経済団体。

.....

**消費者センター**

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場で処理を行う機関。

.....

**人権擁護委員**

人権に関する相談や、いじめや差別で人権が侵された場合の調査・救済などの活動にあたる委員。市長が推薦し法務大臣から委嘱される。

.....

**スーパーバイザー**

指導・監督を行う者。

.....

**スクールソーシャルワーカー**

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。

.....

**スクリーニング**

迅速に結果が得られる簡便な検査を行うことにより、集団の中から特定の病気が疑われる人を選び出すこと。

.....

**ストレスチェック制度**

働く人たちに対して、心理的な負担の程度を確かめる検査とその結果に応じた面接指導などの対応を行う制度。従業員50人以上の事業場に義務付け。

.....



.....

### 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者の経済的自立に向けた就労支援を中心としつつ、健康や日常生活に気を配り、社会的なつながりを回復・維持することに配慮しながら、個々の状態に応じた包括的で継続的な支援を行う事業。

.....

### 生活保護

経済的に困窮する国民に対して、国や自治体が、健康で文化的な最低限度の生活を保障する公的扶助制度。

.....

### 精神科リエゾンチーム

一般病棟に入院する患者の精神状態を把握し、精神科専門医療が必要な者を早期発見・早期治療するため、精神科医、専門性の高い看護師、薬剤師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等多職種で構成するチームのこと。

.....

### 性暴力被害者支援センター北海道SACRACH

性暴力の被害に遭った女性の支援を行う機関。

.....

### 政令指定都市

政令で指定する人口 50 万以上の市。指定された市は、都道府県の権限の多くを委譲される。

.....

### 世界保健機関（WHO）

国連の中にあり、グローバルな保健問題について、健康に関する研究課題の作成や規範・基準を設定したり、健康志向を監視・評価等を行う機関。

.....

### セラピスト

身につけた知識と技術をつかって心身を癒やす、治療技術の専門家のこと。

.....

## た

### 大学保健管理センター

学生や教職員が健康で充実した生活を送れるよう、心身の健康相談、健康診断、保健指導等をはじめとした様々な相談支援を行う、学内の窓口機関。

.....

.....

### 地域自殺実態プロフィール

いのち支える自殺総合対策推進センターが作成し、自治体に提供される地域の自殺の実態に関する詳細な分析データ。

.....

### 地域別自殺対策の政策パッケージ

いのち支える自殺総合対策推進センターが作成し、自治体に提供される地域自殺の実態プロフィールや、具体的な政策例などを示した基本的な政策方針。

.....

### 地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。

.....

### 地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までの若者に対し、就労に向けた支援を行っている機関。就業相談、コミュニケーション訓練、協力企業への就労体験などの支援を行っている。

.....

### 地区福祉のまち推進センター

市民による自主的な福祉活動を行う組織。概ね連合町内会単位、市内 99 地区で組織化されている。

.....

### 中小企業支援センター

財団各部、国、北海道、札幌市、各支援機関と連携を図りながら、札幌市内の経営向上を目指す創業者・中小企業者等を支援する組織。

.....

### 統合失調症

思考や行動、感情を一つの目的に沿ってまとめていく能力が長期間にわたって低下し、その経過中にある種の幻覚、妄想、ひどくまとまりのない行動が見られる病態。

.....

## な

### 24 時間子供 SOS ダイヤル

文部科学省が設置した、子供や保護者等からの相談を 24 時間、全国どこからでも受け付けている相談ダイヤル。 TEL : 0120-0-78310

.....

.....

## 認知行動療法

認知（ものの受け取り方や考え方）に働きかけて気持ちを楽にする精神療法(心理療法)の一種。

.....

## 認知症

脳の細胞が様々な原因で減少したり、働きが悪くなったりすることによって、記憶や判断力の障がいなどが起こった状態。

# は

## パーソナリティ障害

大多数の人とは違う反応や行動をすることで本人が苦しんでいたりと、周りが困っているケースに診断される精神疾患。

## 配偶者暴力相談支援センター

配偶者やパートナー、交際相手からの暴力のことを相談できる機関。その他、関係機関への専門の相談員による付き添いや保護施設・保護命令制度の紹介等を行っている。

## 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい、チック障がい、吃音（症）などに分類される生まれつきの特性。

## ハラスメント

職務上の地位などの関係の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える等の行為。例えば、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど。

## ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民が安定した雇用の機会を確保することを目的として国が設置する機関。

## ひきこもり地域支援センター

市民を対象としたひきこもり専門の相談窓口で、本人やその家族等からの相談に応じ、助言を行い、必要に応じて訪問型の支援にも対応したり、適切な関係機関へつなぐ役割も行う。

.....

## ひとり親家庭支援センター

ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）と寡婦を対象に、生活一般、養育費等にかかる相談、教養講座の開催、交流場所の提供を行っている機関。

## フィルタリング

インターネット利用者が意図しないネットの危険にさらされるのを防ぐこと。

## ブラックバイト

学生であることを尊重せず無理を強いる、あるいは違法性のあるアルバイトのこと。

## ポータルサイト

インターネットを利用する際の入り口となるウェブサイト。

## ホットライン

緊急非常用の直通電話。

# ま

## 民生委員・児童委員

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民間の奉仕者。

## メンタルヘルス

精神面における健康のこと。

# や

## 養護教諭

在学生の怪我や疾病等に対する応急措置を行ったり、健康診断等を通して在学生の心身の健康をつかさどる学校職員。

# ら

## ライフステージ

人生の節目ごとに段階分けしたもの。

## 老人福祉センター

地域の高齢者に対して、無料又は低額な料金で各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上やレクリエーションの機会を提供する機関。

.....

### **労働者の心の健康の保持増進のための指針**

事業場において事業者が講ずる労働者のメンタルヘルスケアの原則的な実施方法について、国が定めた指針。

.....

### **労働条件相談ほっとライン**

違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が法令・裁判例等の説明や各関係機関の紹介等を行う電話相談。

TEL : [0120-811-610](tel:0120-811-610)

.....

## **わ**

### **若者支援総合センター**

ひきこもり等の対人関係や、進路・仕事のことなどに悩みを抱える15～39歳までの若者及び家族の相談・支援を行っている機関。

.....